

議案等の部

議案等の部目次

1 議案

(1) 知事提出議案

(令和6年2月14日上程・令和6年2月21日可決)

第77号 訴えの提起について	222
----------------	-----

(令和6年2月14日上程・令和6年3月12日可決)

第1号 令和6年度長野県一般会計予算案	1
第2号 令和6年度長野県公債費特別会計予算案	20
第3号 令和6年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算案	23
第4号 令和6年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予 算案	25
第5号 令和6年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備 等資金貸付金特別会計予算案	27
第6号 令和6年度長野県国民健康保険特別会計予算案	29
第7号 令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算案	32
第8号 令和6年度長野県農業改良資金特別会計予算案	34
第9号 令和6年度長野県漁業改善資金特別会計予算案	36
第10号 令和6年度長野県県営林経営費特別会計予算案	38
第11号 令和6年度長野県林業改善資金特別会計予算案	41
第12号 令和6年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予 算案	43
第13号 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算 案	45
第14号 令和6年度長野県流域下水道事業会計予算案	48
第15号 令和6年度長野県電気事業会計予算案	52
第16号 令和6年度長野県水道事業会計予算案	56
第17号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関 する条例の一部を改正する条例案	60

第 18 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	65
第 19 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	73
第 20 号	長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	74
第 21 号	長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	75
第 22 号	長野県文化会館条例の一部を改正する条例案	76
第 23 号	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	86
第 24 号	女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案	90
第 25 号	長野県女性相談支援センター条例案	99
第 26 号	県立ときわぎ寮条例案	101
第 27 号	医療法施行条例の一部を改正する条例案	103
第 28 号	貸付金免除条例の一部を改正する条例案	104
第 29 号	長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案	105
第 30 号	長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案	106
第 31 号	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案	107
第 32 号	旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案	139
第 33 号	長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案	140
第 34 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	141

第 35 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	156
第 36 号	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案	161
第 37 号	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案	174
第 38 号	長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案	175
第 39 号	資金積立基金条例の一部を改正する条例案	176
第 40 号	信州登山案内人条例の一部を改正する条例案	177
第 41 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	179
第 42 号	長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案	180
第 43 号	消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案	181
第 44 号	長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	182
第 45 号	長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	183
第 46 号	長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案	185
第 47 号	長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案	188
第 48 号	長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	189
第 49 号	包括外部監査契約の締結について	190
第 50 号	交通事故に係る損害賠償について	191
第 51 号	指定管理者の指定について	193
第 52 号	指定管理者の指定について	194
第 53 号	県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負	

	契約の締結について……………	195
第 54 号	県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について……………	196
第 55 号	県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について……………	197
第 56 号	県営林道事業施行に伴う市町村の負担について……………	199
第 57 号	長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について……………	200
第 58 号	一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）請負契約の締結について……………	201
第 59 号	一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区）変更請負契約の締結について……………	202
第 60 号	道路上の事故に係る損害賠償について……………	203
第 61 号	一般国道141号道路改築工事（平原大橋）請負契約の締結について……………	205
第 62 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）請負契約の締結について……………	206
第 63 号	主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 1 工区）変更請負契約の締結について……………	207
第 64 号	主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 2 工区）変更請負契約の締結について……………	208
第 65 号	主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 4 工区）変更請負契約の締結について……………	209
第 66 号	一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について……………	210
第 67 号	一級河川岡田川河川改修工事（排水機場整備）変更請負契約の締結について……………	211
第 68 号	一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について……………	212
第 69 号	一級河川の指定について……………	213
第 70 号	河川隣接地の事故に係る損害賠償について……………	214
第 71 号	道路事業施行に伴う市町村の負担について……………	216
第 72 号	急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について……………	217

第 73 号	都市計画事業施行に伴う市町村の負担について……………	218
第 74 号	令和 5 年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分につ いて……………	219
第 75 号	流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について……………	220
第 76 号	高等学校の統合について……………	221

(令和 6 年 2 月 14 日 上程)

報第 1 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	271
報第 2 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	273
報第 3 号	試験場管理中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	275
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	277
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	279
報第 6 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	281
報第 7 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	286
報第 8 号	河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	288
報第 9 号	急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専 決処分報告……………	290
報第 10 号	自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	292

(令和 6 年 2 月 20 日 上程・令和 6 年 2 月 29 日 可決)

第 90 号	教育委員会教育長の選任について……………	269
--------	----------------------	-----

(令和 6 年 2 月 20 日 上程・令和 6 年 3 月 12 日 可決)

第 78 号	令和 5 年度長野県一般会計補正予算 (第 6 号) 案……………	224
第 79 号	令和 5 年度長野県公債費特別会計補正予算 (第 1 号) 案……………	244
第 80 号	令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補 正予算 (第 1 号) 案……………	246
第 81 号	令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 案……………	248
第 82 号	令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 補正予算 (第 1 号) 案……………	251
第 83 号	令和 5 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算 (第 2	

	号) 案	253
第 84 号	令和 5 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号) 案	257
第 85 号	令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算 (第 1 号) 案	259
第 86 号	令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算 (第 2 号) 案	261
第 87 号	令和 5 年度長野県流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号) 案	263
第 88 号	令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算 (第 2 号) 案	265
第 89 号	令和 5 年度長野県水道事業会計補正予算 (第 2 号) 案	267

(令和 6 年 3 月 13 日上程・同日可決)

第 91 号	監査委員の選任について	270
--------	-------------	-----

(2) 議員提出議案

(令和 6 年 2 月 29 日上程・同日可決)

議第 1 号	鳥獣被害防止対策の更なる充実を求める意見書 (案)	294
議第 2 号	若者世代への結婚支援の拡充を求める意見書 (案)	295
議第 3 号	医療的ケア児等への支援の充実を求める意見書 (案)	296
議第 4 号	政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書 (案)	297
議第 5 号	災害への対応力の強化を求める意見書 (案)	298
議第 6 号	若者の市販薬の過剰摂取防止対策の強化を求める意見書 (案)	299
議第 7 号	被災者生活再建支援法に基づく支援制度の拡充を求める意見書 (案)	300

(3) 委員会提出議案

(令和 6 年 3 月 12 日上程・同日可決)

委第 1 号	長野県議会会議規則の一部を改正する規則 (案)	301
委第 2 号	長野県議会委員会条例の一部を改正する条例 (案)	304

2 諸般の報告

(令和6年2月14日報告)

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	306
長野県国民保護計画の変更について	307
令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について	308
現金出納検査結果	309

(令和6年2月20日報告)

人事委員会意見回答	311
-----------	-----

(令和6年3月12日報告)

令和5年度包括外部監査の結果に関する報告について	312
現金出納検査結果	313

3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨

危機管理部長議案説明要旨	314
企画振興部長議案説明要旨	319
総務部長議案説明要旨	329
県民文化部長議案説明要旨	335
健康福祉部長議案説明要旨	345
環境部長議案説明要旨	358
産業労働部長議案説明要旨	365
観光部長議案説明要旨	373
農政部長議案説明要旨	378
林務部長議案説明要旨	386
建設部長議案説明要旨	392

4 発言通告者一覧表

5 陳情文書表

6 委員会審査報告書

(令和6年2月21日報告)

危機管理建設委員会……………	409
(令和6年3月12日報告)	
危機管理建設委員会……………	410
県民文化健康福祉委員会……………	415
環境文教委員会……………	421
農政林務委員会……………	427
産業観光企業委員会……………	430
総務企画警察委員会……………	433
7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿……………	438
8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿……………	439

第 1 号

令和 6 年度長野県一般会計予算案

令和 6 年度長野県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,991億1,254万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
款	項	千円
1 県	税	240,213,201
1 県	民 税	79,041,676
2 事	業 税	67,856,509
3 地	方 消 費 税	35,884,897
4 不	動 産 取 得 税	4,855,312
5 県	た ば こ 税	2,239,352
6 ゴ	ル フ 場 利 用 税	795,287
7 軽	油 引 取 税	17,078,268
8 自	動 車 税	32,416,918
9 鉦	区 税	2,510
10 固	定 資 産 税	20,024

11	狩	猟	税	13,245
12	旧	法	による	9,203
	2	地方消費税清算金		103,101,749
	1	地方消費税清算金		103,101,749
	3	地方譲与税		41,289,000
	1	特別法人事業譲与税		37,627,000
	2	地方揮発油譲与税		3,131,000
	3	石油ガス譲与税		97,000
	4	自動車重量譲与税		218,000
	5	森林環境譲与税		206,000
	6	航空機燃料譲与税		10,000
	4	地方特例交付金		7,496,000
	1	地方特例交付金		7,496,000
	5	地方交付税		209,812,000
	1	地方交付税		209,812,000
	6	交通安全対策特別交付金		556,000
	1	交通安全対策特別交付金		556,000

7	分担金及び負担金			1,941,292
		1	分担金	173,201
		2	負担金	1,768,091
8	使用料及び手数料			14,504,744
		1	使用料	11,398,717
		2	手数料	103,900
		3	紙収入	3,002,127
9	国庫支出金			115,605,557
		1	国庫負担金	60,920,361
		2	国庫補助金	53,009,047
		3	委託金	1,676,149
10	財産収入			1,415,999
		1	財産運用収入	1,021,819
		2	財産売却収入	394,180
11	寄付金			1,185,210
		1	寄付金	1,185,210
12	繰入金			28,427,728

13	繰越金	1	特別会計繰入金	78,440	
			2	基金繰入金	28,188,163
			3	企業特別会計繰入金	161,125
14	繰越収入	1	繰越金	1	
			1	延滞金加算金及び過料等	165,563,066
			2	県預金利息	217,054
			3	貸付金元利収入	100
			4	受託事業収入	153,240,797
			5	収益事業収入	2,976,004
			6	利子割精算金収入	4,208,925
			7	雑収入	1
15	県債			4,920,185	
			1	債	68,001,000
			1	債	68,001,000
	歳入合計			999,112,547	

款		歳		出		金額
1	2	1	2	1	2	千円
1 議	会	1 議	費	会	費	1,461,133
2 総	務	1 総	費	管	費	1,461,133
		2 企	費	理	費	42,379,697
		3 徴	費	画	費	20,328,134
		4 市	費	税	費	6,851,254
		5 選	費	村	費	6,204,645
		6 防	費	振	費	1,810,825
		7 災	費	興	費	24,005
		8 統	費	挙	費	2,241,798
		9 生	費	災	費	5,050
		10 外	費	救	費	600,164
		11 人	費	助	費	3,828,639
			費	査	費	247,534
			費	化	費	100,698

3	民	生	費	12	監	査	員	費	136,951
				1	社	会	福	社	136,905,276
				2	児	童	福	社	94,682,845
				3	障	が	い	福	21,474,444
				4	生	活	保	護	18,342,397
									2,405,590
4	衛	生	費						24,183,566
				1	医	務	所	費	7,231,157
				2	保	健		費	2,328,523
				3	病	院		費	5,532,648
				4	公	衆	衛	生	8,553,912
				5	環	境	衛	生	338,116
				6	薬	務		費	199,210
5	労	働	費						2,928,266
				1	労	政		費	175,430
				2	職	業	能	力	2,018,926
				3	雇	用	対	策	664,982
									費

6	環境費	4	労働委員会費	68,928
		1	環境管理費	4,699,474
		2	水環境費	2,598,150
		3	環境自然保護費	1,383,726
				717,598
7	農林水産業費			41,833,549
		1	農業費	12,026,937
		2	畜産業費	1,126,383
		3	農地費	14,391,993
		4	林業費	13,992,231
		5	水産業費	296,005
8	商工費			163,251,504
		1	商工費	162,457,560
		2	観光費	793,944
9	土木費			110,380,186
		1	土木管理費	4,181,451
		2	道路橋梁費	54,231,687

3	河	川	費	9,875,606
4	砂	防	費	11,446,736
5	都	市	計	12,077,841
6	住	宅	費	6,079,256
7	中	央	新	5,036
			幹	
			線	
			建	
			設	
8	直	轄	業	12,482,573
			負	
			担	
			金	
10	警	察	費	46,884,641
1	警	察	管	41,879,125
			理	
			費	
2	警	察	活	5,005,516
			動	
			費	
11	教	育	費	198,769,373
1	教	育	總	16,659,851
			務	
			費	
2	小	學	校	65,169,864
			校	
			費	
3	中	學	校	41,928,935
			校	
			費	
4	特	別	支	20,858,738
			援	
			學	
			校	
			費	
5	高	等	學	43,300,293
			校	
			費	
6	大	學	學	1,888,614
			費	
			費	
7	社	會	教	718,606
			育	
			費	

12	災害復旧費	8	保健体育費	8,244,472
		1	農林水産施設災害復旧費	8,077,908
		2	公共土木施設災害復旧費	1,758,070
		3	県単土木施設災害復旧費	5,906,018
13	公債費			413,820
		1	公債費	117,682,271
14	諸支出金			117,682,271
		1	地方消費税清算金	99,575,703
		2	利子割交付金	34,042,890
		3	配当割交付金	91,098
		4	株式等譲渡所得割交付金	1,279,777
		5	法人事業税交付金	1,123,417
		6	地方消費税交付金	4,872,220
		7	ゴルフ場利用税交付金	51,851,113
		8	環境性能割交付金	584,536
		9	個人県民税徴収取扱費交付金	936,654
				3,652,948

10	利子割算金	50
11	市町村振興宝くじ交付金	1,141,000
15	予備費	100,000
1	予備費	100,000
	歳出合計	999,112,547

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
衛星系防災行政無線設備更新事業	令和7年度	4,467,937
消防防災航空センター事業	令和6年度～令和7年度	24,008
高速情報通信ネットワーク整備事業	令和6年度～令和9年度	8,284
投開票集計システム再構築事業	令和6年度～令和7年度	17,144
しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償	令和6年度～返済完了のとき	元金970,000千円及びこれに 対する利息(遅延利息を含 む。)相当額並びに補償履行 の日までの利息
空港管理事業	令和6年度～令和8年度	1,431,430
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和6年度～令和16年度	共同発行団体による共同発行 の総額から県負担額を除いた 額及びこれに対する利子相当 額
物品管理システム構築事業	令和6年度～令和7年度	9,163
中長期修繕・改修事業	令和7年度	3,140,067
自動車税納税通知書印刷事業	令和6年度～令和7年度	15,896
総務事務民間人材活用事業	令和7年度～令和9年度	181,873
がん先進医療費利子補給	令和7年度～令和12年度	469
再生可能エネルギー普及総合支援事業	令和7年度～令和8年度	180,000
ものづくり産業応援助成	令和7年度～令和8年度	1,269,600

I C T産業立地助成	令和7年度～令和10年度	417,400
本社等移転促進助成	令和7年度～令和8年度	23,000
指定野菜価格安定資金造成円滑化事業	令和6年度～令和7年度	157,700
契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業	令和6年度～令和7年度	17,400
大家畜特別支援資金利子補給	令和6年度～令和31年度	3,266
養豚特別支援資金利子補給	令和6年度～令和21年度	949
中野食肉施設整備支援事業	令和6年度～令和7年度	224,000
県営かんがい排水事業	令和7年度～令和8年度	1,199,600
県営畑地帯総合土地改良事業	令和7年度～令和8年度	1,365,000
経営体育成基盤整備事業	令和7年度	568,000
県営中山間総合整備事業	令和7年度	310,000
農地防災地すべり対策事業	令和7年度	50,000
県営農村地域防災減災事業	令和7年度～令和9年度	4,130,000
農業近代化資金利子補給	令和6年度～令和26年度	126,789
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和6年度～令和21年度	11,850
担い手支援資金借入金損失補償	令和6年度～返済完了のとき	元金572,000千円及び延滞金並びに違約金相当額並びに補償履行の日までの利息
農地売買支援事業利子補給	令和6年度～令和10年度	399

事業名	返済期間	元金
林業公社日本政策金融公庫造林資金借入金損失補償	令和6年度～返済完了のとき	40,348千円及びこれに対する利息(遅延利息を含む。)相当額並びに補償履行の日までの利息
森林整備合理化計画推進事業利子助成	令和7年度～令和36年度	5,622
公共治山事業	令和6年度～令和7年度	784,900
橋梁補修事業	令和7年度	5,493,000
災害防除道路事業	令和7年度～令和8年度	3,634,000
雪寒対策道路事業	令和7年度	180,000
交通安全施設事業	令和7年度	1,436,000
電線共同溝整備事業	令和7年度	405,000
市町村基幹道路整備事業	令和7年度～令和8年度	822,000
道路橋梁維持修繕事業	令和7年度	1,020,000
道路防災事業	令和7年度	230,000
雪寒地域建設機械整備事業	令和7年度	300,000
道路改築事業	令和7年度～令和12年度	47,589,000
道路建設受託事業	令和7年度～令和10年度	472,000
河川改修事業	令和7年度～令和8年度	9,386,500
河川災害復旧助成事業	令和7年度～令和9年度	660,000
河川等災害関連事業	令和7年度～令和8年度	37,048
ダム建設事業	令和7年度～令和9年度	900,000

令和2年公共土木施設災害復旧事業	令和7年度	700,000
令和5年公共土木施設災害復旧事業	令和7年度	164,388
令和6年公共土木施設災害復旧事業	令和7年度	454,000
通常砂防事業	令和7年度～令和10年度	7,750,000
火山砂防事業	令和7年度～令和8年度	800,000
地すべり対策事業	令和7年度	3,180,000
急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	1,410,000
雪崩対策事業	令和7年度	300,000
街路事業	令和7年度～令和13年度	7,895,000
都市公園事業	令和7年度～令和8年度	4,150,000
土木公共用地先行取得事業	令和6年度～令和10年度	5,728,000
有料道路活用による道路環境改善事業に対する負担	令和6年度～料金徴収期間満了のとき	有料道路料金の引下げに伴う料金収入の減収相当額
河川調査事業	令和7年度	7,000
砂防等調査事業	令和7年度	30,000
住宅オールZEH化推進事業	令和6年度～令和7年度	111,800
県営住宅建替事業	令和7年度	26,598
特定緊急砂防事業	令和7年度～令和8年度	450,000
許可事務システム賃借料	令和6年度～令和12年度	55,046

警察情報通信ネットワーク事業	令和6年度～令和9年度	63,314
車両管理システム賃借料	令和6年度～令和12年度	71,080
茅野警察署射撃場換気設備改修事業	令和7年度	153,585
運転適正検査器賃借料	令和6年度～令和11年度	27,940
動体・夜間視力計賃借料	令和6年度～令和11年度	21,055
総合指揮システム賃借料	令和7年度～令和11年度	362,176
再編統合高等学校施設整備基本計画策定事業	令和7年度	4,770
高等学校修繕・改修事業	令和7年度	837,270

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
防災行政無線整備事業費	999,000	1 資金	5.0%以内	1 政府資金については、その融通条件による。
震度情報ネットワークシステム整備事業費	33,000	2 方法		2 銀行その他の資金については、その債権者との協定による。
災害対策本部室整備事業費	16,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
地域鉄道整備事業費	204,000	3 その他		
未利用県有地有効活用事業費	14,000	発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。		
県有施設整備事業費	2,528,000			
庁舎整備事業費	305,000			
文化施設整備事業費	213,000			
社会福祉施設整備事業費	396,000			
保育施設整備事業費	5,000			
信濃学園整備事業費	7,000			
技術専門校整備事業費	2,000			
地球温暖化対策推進事業費	58,000			
自然公園施設整備事業費	3,000			

水産試験場整備事業費	2,000
農業農村整備事業費	2,983,000
農道事業費	35,000
林業大学校整備事業費	12,000
林業総合センター整備事業費	50,000
射撃場整備事業費	7,000
治山事業費	1,921,000
林道事業費	97,000
工業技術総合センター整備事業費	18,000
河川事業費	4,264,000
砂防事業費	4,949,000
都市計画事業費	4,038,000
道路事業費	20,567,000
公営住宅建設事業費	1,504,000
県有施設耐震化事業費	206,000
砂防事務所整備事業費	4,000

直轄事業費	11,692,000		
警察施設整備事業費	573,000		
交通安全施設整備事業費	1,090,000		
警察装備品整備事業費	431,000		
幼稚園整備事業費	2,000		
高等学校整備事業費	1,701,000		
特別支援学校整備事業費	915,000		
埋蔵文化財センター除却事業費	4,000		
体育施設事業費	5,000		
過年災害復旧費	817,000		
現年災害復旧費	1,769,000		
臨時財政対策債	3,562,000		
合 計	68,001,000		

第 2 号

令和6年度長野県公債費特別会計予算案

令和6年度長野県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,684億4,558万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	歳	入	項	額	金 額
1 財 産 収 入					947,326
			1 財 産 運 用 収 入		947,326
2 繰 入 金					176,998,261

1	一般会計繰入金	117,261,369
2	基金繰入金	59,736,892
3	債	90,500,000
	1 県債	90,500,000
	歳入合計	268,445,587
	歳出	
	款	金額
		千円
1	公債費	268,445,587
	1 公債費	268,445,587
	歳出合計	268,445,587

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
長野県平成25年度第2回公債借換債	8,600,000	1 資金	5.0%	債権者との協定による。
第136回共同発行市場公募地方債借換債	1,100,000	2 銀行その他 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)		
第137回共同発行市場公募地方債借換債	4,800,000	3 その他		
第138回共同発行市場公募地方債借換債	4,500,000	発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。		
第139回共同発行市場公募地方債借換債	5,300,000			
長野県平成26年10月24日債借換債	3,400,000			
第140回共同発行市場公募地方債借換債	6,000,000			
第143回共同発行市場公募地方債借換債	4,000,000			
長野県平成27年3月25日債借換債	32,000,000			
長野県令和元年度第1回公募公債借換債	20,800,000			
合 計	90,500,000			

第 3 号

令和 6 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

令和 6 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,773万6千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳入	歳出	歳入歳出	項	額	金	額
							千円
1 繰越	入金						584
2 繰越		繰入金					584
3 諸収入			繰入金	繰入金			356,564
				繰入金			356,564
				繰入金			160,588
				繰入金			154,181
				繰入金			6,407

歲	入	合	計	歲	出	金	額
歲	入	合	計	歲	出	金	額
1	貸	款	付	1	貸	金	510,630
2	事	務	費	1	貸	金	510,630
							7,106
							7,106
歲	出	合	計	歲	出	金	517,736

千円

第 4 号

令和 6 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

令和 6 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,300万3千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳		金額
	支 出	入	
1 国 庫	支 出 金		80,242
		1 国 庫 補 助 金	80,242
2 諸 収	入		246,920
		1 雑 入	246,920
3 掛 金 収 入			45,194
		1 掛 金 収 入	45,194
4 財 産 収 入			21

5	繰入金	1	財産運用収入	21
				90,625
6	繰越金	1	1 一般会計繰入金	90,625
			1 繰越金	1
	歳入合計			463,003
			歳出	
	款		項	金額
				千円
1	心身障害者扶養共済事業費			463,003
			1 心身障害者扶養共済事業費	463,003
	歳出合計			463,003

第 5 号

令和 6 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

令和 6 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億5,033万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

	歳		金 額
	入	入	
1 諸 収 入			2,785,733
2 県 債	1 貸付金元利収入		2,785,733
			664,600

1 県 債

664,600

歳 入 合 計

3,450,333

歳 出

金 額
千円

1 貸 付 金

664,600

1 貸 付 金

664,600

2 公 債 費

2,785,733

1 病 院 事 業 債 償 還 金

2,785,733

歳 出 合 計

3,450,333

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人長野県立病院機構 施設整備等資金貸付金	千円 664,600	1 資 金 政府資金、銀行その他 2 方 法 普通貸借又は債券発行	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金に ついては、その債権者 との協定による。

第 6 号

令和 6 年度長野県国民健康保険特別会計予算案

令和 6 年度長野県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,791億5,961万5千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳	項	入	額
				千円
1	分担金及び負担金			48,504,294
2	国庫支出金	1	負担金	48,504,294
		1	国庫負担金	50,441,312
		2	国庫補助金	35,938,180
3	前期高齢者交付金			14,503,132
		1	前期高齢者交付金	62,754,622
				62,754,622

4	共同事業交付金		489,978
5	財産収入	1 共同事業交付金	489,978
			1,694
6	繰入金	1 財産運用収入	1,694
			11,474,351
7	繰越金	1 一般会計繰入金	11,474,351
			5,490,955
8	諸収入	1 繰越金	5,490,955
			2,409
		1 雑収入	2,409
	歳入合計		179,159,615
	款	歳出	金額
			千円
1	国民健康保険事業費		179,159,615
1	国民健康保険運営事業費		178,166,024
2	総務費		3,021

3	保 健 事 業 費	177,356
4	予 備 費	813,214
	歲 出 合 計	179,159,615

第 7 号

令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,273万4千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳入	歳入	項	額	金額
1 繰越	繰越	繰越			4,224
2 繰越	繰越	繰越			4,224
3 諸収入	諸収入	諸収入			10,807
			繰越	繰越	10,807
			繰越	繰越	317,703
			繰越	繰越	317,702
			繰越	繰越	1

歳	入	合	計	332,734
歳	入	合	計	332,734
			出	
			項	
			金	
			額	
				千円
1	小規模企業者等設備導入資金			332,734
			1 小規模企業者等設備導入資金	332,734
歳	出	合	計	332,734

第 8 号

令和 6 年度長野県農業改良資金特別会計予算案

令和 6 年度長野県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,927万7千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳	項	入	金 額
				千円
1 貸付勘定収入		1 諸収入		47,868
		2 繰入金		9,114
2 業務勘定収入		2 繰入金		38,754
		1 諸収入		1,336
		2 繰入金		1
3 予備費勘定収入		繰入金		1,335
				73

1	繰越金	72
2	諸収入	1
	歳入合計	49,277

	歳出	金額
		千円

1	農業改良資金	49,277
1	貸付金	47,868
2	取扱事務費	1,336
3	予備費	73
	歳出合計	49,277

第 9 号

令和6年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

令和6年度長野県漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231万2千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳	項	入	金	額
					千円
1	貸付勘定収入				1,602
		1	繰入金		1
		2	諸収入		940
		3	繰越金		661
2	予備費勘定収入				710
		1	諸収入		2
		2	繰越金		708

歲	入	合	計	2,312
歲	入	合	計	
	款	項	出	金 額
				千円
1	漁業改善資金			2,312
		1	貸	金
		2	予	備
				710
				2,312

令和 6 年度長野県営林経営費特別会計予算案

令和 6 年度長野県営林経営費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,379万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

款	支 出 金	歳 入		金 額
		項	額	
1 国 庫	支 出 金			10,660
		1 国 庫	負 担 金	10,660
2 財 産	収 入			61,476

千円

3	繰入金	1	財産運用収入	1	
		2	財産売却収入		61,475
					217,986
4	繰越金	1	一般会計繰入金		211,036
		2	基金繰入金		6,950
					24,632
5	繰越収入	1	繰越金		24,632
		1	雑収入		24,042
					24,042
6	県債	1	県債		45,000
		1	県債		45,000
					383,796
	歳入合計				
	歳出				
	款		項		金額
					千円
1	県営林経営費				383,796
		1	管理費		41,730

2	財	産	費	24,624
3	造	林	費	298,712
4	施	設	費	18,730
歳 出 合 計				383,796

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営林造林事業費	千円 45,000	株式会社日本政策金融公庫 資金	7.0% 以内	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)に定 めるところによる。

第 11 号

令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,944万3千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳	項	入	金額
				千円
1	貸付	勘定収入		38,600
	1	諸収入		33,042
	2	繰越金		5,558
2	業務	勘定収入		843
	1	繰入金		842
	2	諸収入		1
		歳入	合計	39,443

款	項	出	額
1 林業改善資金			38,843
	1 貸付金		38,000
	2 取扱事務費		842
2 林業就業促進資金	3 予備費		1
			600
	1 貸付金		600
歳出合計			39,443

第 12 号

令和 6 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

令和 6 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,719万6千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

款	入	項	入	額
歳	歳	歳	歳	千円
1 繰入金	繰入金	繰入金	繰入金	5,646
2 諸収入	諸収入	1 一般会計繰入金	繰入金	5,646
		1 貸付金元利収入	繰入金	51,550
歳入合計	歳入合計			51,550
				57,196
			歳出	

款	項	額
1 貸	1 貸	50,916
付	金	
2 事	1 貸	50,916
務	付	
費	金	
3 償	1 貸	5,646
還	付	
金	事	
	務	
	費	
	1 償	5,646
	還	
	金	
歲		
出		
合		
計		
		57,196

第 13 号

令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 施設年間実施人数 | 理学療法の実施延人数4,000人、作業療法の実施延人数3,600人 |
| (2) 補装具製作等件数 | 義肢装具製作件数123件、義肢装具修理件数147件 |
| (3) 病院延べ患者数 | 入院延べ患者数12,123人、外来延べ患者数10,132人 |
| (4) 建設改良費 | 224万4千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 リハビリテーション事業収益		1,794,896千円
第1項 運営事業収益		653,033千円
第2項 運営事業外収益		1,141,863千円
	支	出

第1款	リハビリテーション事業費用	1,794,896千円
第1項	運営事業費用	1,794,316千円
第2項	運営事業外費用	580千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款	資本的収入	20,296千円
第1項	負担金	20,296千円
第1款	資本的支出	20,296千円
第1項	建設改良費	2,244千円
第2項	固定資産購入費	18,052千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1億5千万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

運営事業外費用に計上した消費税及び地方消費税、控除対象外消費税に係る予定額に不足を生じた場合における運営事業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これ以外の経費の金額に流用し、又はこれ以外の経費をこの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 11億1,404万7千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3億2,929万9千円と定める。

令和 6 年度長野県流域下水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 7,580万9,759立方メートル |
| (2) 1 日平均処理水量 | 20万7,698立方メートル |
| (3) 流域関連市町村数 | 15市町村 |
| (4) 建設改良費 | 55億4,127万円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業	収 益	13,142,143 千円
第 1 項 営業	収 益	6,412,293 千円
第 2 項 営業外	収 益	6,729,850 千円
	支 出	

第1款 下水道事業費用	13,142,143 千円
第1項 営業費用	12,681,745 千円
第2項 営業外費用	460,398 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	7,729,140 千円	
第1項 企業債	1,958,400 千円	
第2項 補助金	4,177,350 千円	
第3項 負担金	1,593,390 千円	
第1款 資本的支出		7,729,140 千円
第1項 建設改良費		5,541,270 千円
第2項 固定資産購入費		26,870 千円
第3項 企業債償還金		2,161,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業	令和7年度～令和11年度	7,100,729 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還金に充てるため

限度額 19億5,840万円

起債の方法 資金 政府、銀行その他の資金

方法 普通貸借又は債券発行

利率 5.0%以内

償還の方法 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これ以外の経費の金額に流用し、又はこれ以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 5億5,835万1千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業経営基盤の強化のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14億8,003万5千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、742万7千円と定める。

令和 6 年度長野県電気事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長野県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所の経営

発 電 所 数	25 所
最大出力合計	10 万5,051キロワット
年間販売電力量	2 億6,729万 4 千キロワットアワー

(2) 主要な建設改良事業

水力発電設備整備事業	168 億7,882万 3 千円
------------	------------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款 電 気 事 業 収 益	収 入	5,866,107 千円
第 1 項 営 業 収 益		4,454,334 千円

第2項 営業外収益	1,411,773千円
支 出	
第1款 電気事業費用	4,918,965千円
第1項 営業費用	4,762,964千円
第2項 営業外費用	156,001千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額42億4,083万7千円は、過年度分損益勘定留保資金20億5,363万2千円、当年度分損益勘定留保資金6億6,662万円、こどもの未来支援積立金5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14億7,058万5千円で補填するものとする。）。

第1款 資本的収入	13,768,000千円
第1項 企業債	13,768,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	18,008,837千円
第1項 建設改良費	16,921,943千円
第2項 企業債償還金	1,036,894千円
第3項 他会計への繰出金	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電設備整備事業	令和7年度～令和10年度	10,551,986千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 137億6,800万円

起債の方法 資 金 政府、銀行その他の資金

方 法 普通貸借又は債券発行

利 率 5.0%以内

償還の方法 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	7億9,938万3千円
(2) 交際費	10万円

令和 6 年度長野県水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度長野県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 末端給水

給水戸数	8 万 948 戸	
年間総給水量	1, 899 万 5, 000 立方メートル	
1 日平均給水量	5 万 2, 039 立方メートル	
主要な建設改良事業	拡張改良事業	23 億 3, 588 万 9 千円

(2) 用水供給

年間総給水量	2, 956 万 5, 000 立方メートル	
1 日平均給水量	8 万 1, 000 立方メートル	
主要な建設改良事業	拡張改良事業	5 億 5, 579 万 4 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	5,667,561千円
第1項 営業収益	5,149,785千円
第2項 営業外収益	517,776千円
支出	
第1款 水道事業費用	5,412,789千円
第1項 営業費用	5,090,733千円
第2項 営業外費用	322,056千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27億4,687万円は、過年度分損益勘定留保資金17億2,254万円、当年度分損益勘定留保資金7億9,798万3千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,634万7千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	1,831,168千円
第1項 企業債	1,642,000千円
第2項 負担金	189,168千円
支出	
第1款 資本的支出	4,578,038千円
第1項 建設改良費	2,891,683千円

第2項 企業債償還金 1,686,355千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
末端給水施設拡張改良事業	令和7年度	1,159,000千円
用水供給施設拡張改良事業	令和7年度	470,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 16億4,200万円

起債の方法 資 金 政府、銀行その他の資金

方 法 普通貸借又は債券発行

利 率 5.0%以内

償還の方法 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 6 億2,337万9 千円 |
| (2) 交 際 費 | 9 万6 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,300万円と定める。

第 17 号

個人番号の利用並びに特定個人情報に関する条例の一部を改正する条 例案

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改める。

別表第1の6 知事の項中「支給」を「支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改める。

別表第2の1 知事の項中

「法別表第2の11の項の第2欄に掲げる事務」

を

「児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの」

に改め、同表の2 知事の項中

「法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務」

を

「児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの」

に改め、同表の3 知事の項中

「法別表第2の18の項の第2欄に掲げる事務」

を

「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、同表の4 知事の項中

「法別表第2の35の項の第2欄に掲げる事務

を

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に

改め、同表の5 知事の項中

「法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務

を

「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、「（昭和25年法律第123号）」

を削り、同表の6 知事の項中

「法別表第2の39の項の第2欄に掲げる事務

を

「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、同表の7 知事の項中

「
法別表第2の116の項の
第2欄に掲げる事務
」

を

「
中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及
び特定配偶者の自立の支
援に関する法律（平成6
年法律第30号）による中
国残留邦人等支援給付
等の支給に関する事務で
あって規則で定めるもの
」

に改め、同表の8 知事の項中

「
法別表第2の147の項の
第2欄に掲げる事務
」

を

「
高等学校等就学支援金の
支給に関する法律（平成
22年法律第18号）による
就学支援金の支給に関す
る事務であって規則で定
めるもの
」

に改め、「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表の9 知事の項中

「
法別表第2の155の項の
第2欄に掲げる事務
」

「
難病の患者に対する医療
等に関する法律による特
定医療費の支給に関する
事務であって規則で定め
るもの
」

を

に改め、同表の10 知事の項中「（昭和25年法律第226号）」及び「（平成22年法律第18号）」を削

り、同表の15 知事の項中「(昭和22年法律第164号)」及び「(平成6 年法律第30号)」を削る。

別表第3の1 知事の項中

「
法別表第2の37の項の第
2欄に掲げる事務
を

「
生活保護法による保護の
決定及び実施又は徴収金
の徴収に関する事務で
あって規則で定めるもの
に改め、同表の2 知事の項中

「
法別表第2の116の項の
第2欄に掲げる事務

「
中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及
び特定配偶者の自立の支
援に関する法律による中
国残留邦人等支給付等
の支給に関する事務で
あって規則で定めるもの

に改め、同表の5 教育委員会の項中

「
法別表第2の49の項の第
2欄に掲げる事務

「
特別支援学校への就学奨
励に関する法律による特
別支援学校への就学のた
め必要な経費の支弁に関
する事務であって規則で
定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1の6 知事の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 18 号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中

ア 複写機により用紙に複写したものの イ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録をフレキシブルディスク カートリッジ（日本産業規格 X6223 に適合する幅90ミリメートルのもの に限る。(2)のイにおいて同じ。)に 複写したもの	1 枚	10円
	”	70円に少額領収書 等の写しの用紙1 枚ごとに10円を加 えた額

を

「ア 複写機により用紙に複写したものの 1 枚 10円」に、「ウ スキャナ」を「イ スキャナ」に、「(2)のウ」を「(2)のイ」に、

ア 複写機により用紙に複写したものの イ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録をフレキシブルディスク カートリッジに複写したもの	”	10円
	”	70円に収支報告関 覧対象文書の用紙 1枚ごとに10円を 加えた額

を

に改め、同表の36の項中

ア 複写機により用紙に複写したもの	10円
-------------------	-----

6,600円
4,600円
3,700円
4,700円
2,900円
5,700円
3,800円

7,200円
5,300円
4,200円
5,300円
2,900円
6,600円
4,400円

を
に改め、同表の39の項中

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができように設計されたものをいう。以下この項において同じ。）のみに使用して高圧ガスの製造をするもの

処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円
処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円

を

である場合	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	〃	27,000円
	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	〃	44,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	〃	60,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	〃	75,000円
	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	〃	91,000円

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができように設計されたものをいう。以下この項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするものである場合	(7) 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者である場合	〃	6,000円		
			(1) (7) 以外の者である場合	〃	7,400円
			処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備		11,000円
			処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備		13,000円

処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円	〃	〃
処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円	〃	〃
処理容積が10立方メートル以上50立方メートル未満の設備	27,000円	〃	〃
処理容積が50立方メートル以上100立方メートル未満の設備	44,000円	〃	〃
処理容積が100立方メートル以上500立方メートル未満の設備	60,000円	〃	〃
処理容積が500立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円	〃	〃
処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円	〃	〃

に改め、「(昭和42年

法律第149号) 」を削り、同表の56の項中

免疫血清注射	炭疽血清注射	〃	1,100円
薬浴	豚丹毒血清注射	〃	1,100円
	大家畜薬浴	〃	1,100円

を

「薬浴」を「炭疽血清注射」に改め、同表の61の項中

「6,500円」を「6,300円」に、「3,600円」を「3,500円」に、「6,100円」を「6,000円」に

「3,900円」を「3,800円」に改め、同表の68の項中

140,000円
190,000円
340,000円

「150,000円」を「210,000円」に改め、同表の74の6の項中「建築物のエネルギー

150,000円	210,000円
200,000円	270,000円
360,000円	360,000円
	680,000円

消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の74の7の項とし、同表の74の5の項を同表の74の6の項とし、同表の74の4の項を同表の74の5の項とし、同表の74の3の項を同表の74の4の項とし、同表の74の2の項を同表の74の3の項とし、同表の74の項の次に次のように加える。

74の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分		単位	金額
(1) 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請に対する審査	ア 法第91条第1項に規定するセンターにより作成された法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）が提出された場合	1 件	4,000円
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下この項において「長期修繕計画」という。）の数が1である場合	〃	4,000円に1を超える長期修繕計画の数が1,000円を乗じて得た額を加えた額

(2) 法第5条の6第1項の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	イ ア以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃	26,000円
	ア 適合証が提出された場合	長期修繕計画の数が2以上である場合	〃	2万6,000円に1を超える長期修繕計画の数に1万5,000円を乗じて得た額を加えた額
	イ ア以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃	4,000円
	ア 適合証が提出された場合	長期修繕計画の数が2以上である場合	〃	4,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,000円を乗じて得た額を加えた額
(3) 法第5条の7第1	イ ア以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃	26,000円
	ア 適合証が提出された場合	長期修繕計画の数が2以上である場合	〃	2万6,000円に1を超える長期修繕計画の数に1万5,000円を乗じて得た額を加えた額
		長期修繕計画の数が1である場合	〃	13,000円

項の規定による管理 計画の変更の認定の 申請に対する審査	長期修繕計画の数が2以上である場合	”	1 万 3, 000円に1 を超える長期修繕 計画の数に7, 000 円を乗じて得た額 を加えた額
------------------------------------	-------------------	---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の36の項の改正規定及び次項の規定は、同年5月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 令和6年5月1日前に受験願書を提出した者が納付すべき消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験の実施に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の36の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 19 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号中「掲げる職員」の次に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に掲げる職員で、通勤に使用される自動車等の駐車のための駐車場（人事委員会が定めるものに限る。次条第1項第3号において「駐車場」という。）を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものを除く。）前号に定める額及び支給単位期間につき、人事委員会が定めるところにより算出した当該支給単位期間の通勤に要する当該料金に相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）

第19条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第20条第1項第3号中「運賃等」の次に「若しくは駐車場の利用に係る料金」を加える。

第47条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舎を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 法52条第1項に規定する職員団体の組合費

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条の2の改正規定は、同年10月1日から施行する。

第 20 号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第30条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舎を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、警察職員の職務の円滑な遂行又は警察職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 21 号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号中「12,700円」を「14,000円」に改める。

第11条第2号を削り、同条第3号中「認定証の」を「認定の」に、「認定証更新手数料」を「認定更新手数料」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第12条中「。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる認定等」を「第4条の規定による自動車運転代行業の認定」に、「当該各号に定める手数料」を「認定手数料1万2,000円」に改め、同条各号を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第6を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 22 号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例案

長野県文化会館条例（昭和57年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表の1の備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等

区 分		金 額						
		午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時30 分から午後 9時30分ま で	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで	
長野県県民文化会館	大ホール	平日	円 56,400	円 95,900	円 112,800	円 152,300	円 208,700	円 238,600
		日曜日、土曜 日及び休日	73,300	119,900	135,400	193,200	255,300	295,700
		平日	73,300	124,600	146,600	197,900	271,200	310,100
		日曜日、土曜 日及び休日	95,300	155,800	176,000	251,100	331,800	384,400
		平日	90,200	153,400	180,500	243,600	333,900	381,700
		日曜日、土曜 日及び休日	117,300	191,800	216,600	309,100	408,400	473,100

3,000円を超え5,000円以下の入場料を利用徴収して利用する場合	平日	107,200	182,200	214,300	289,400	396,500	453,300
	日曜日、土曜日及び休日	139,300	227,700	257,200	367,000	484,900	561,800
5,000円を超え入場料を利用徴収して利用する場合	平日	129,700	220,500	259,400	350,200	479,900	548,600
	日曜日、土曜日及び休日	168,600	275,700	311,300	444,300	587,000	680,000
入場料を徴収しないで利用する場合	平日	28,100	47,800	56,200	75,900	104,000	118,900
	日曜日、土曜日及び休日	36,500	59,700	67,400	96,200	127,100	147,200
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	36,500	62,100	73,100	98,600	135,200	154,500
	日曜日、土曜日及び休日	47,500	77,600	87,700	125,100	165,300	191,500
1,000円を超え3,000円以下の入場料を利用徴収して利用する場合	平日	45,000	76,400	89,900	121,400	166,300	190,200
	日曜日、土曜日及び休日	58,400	95,500	107,900	153,900	203,400	235,600
3,000円を超え5,000円以下の入場料を利用徴収して利用する場合	平日	53,400	90,800	106,800	144,200	197,600	225,900
	日曜日、土曜日及び休日	69,400	113,500	128,100	182,900	241,600	279,900
中 小 ー ル							

5,000円を超え入場料を徴収して利用する場合	平日	64,600	109,900	129,300	174,500	239,200	273,400
	日曜日、土曜日及び休日	84,000	137,300	155,100	221,300	292,400	338,800
入場料を徴収しないで利用する場合	平日	8,500	14,500	17,000	23,000	31,500	36,000
	日曜日、土曜日及び休日	11,100	18,100	20,400	29,200	38,500	44,600
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	11,100	18,800	22,100	29,900	40,900	46,800
	日曜日、土曜日及び休日	14,400	23,500	26,500	37,900	50,000	58,000
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	13,600	23,100	27,200	36,700	50,300	57,500
	日曜日、土曜日及び休日	17,700	28,900	32,600	46,600	61,500	71,300
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	16,200	27,500	32,300	43,700	59,800	68,400
	日曜日、土曜日及び休日	21,000	34,300	38,800	55,300	73,100	84,700
5,000円を超え入場料を徴収して利用する場合	平日	19,600	33,200	39,100	52,800	72,300	82,700
	日曜日、土曜日及び休日	25,400	41,500	46,900	66,900	88,400	102,400
小ホール							

1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、9号楽屋、10号楽屋及び11号楽屋	1室について	1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400	
4号楽屋、5号楽屋及び13号楽屋	"	1,100	"	2,200	"	4,100	4,700	
6号楽屋、7号楽屋及び14号楽屋	"	1,300	"	2,600	"	4,800	5,500	
8号楽屋		1,800	3,100	3,600	4,900	6,700	7,700	
12号楽屋		900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800	
リハーサル室		7,000	11,900	14,000	18,900	25,900	29,600	
展示室	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで						
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	"	19,300円					
	1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	"	25,100円					
第1会議室		2,600	4,400	5,200	7,000	9,600	11,000	
第2会議室		5,300	9,000	10,600	14,300	19,600	22,400	
第3会議室及び第4会議室	1室について	3,400	5,800	6,800	9,200	12,600	14,400	
	入場料を徴収しない場合	円 39,200	円 66,600	円 78,400	円 105,800	円 145,000	円 165,800	
大ホール	平日	51,000	83,300	94,100	134,300	177,400	205,600	
	日曜日、土曜日及び休日							

文化会館	1,000円以下 の入場料を徴 収して利用す る場合	平日	51,000	86,600	101,900	137,600	188,500	215,600	
		日曜日、土曜 日及び休日	66,200	108,300	122,300	174,500	230,600	267,100	
	1,000円を超 え3,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合	平日	62,700	106,600	125,400	169,300	232,000	265,200	
		日曜日、土曜 日及び休日	81,500	133,300	150,500	214,800	283,800	328,800	
	3,000円を超 え5,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合	平日	74,500	126,600	149,000	201,100	275,600	315,100	
		日曜日、土曜 日及び休日	96,800	158,300	178,800	255,100	337,100	390,500	
	5,000円を超 える入場料を 徴収して利用 する場合	平日	90,200	153,300	180,300	243,500	333,600	381,400	
		日曜日、土曜 日及び休日	117,200	191,600	216,400	308,800	408,000	472,700	
	小 ホ ー ル	入場料を徴収 しないで利用 する場合	平日	12,400	21,100	24,800	33,500	45,900	52,500
			日曜日、土曜 日及び休日	16,100	26,400	29,800	42,500	56,200	65,100
		1,000円以下 の入場料を徴 収して利用す る場合	平日	16,100	27,400	32,200	43,500	59,600	68,100
			日曜日、土曜 日及び休日	21,000	34,300	38,700	55,300	73,000	84,600

1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	19,800	33,700	39,700	53,500	73,400	83,900
	日曜日、土曜日及び休日	25,800	42,200	47,600	68,000	89,800	104,000
	平日	23,600	40,100	47,100	63,700	87,200	99,700
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	日曜日、土曜日及び休日	30,600	50,100	56,500	80,700	106,600	123,500
	平日	28,500	48,500	57,000	77,000	105,500	120,600
	日曜日、土曜日及び休日	37,100	60,600	68,400	97,700	129,000	149,500
1号楽屋		1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400
2号楽屋、3号楽屋、6号楽屋及び7号楽屋	1室について	900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800
	"	1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500
4号楽屋及び5号楽屋							
展示室	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで					
	全部を利用する場合	25,500円					
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	33,200円					

			1,000円を超え入場料を徴収して利用する場合	40,800円					
	一部を利用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、知事が別に定める額						
	個人	プラネタリウム	1回について	400円					
			一般						
			小・中学生		150円				
	30人以上の団体		1人1回について	320円					
			小・中学生		120円				
	入場料を徴収しないで利用する場合	大ホール	円	円	円				
			平日	57,200	97,200	114,400	154,400	211,600	241,900
			日曜日、土曜日及び休日	74,400	121,600	137,300	196,000	258,900	300,000
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	74,400	126,400	148,700	200,800	275,100	314,600
			日曜日、土曜日及び休日	96,700	158,000	178,500	254,700	336,500	389,900
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	91,500	155,600	183,000	247,100	338,600	387,100
			日曜日、土曜日及び休日	119,000	194,500	219,600	313,500	414,100	479,800
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	108,700	184,800	217,400	293,500	402,200	459,800
			日曜日、土曜日及び休日	141,300	230,900	260,800	372,200	491,700	569,700
		長野県松本文化会館							

中 ホ ー ル	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	131,600	223,700	263,100	355,300	486,800	556,600
		日曜日、土曜日及び休日	171,000	279,600	315,700	450,600	595,300	689,700
	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	21,300	36,200	42,600	57,500	78,800	90,100
		日曜日、土曜日及び休日	27,700	45,300	51,100	73,000	96,400	111,700
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	27,700	47,100	55,400	74,800	102,500	117,200
		日曜日、土曜日及び休日	36,000	58,800	66,500	94,800	125,300	145,200
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	34,100	57,900	68,200	92,000	126,100	144,200
		日曜日、土曜日及び休日	44,300	72,400	81,800	116,700	154,200	178,700
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	40,500	68,800	80,900	109,300	149,700	171,200
		日曜日、土曜日及び休日	52,600	86,000	97,100	138,600	183,100	212,100
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	49,000	83,300	98,000	132,300	181,300	207,300
		日曜日、土曜日及び休日	63,700	104,100	117,600	167,800	221,700	256,900

1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋及び9号楽屋	1室について 1,500	1室について 2,600	1室について 3,000	1室について 4,100	1室について 5,600	1室について 6,400
4号楽屋、5号楽屋、6号楽屋、7号楽屋及び11号楽屋	" 1,100	" 1,900	" 2,200	" 3,000	" 4,100	" 4,700
8号楽屋	1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500
10号楽屋	900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800
リハーサル室	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	22,900
国際会議室	16,600	21,600	22,400	38,200	44,000	54,500
第1会議室及び第2会議室	1室について 8,700	1室について 14,800	1室について 17,400	1室について 23,500	1室について 32,200	1室について 36,800
第3会議室	2,300	3,900	4,600	6,200	8,500	9,700
第4会議室	2,000	3,400	4,000	5,400	7,400	8,500

別表の2中

附属設備を利用する場合	知事が別に定める額
冷房又は暖房を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

附属設備を利用する場合	知事が別に定める額
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 23 号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第107条）」を

「第15章 里親支援センター（第107条—第112条）

第16章 雑則（第113条）」
に改める。

第5条の2第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第31条中「ついて」の次に「、当該乳幼児の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向」を加える。

第33条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第40条中「ついて」の次に「、当該母子の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子のそれぞれの意見又は意向」を加える。

第42条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「ついて」の次に「、当該児童の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向」を加え、「個々の家庭」を「家庭の個々」に改める。

第65条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第105条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第15章中第107条を第113条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備)

第107条 里親支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備
- (3) その他法第11条第4項に規定する里親支援事業及び法第44条の3第1項に規定する援助（第111条において「業務」という。）を実施するために必要な設備

(職員)

第108条 里親支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 里親制度等普及促進担当者
 - (2) 里親等支援員
 - (3) 里親研修等担当者
- 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養

育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及の促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(長の資格要件等)

第109条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務に関して十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳

児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(里親支援)

第110条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及の促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第111条 里親支援センターは、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受けなければならない。

2 里親支援センターは、前項の評価の結果を公表するとともに、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第112条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等その他の関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 24 号

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 設備及び運営に関する基準 (第 2 条—第 21 条)
- 第 3 章 雑則 (第 22 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 65 条第 1 項の規定により、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号。第 10 条第 1 項第 2 号及び第 11 条第 1 号において「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第 2 章 設備及び運営に関する基準

(基本方針)

- 第 2 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め適切な支援を行うよう努めなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の人種、国籍、信条及び社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。

4 女性自立支援施設の職員は、入所者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(基準の向上)

第3条 女性自立支援施設は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防

止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 女性自立支援施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画(第16条第4項において「非常災害計画」という。)を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、苦情の公平な解決を図るため、当該女性自立支援施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 女性自立支援施設は、入所者に対する支援その他の業務により事故が発生した場合は、県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者に対して行った支援その他の業務により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(帳簿)

第9条 女性自立支援施設は、その設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員)

第10条 女性自立支援施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第

3号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
 - (2) 入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員
 - (3) 栄養士又は調理員
 - (4) 看護師又は心理療法担当職員
 - (5) 事務員
 - (6) その他女性自立支援施設の業務を行うために必要な職員
- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 3 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉法第19条第1項各号に掲げる者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。第21条において同じ。）への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年（罰金の刑に処せられた場合にあつては、5年）を経過しない者でないこと。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

(設備)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）としなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす女性自立支援施設の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集會室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

(居室の定員)

第13条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立の支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、その者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 入所者に提供する食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びにその者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、入所者に提供する食事の内容は、県産の農畜産物等を使用したものとすよう努めなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し支援の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

（保健衛生）

第17条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年2回以上健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう規則で定める措置を講じなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

（秘密保持等）

第19条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 女性自立支援施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなけ

ればならない。

3 女性自立支援施設は、他の女性支援事業関係機関等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するとき、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得ておかなければならない。

(業務の質の評価)

第20条 女性自立支援施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉をいう。）、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第3章 雑則

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

2 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第68号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第10条の規定により施設長に任用されている者は、第11条の規定により任用された者とみなす。
- 4 この条例の施行前に設置された施設における居室の定員については、第13条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第12条によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

第 25 号

長野県女性相談支援センター条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、女性相談支援センターの設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第9条第1項の規定による女性相談支援センターとして長野県女性相談支援センター（以下「センター」という。）を長野市に設置する。

2 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第9条第3項に規定する女性相談支援センターの業務

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務

(一時保護施設)

第3条 センターに法第2条に規定する困難な問題を抱える女性（当該困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、当該困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。）並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（当該被害者がその家族を同伴する場合にあっては、当該被害者及びその同伴する家族。）及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（当該者がその家族を同伴する場合にあっては、当該者及びその同伴する家族。）を一時保護するための施設として、一時保護施設を置き、その位置は、長野市とする。

(管理の委任等)

第4条 センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(長野県女性相談センター条例の廃止)
- 2 長野県女性相談センター条例（昭和39年長野県条例第28号）は、廃止する。

第 26 号

県立ときわぎ寮条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。次条において「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、ときわぎ寮の設置及びその管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第12条第1項に規定する自立支援を行い、又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（当該被害者がその家族を同伴する場合には、当該被害者及びその同伴する家族。）及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（当該者がその家族を同伴する場合には、当該者及びその同伴する家族。）（以下この条において「被害者等」という。）を保護（被害者等の自立を支援することを含む。）するため、県立ときわぎ寮（次条及び第4条において「寮」という。）を長野市に設置する。

(定員)

第3条 寮の定員は、20人とする。

(管理の委任等)

第4条 この条例に定めるもののほか、寮の管理及びこの条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(県立とぎわぎ寮条例の廃止)

2 県立とぎわぎ寮条例（昭和39年長野県条例第29号）は、廃止する。

第 27 号

医療法施行条例の一部を改正する条例案

医療法施行条例（平成24年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 28 号

貸付金免除条例の一部を改正する条例案

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター（以下この項において「母子健康包括支援センター」という。）」を「児童福祉法第10条の2第2項に規定することも家庭センター」に、

「 | イ 母子健康包括支援センター | を | 」

「 | イ 児童福祉法第10条の2第2項に規定することも家庭センター | に改める。 | 」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 29 号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案

長野県福祉大学校条例（平成6年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出しを「（授業料及び入学料の減免）」に改め、同条第2項中「又は保育料」及び「及び保育料」を削り、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 30 号

長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案

(長野県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 長野県精神保健福祉センター条例（昭和47年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「指導」を「援助」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第 2 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 項中「第38条の 2 第 3 項」を「第38条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 31 号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「同一敷地内にある」を削る。

第22条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第32条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第40条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第22条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録第40条の3第1号中「をいう。」の次に「第209条第6項において同じ。」を加える。
- 第47条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第51条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第47条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録第57条第1項中「同一敷地内にある」を削る。
- 第61条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第65条第2項中「第6号及び第7号」を「第5号、第7号及び第8号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第61条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第71条第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。
- 第72条第4項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。
- 第74条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 第71条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第80条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。
- 第80条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第80条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第82条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに理由の記録
- 第88条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第95条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による

る」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第88条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第99条中「第95条第2項第3号」を「第95条第2項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第120条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第121条第1項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第124条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第120条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第131条第4項中「身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「」及び「」を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。第141条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第141条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を開催しなければならない。
- 第142条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第147条中第8項とし、第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。第148条第2項中「しなければならない」を「しなければならない」に改める。
- 第152条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

い。

第160条第1項第2号を削り、同条第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、「に定める」を「の」から「エ」で、カ及びギに掲げる」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第163条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第170条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第171条中「及び141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

- 第186条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 第190条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定特定施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
 - 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合において

- ては、当該指定特定施設に速やかに入居することができるよう努めなければならない。
- 第192条第2項第3号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第193条中「及び第135条から第137条まで」を「、第135条から第137条まで及び第141条の2」に改める。
- 第202条第2項第2号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第208条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。
- 第208条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は第218条に規定する指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。こと。
- 第209条第1項中「指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等」を「規則で定める事項」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「把握を行い」を「把握の結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づきサービスの提供の開始の日から6月以内に

少なくとも1回、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握の結果を記録し、当該記録を指定福祉用具貸与の提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第213条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第214条第2項中「第5号及び第6号」を「第3号、第6号及び第7号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第208条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第221条中第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

(5) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第221条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第204条に規定する指定福祉

用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第222条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第223条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第221条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第45条の2中「同一敷地内にある」を削る。

第48条の4に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しななければならない。

第49条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を

加える。

- (2) 第52条第4号の規定による身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第52条第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。
- 第57条第1項中「同一敷地内にある」を削る。
- 第60条第2項中「第6号及び第7号」を「第5号、第7号及び第8号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 第63条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第63条第14号中「第10号及び第12号」を「第12号及び第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第12号中「第9号」を「第11号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第7号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の2号を加える。
- (7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (8) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第69条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第10号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録第72条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に、「第114条」を「第114条第2項」に改め、「1）」の次に「介護支援専門員（同省令第2条第2項に規定する介護支援専門員をいう。第114条第2項において同じ。）」を加え、同条第13号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号中「第10号」を「第13号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同条第11号の前に次の2号を加える。

(9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第72条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第77条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに理由の記録

第80条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第80条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第80条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第102条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第105条第10号の規定による身体拘束等による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
第105条第12号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同
条第11号の前に次の2号を加える。
- (9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を
行ってはならないこと。
- (10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければ
ならないこと。
- 第105条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第6号とし、
同条第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション
計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテー
ションに関する情報を把握しなければならない。
- 第112条第1項中「当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「」及び「」を削り、同条第
2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その
他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第114条第2項中「担当職員」の次に「及び介護支援専門員」を加える。

第115条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスへの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第115条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスへの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならぬ。

第116条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならぬ。

第141条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、「に定める」を「の」からエまで、カ及びキに掲げる」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第144条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第145条中「及び第115条」を「、第115条及び第115条の2」に改める。

第162条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第162条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第166条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護予防特定施設に速やかに入居することができよう努めなければならない。
第168条第2項第3号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第169条中「、第48条の9第1項」を削り、「及び第114条の2」を「、第114条の2及び第115条の2」に改める。

第183条第2項第2号及び第6号から第9号までの規定中「(に)規定する」を「の規定による」に改める。

第185条第2項中「第160条第1項」の次に「、第162条の2」を加える。

第192条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならぬ。

第193条第2項中「第5号及び第6号」を「第3号、第6号及び第7号」に改め、同項第6号中「(に)規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「(に)規定する」を「の規定による」に改め、同項を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第196条第9号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第196条中第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(9) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならぬこと。

第196条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏ま

え、当該選択に係る提案を行うものとする。

第197条第5項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づきサービス提供の開始の日から6月以内に少なくとも1回、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第203条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第206条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第206条中第5号を第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

(6) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(8) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第206条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて

て、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第207条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「医師」の次に「及び第32条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条第5号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第32条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「は、」の次に「入所者の病状の急変等に備えるため、」を加え、「特定の病院」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に、「の入院治療」を「への医療の提供」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関

(2) 当該指定介護老人福祉施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機

関

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第32条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所することができるように努めなければならない。

第33条第1項中「前条第1項の病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催）

第39条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び

職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条中「に規定する医療機関」を「の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）」に改める。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該介護老人保健施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、介護老人保健施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新

感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護老人保健施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護老人保健施設に速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 介護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び第5号並びに第21条第1項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第24条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の

急変等に備えるため」に、「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関）にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は次項に規定する協力医療機関その他の医療機関の

医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第24条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

- 5 養護老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。

（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第10条第2項第3号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第23条の2中「医師」の次に「及び第28条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該特別養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第28条第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 特別養護老人ホームは、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定す

る新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、協力医療機関等に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該特別養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条第1項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第1項中「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「第32条の2」を「から第32条の3まで」に改める。

第48条第1項中「第32条まで」を「第32条の2」を「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び第5号並びに第23条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努

めなければならぬ。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該軽費老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 軽費老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。
 - 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
 - 6 軽費老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該軽費老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。
- 第28条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならぬ。
- い。
- （介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）
- 第8条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

- 第18条第1項中「に規定する医療機関」を「の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）」に改める。
- 第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。
- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
 - (2) 当該介護医療院から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関
- 第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。
- 2 介護医療院は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、介護医療院において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めなければならない。
 - 4 介護医療院は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護医療院において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
 - 5 介護医療院は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護医療院に速やかに入所することができるよう努めなければならない。
- 第34条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第39条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。）並びに第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定

介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第48条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第81条及び新指定介護予防サービス等基準条例第76条の規定の適用については、「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項(虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」とする。

附則第3項を次のように改める。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2(新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これら「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下この項及び次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第57条第1項、第61条、第65条第2項、第71条、第72条、第74条第2項、第80条、第82条第2項、第120条、第121条及び第124条第2項の改正規定並びに第2条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項及び次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第57条第1項、第60条第2項、第63条及び第69条第2項の改正規定、第72条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）並びに第77条第2項、第80条、第102条第2項及び第105条の改正規定は同年6月1日から、第1条中指定居宅サービス等基準条例第32条に1項を加える改正規定及び第213条の改正規定、第2条中指定介護予防サービス等基準条例第48条の4に1項を加える改正規定及び第192条の改正規定、第3条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第33条に1項を加える改正規定、第4条中介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定、第7条中軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第28条に1項を加える改正規定並びに第8条中介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（身体拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例（次項及び附則第4項において「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第131条第6項、第147条第8項、第163条第6項及び第174条第8項並びに第2条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第112条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第141条の2（新指定居宅サービス等基準条例第171条及び第193条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第115条の2（新指定介護予防サービス等基準条例第145条及び第169条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（附則第5項において「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第39条

- の3、第4条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（附則第5項において「新介護老人保健施設基準条例」という。）第39条の3、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（附則第5項において「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3及び第8条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（附則第5項において「新介護医療院基準条例」という。）第39条の3の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
- （口腔衛生の管理に係る経過措置）
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第186条の2及び新指定介護予防サービス等基準条例第162条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- （協力医療機関との連携に関する経過措置）
- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第1項、新介護老人保健施設基準条例第33条第1項、第5条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項及び新介護医療院基準条例第33条第1項の規定の適用については、これらの規定中「しておかなければ」とあるのは、「しておくよう努めなければ」とする。

第 32 号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 33 号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）第7条
- (2) 長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）第9条
- (3) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）第6条

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 2 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 3 条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

別表の備考の1中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同備考の2中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 34 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、従業員等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、従業員及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第99条の5」を「第99条の6」に、「第9章 生活訓練」を「第9章 生活訓練」を

「第4節 病院等基準該当機能訓練（第102条の2—第102条の4）」を

第9章 生活訓練
に、

「第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」を

「第9章の2 就労選択支援（第108条の2—第108条の4）」に、
第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」

「第118条の18」を「第118条の17」に改める。

第3条第1項中「及び重度障害者等包括支援」を「、重度障害者等包括支援及び就労選択支援」に改める。

第6条中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護等事業所以外」に改める。

第24条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならないこと。
- 第25条第2項中「交付」を「当該利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又はその保護者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を行う者（第78条第2項において「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付」に改める。
- 第29条に次の1項を加える。
- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。
- 第46条第3項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。
- 第52条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削る。
- 第53条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
- 第55条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削る。
- 第55条の5第2号中「第99条の4第2号」を「第99条の5第2号」に改め、同条第3号中「第99条の4第3号」を「第99条の5第3号」に改め、同条第4号中「第99条の4第4号」を「第99条の5第4号」に改める。
- 第64条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
- 第68条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該指定短期入所事業所以外の」とを削る。
- 第77条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の

支援に配慮しなければならない。

第78条第2項中「交付」を「当該利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付」に改める。

第80条第1項中「第28条」の次に「、第29条第4項」を加える。

第98条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第99条第1項中「、同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第99条の5中「前2条」を「前3条」に改め、第8章第2節中同条を第99条の6とし、第99条の4を第99条の5とし、第99条の3の次に次の1条を加える。

(指定通所リハビリテーション事業者が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第99条の4 指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。第101条第1号において同じ。）が行う共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーションをいう。次号において同じ。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の指定居宅サービス等基準条例第118条第1項に規定する専用の部屋等が、規則で定める面積以上であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第100条第1項中「第122条第2号」を「第102条の2第1項に規定する病院等基準該当機能訓練及び第122条第2号」に改める。

第101条第1号中「であって」を「又は指定通所リハビリテーション事業者であって」に、「又は指定地域密着型通所介護」を

「、指定地域密着型通所介護又は指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーション」に改める。

第8章第3節の次に次の1節を加える。

第4節 病院等基準該当機能訓練

(定義)

第102条の2 この条例において「病院等基準該当機能訓練」とは、地域において機能訓練が提供されていないことなどにより機能訓練を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う機能訓練に係る基準該当障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「病院等基準該当機能訓練事業者」とは、病院等基準該当機能訓練の事業を行う者をいう。

(病院等基準該当機能訓練の基準)

第102条の3 病院等基準該当機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 規則で定める病院又は診療所であること。

(2) 病院等基準該当機能訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第102条の4 前条に定めるもののほか、病院等基準該当機能訓練の事業の運営の基準は、第99条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「病院等基準該当機能訓練事業者」とする。

第105条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

(従業者)

第108条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下この項及び第108条の4において「指定就労選択支援」という。）の事業を行う者（次条及び第108条の4において「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（第3項及び第108条の4において「指定就労選択支援事業所」という。）には、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たるとして規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）を置かなければならない。

2 就労選択支援員の員数の基準は、規則で定める。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（指定就労選択支援事業者の要件）

第108条の3 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認めるものでなければならない。

（準用）

第108条の4 第6条、第8条から第19条まで、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第40条まで、第49条、第51条（第2項第1号を除く。）及び第104条の2の規定は、指定就労選択支援の事業、指定就労選択支援事業者及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第108条の4第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条第1項において「運営規程」という。）と、「その他の」とあるのは「第108条の4第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第51条第2項第2号中「前条第1項」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第108条の4第1項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは

「第108条の4第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条、第19条、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第37条、第42条、第43条、第44条、第45条、第47条及び第48条の規定は、指定就労選択支援の事業、指定就労選択支援事業者及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第9章の2」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第110条第1項中「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「第65条」を「第65条の2」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第113条第1項中「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「第65条」の次に「、第65条の2」を加える。

第114条第1項中「及び第111条」を「、第111条及び第112条の2第5項」に改め、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、「読み替える」を「、第112条の2第5項中「賃金及び第3項」とあるのは「第3項」と読み替える」に改め、同条第2項中「第52条」の次に「、第65条の2」を加える。

第118条の2中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第118条の5に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱

える場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第118条の6中「過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている」を削り、「指定障害福祉サービス事業者」の次に「で、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター」を加える。

第118条の12第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削る。

第118条の14第1項中「第118条の18」を「第118条の17」に改める。

第118条の15を削る。

第118条の16の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上」を「定期的に」に改め、同条を第118条の15とし、第118条の17を第118条の16とする。

第118条の18第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、「第118条の18第1項」を「第118条の17第1項」に、「第118条の18第2項」を「第118条の17第2項」に改め、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同条を第118条の17とする。

第119条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他当該日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

第120条の3第6項中「第120条の13」を「第120条の14」に改める。

第120条の4第3項中「援助を」を「援助を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第120条の6中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配

慮しなければならない。

第120条の7に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第120条の14に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定共同生活援助事業所において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第1項の規定により合意した医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定共同生活援助事業所において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

第120条の14を第120条の15とし、第120条の8から第120条の13までを1条ずつ繰り下げ、第120条の7の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第120条の8 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（次項において「地域連携推進会議」という。）を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機

会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第121条第1項中「第120条の10」を「第120条の11」に、「第120条の14第1項」を「第120条の15第1項」に改め、同条第2項中「、第31条」を削り、「第13章」を「第15章」に改める。

第121条の2中「入浴」を「相談、入浴」に、「又は」を「若しくは」に、「から」を「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助から」に改める。

第121条の3中「援助及び」を「援助又はこれに併せて行われる自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び」に改める。

第122条第1号中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第54条に規定する指定医療型発達支援をいう。）」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第16条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならぬ。
- 第17条第8項中「第4項から第6項」を「第5項から第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該利用者又は障害児の保護者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を行う者に当該療養介護計画を交付し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「療養介護の」を「利用者及び当該利用者に対する療養介護の」に、「当該」を「当該利用者の生活に対する意向等を確認するとともに、当該」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 サービス管理責任者は、前項の規定による把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援を適切に行うため、その者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。
- 第18条に次の1項を加える。
- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。
- 第38条第1項第4号及び第51条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
- 第53条第1項中「第61条第1項」を「第60条の2」に改める。
- 第54条及び第59条中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。
- 第60条の次に次の1項を加える。

(規模)

第60条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下この章において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以

下この章において「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

第61条第1項中「就労移行支援の事業を行う者(以下この章において「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「就労移行支援事業所」という。)」を「就労移行支援事業所」に改める。

第66条第1項中「から第37条まで」を「、第35条、第37条」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第61条第1項」を「第60条の2」に改める。

第84条第2項中「(昭和22年法律第164号)」及び「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 生活訓練(第55条—第59条)」を

「第5章 生活訓練(第55条—第59条)

に改める。

第5章の2 就労選択支援(第59条の2—第59条の8)」

第17条第7項中「行う者」の次に「(第59条の6第3項及び第4項において「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加える。

第43条の2第2項中「)第118条の2」を「。以下この項及び第59条の5において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)第118条の2」に、「同条例」を「指定障害福祉サービス事業等基準条例」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第59条の2 就労選択支援の事業は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者に対して、それらの者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法第5条第13項に規定する主務省令で定める事項の整理（以下「評価等」という。）を行い、又はこれに併せて、それらの者に対して、当該評価等の結果に基づき、同項に規定する主務省令で定める便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第59条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員）

第59条の4 就労選択支援事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たるものとして規則で定めるものをいう。第4項において同じ。）

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（就労選択支援事業者の要件）

第59条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者（指定障害福祉サービス

事業等基準条例第2条第1項第2号に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第2項において同じ。) であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならない。

(評価等の実施)

- 第59条の6 就労選択支援事業者は、利用者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、評価等を行うものとする。
 - 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関が評価等と同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、評価等の実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、評価等の結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
 - 3 就労選択支援事業者は、評価等の結果の取りまとめを行うに当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
 - 4 就労選択支援事業者は、評価等の結果の取りまとめを行った際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。
- (関係機関との連絡調整等の実施)
- 第59条の7 就労選択支援事業者は、評価等の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。
 - 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に係る情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第59条の8 第5条、第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第35条、第37条、第40条、第42条、第43条及び第44条から第48条までの規定は、就労選択支援の事業、就労選択支援事業者及び就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第60条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第65条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的な就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第80条中「及び第52条」を「、第52条及び第65条の2」に改める。

第83条中「第52条」の次に「、第65条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)目次の改定規定(「第10章 就労移行支援(第109条・第110条)」を

「第9章の2 就労選択支援（第108条の2—第108条の4）

に改める部分に限る。）、「第3条第1項の改正規定、第9章の次に
第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」

1 章を加える改正規定、第110条第2項の改正規定（「第65条の2」に改める部分に限る。）並びに第113条第2項、第114条第2項及び第118条の2の改正規定並びに第3条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第120条の8の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

第 35 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第24条中「から第45条まで」を「、第44条に、「に」と、「に」と、障害者支援施設基準条例第17条第3項中「するよう努めなければならない」とあるのは「しなければならない」と、「同条第7項」を「同条第5項及び第6項中「第19条の3第1項」とあるのは「第24条で準用する障害者支援施設基準条例第19条の3第1項」と、同条第8項に、「）」と、第19条の3第2項中「第18条第6項」とあるのは「第24条で準用する障害者支援施設基準条例第18条第6項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第44条」に、「第46条」を「第45条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の地域生活における生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業（法第5条第18項に規定する一般相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。）若しくは特定相談支援事業（法第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。）を行う者と連携を図りつつ、当該利用者の希望に沿って地域生活における生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項及び第19条の3第1項において同じ。）の利用状況等を把握するとともに、その者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第4号のウ及び同項第5号のイ中「又は作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

第17条中第6項を第7項とし、第3項から第5項を1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条第8項中「第4項から第6項」を「第5項から第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該利用者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を行う者に当該施設障害福祉サービス計画を交付し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「当たっては、」の次に「利用者及び当該利用者に対する」を加え、「を招集」を「（第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集」に、「当該」を「当該利用者の生活に対する意向等を確認するとともに、当該」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を

「利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、第2項」に、「おいて」を「おいて、第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活における生活への移行に関する意向等を踏まえて支援内容を検討するものとし」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、前項の規定による把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援を適切に行うため、その者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

第19条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第19条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第19条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（次項において「地域連携推進会議」という。）を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- (地域移行等意向確認担当者の選任等)
- 第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活における生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービスの利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえた、その者の希望する生活及び課題等の把握の際に、地域移行等意向確認等において把握して又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第18条第6項に規定する会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域生活における生活への移行前の障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活における生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。
- 第39条に次の2項を加える。
- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、障害者支援施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第1項の規定により合意した医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定

指定医療機関との間で、障害者支援施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

第43条を削り、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第3章中第46条を第45条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に於ける第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下この項及び次項において「新障害者支援施設基準条例」という。）第19条の2（第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に於ける新障害者支援施設基準条例第19条の3（新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

第 36 号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「医療型児童発達支援（第54条一第57条）」を「削除」に改める。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第4条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「から第4項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第7項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 発達支援室

第9条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第10条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 発達支援室

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第10条第2項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要とされる設備を設けなければならない。

第10条第4項中「併せて」を「同項に規定する設備を除き、併せて」に改める。

第11条中「にあつて」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつて」に改める。

第23条第3項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「又は肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第24条中「指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）」を「指定障害児通所支援事業者」に、「指定障害児通所支援事業者等に」を「指定障害児通所支援事業者に」に改める。

第25条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第26条第1項」に

改め、同条第5項中「評価及び改善の内容を」を「規定により自ら行った評価の結果及び保護者評価の結果並びに同項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら」に、「を受けて」を「（次項において「保護者評価」という。）を受けて」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下同じ。）の提供に当たっては、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確実な提供並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、心身の健康等に関する分野を含む総合的な支援を行わなければならない。

第25条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう配慮しなければならない。

第25条の次に次の2条を加える。

第25条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに前条第4項に規定する分野との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第25条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

第26条第4項中「適切」を「障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切」に改め、同項第4号中「提供する」を「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重さ

れ、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該通所給付決定保護者に対して法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を提供する者に当該児童発達支援計画を交付し」に改める。

第27条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第29条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第34条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第38条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第39条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第41条中「は、」を「(治療を行うものを除く。)は、」に改める。

第48条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第53条の3第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第54条から第57条まで 削除

第58条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第60条の7中「第29条」を「第25条の2まで、第26条から第29条」に、「第48条、第49条」を「から第49条まで」に、「第27条」を「同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるの

は「第25条第4項に規定する分野との関連性」と、第27条第1項に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、「において準用する前条」と」の次に「、第47条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第65条中「第25条第1項から第3項まで、第26条」を「第25条（第4項を除く。）、第25条の3」に、「、第48条、第49条」を「から第49条まで」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「第26条中」を「同条第6項中」を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（第7項において「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「その保護者」とあるのは「その保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第26条中「、第27条」を「同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者、当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第27条第1項に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、「体制」と」の次に「、第47条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第66条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「。」を「。）」及び「障害児（15歳以上のものに限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」に改め、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）

第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第45条において「」及び「」という。）を削る。

第4条第2項第1号中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第5条第2項第2号のイを次のように改める。

イ 支援室

第5条第2項第3号のイを次のように改める。

イ 支援室

第5条第2項第4号のア及びイを次のように改める。

ア 支援室

イ 屋外遊戯場

第19条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「に基づき」を「及び移行支援計画に基づき」に改め、同項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害児及びその入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう配慮しなければならない。

第20条第4項中「適切」を「障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画)

第20条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成しようとするときは、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者に対する支援を適切に行うことができるよう、その者及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握を行わなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、前項の規定により把握した障害児及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した移行支援計画を作成しなければならない。

(1) 障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移行できるよう支援する上で必要な取組

(2) 当該支援を提供する上での留意事項

(3) その他必要な事項

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行い、少なくとも半年ごとに移行支援計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、障害児に係る入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその入所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行い、その把握した結果を記録しなければならない。

5 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項及び第6項並びに第3項の規定は、移行支援計画の変更について準用する。

第21条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第24条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第45条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第50条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

第51条第2項第1号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第52条第1項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第52条第2項第2号のアを次のように改める。

ア 屋外遊戯場

第52条第2項第2号のウ中「指導」を「支援」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「医療型児童発達支援センター(第85条—第88条)」を「削除」に改める。

第1条第2項中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第67条第3項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第67条第4項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第67条第5項中「のある」を「（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 支援室

(2) 屋外遊戯場

第68条第6項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第7項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第77条第1項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第77条第3項第1号を次のように改める。

(1) 屋外遊戯場

第77条第3項第3号中「指導」を「支援」に改める。

第78条第3項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第81条第1項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 発達支援室

(2) 遊戯室

(3) 屋外遊戯場（付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合を除く。）

- (4) 医務室
- (5) 相談室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 静養室
- (9) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

第81条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げるもののほか、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第81条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第82条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に規定する職員（嘱託医を除く。）のほか、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第82条第4項を削り、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第86条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第82条の次に次の1条を加える。

(心理学的及び精神医学的診査)

第82条の2 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第83条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第84条中「、第73条、第74条及び第75条第1項」を「及び第73条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「、第74条中「入所させる」とあるのは「通わせる」と、第75条第1項中「盲ろうあ児を入所させる」とあるのは「難聴児を通わせる」と、「盲ろうあ」とあるのは「難聴の」と」を削る。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第85条から第88条まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項及び附則第4項において「指定通所支援基準条例」という。）第48条第1項の改正規定及び第2条中児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例第45条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみ

- なされているものについては、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定をうけたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（次項において「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 新指定通所支援基準条例第25条の2（新指定通所支援基準条例第60条の7において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第25条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。
- 7 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 9 この条例の施行の際現に設置している第3条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第81条第2項に規定する主として重症・心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第81条第2項に規定する主として重症・心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第 37 号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の(19)中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 38 号

長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案

長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 39 号

資金積立基金条例の一部を改正する条例案

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小業者金融支援基金の項の次に次のように加える。

長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金	法人等が行う奨学金返還支援に対し助成することにより、若手人材の確保及び定着の推進を図る。	法人等が行う奨学金返還支援の助成に要する費用の財源に充てる。
---------------------	--	--------------------------------

別表の「清水朝恵」特別支援学校学習環境整備基金の項の次に次のように加える。

長野県G I G Aスクール構想加速化基金	公立学校における情報通信機器の整備を図る。	公立学校における情報通信機器の整備に要する費用の財源に充てる。
-----------------------	-----------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小業者金融支援基金の項の次に次のように加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 40 号

信州登山案内人条例の一部を改正する条例案

信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、信州登山案内人となる資格を有する。

- (1) 信州登山案内人試験（以下「試験」という。）に合格した者
 - (2) 第5条の2の規定により試験を免除された者
- 2 前項第1号に該当する者に係る資格の有効期間は、試験に合格した日の属する年の翌年3月31日までとする。
- 第4条第3号中「第5号」を「第6号」に改める。
- 第5条の次に次の1条を加える。

（試験の免除）

第5条の2 第7条第3項の更新の登録を受けなかった者で、同条第2項の有効期間の満了の日から起算して1年を経過しないもの
のうち、同条第4項に規定する研修を受けたものについては、試験を免除する。

第8条中「及び第18条」を削る。

第14条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 登録がその効力を失ったとき
- 第14条第3項中「第1項第1号から第4号」を「第1項第2号から第5号」に改める。

第18条第1項中「4,800円」を「6,500円」に改め、同条第2項中「申請者」を「第7条第1項の規定により登録を受けようとする者」に、「1,500円」を「1,500円（第3条第1項第2号に該当する者にあつては、2,400円）」に改め、同条第3項中「登録証」を「第13条の規定により登録証」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第7条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、更新登録手数料2,400円を納めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の信州登山案内条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後に信州登山案内条例第7条第2項に規定する登録の有効期間が満了した者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

第 41 号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を 改正する条例案

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

豊丘ダム発電所	須坂市	150
---------	-----	-----

豊丘ダム発電所	須坂市	150
森泉湯川発電所	北佐久郡御代田町	151
金峰山川発電所	南佐久郡川上村	145

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 42 号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 検査の項中 「880」を「970」に改める。

別表の 6 施術の項中

ウ 黄体除去	"	790
(2) 受精卵移植（牛に係るものに限る。）		
ア 過排卵処理	"	21,000
イ 受精卵の採取	"	32,000
ウ 受精卵の凍結処理	"	5,200
エ 受精卵の移植	"	5,700

「ウ 黄体除去」"「790」に、「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 43 号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する 条例案

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成19年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「数」を「数（第4項第1号において「消防団員である者の数」という。）」に改め、同条第3項第1号中「平成27年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成22年度分から令和6年度分」を「令和7年度分から令和9年度分」に改め、同条第4項第1号中「が20万円」を「が10万円」を「が20万円（消防団員である者の数が3人又は4人である場合においては50万円、消防団員である者の数が5人以上である場合においては100万円。以下この項において同じ。）」に、「から10万円」を「から20万円」に改め、同項第2号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「が10万円」を「が20万円（消防団員である者の数が3人又は4人である場合においては50万円、消防団員である者の数が5人以上である場合においては100万円。以下この項において同じ。）」に、「から10万円」を「から20万円」を「から10万円」に、「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（不均一課税に関する規定の適用）
- 2 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び平成22年度分から令和6年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第 44 号

長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県道路占用料徴収条例（昭和43年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「給油所」の次に「その他の自動車の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 45 号

長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

(長野県建築基準条例の一部改正)

第1条 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「1時間準耐火構造の建築物」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）」を加える。

第30条第4項中「建築物」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）」を加える。

第40条第1項中「第128条の6第2項」を「第128条の7第2項」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の項中

(63) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円
(63) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円

(64) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円
(65) 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	28,000円

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 46 号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例

第1条中「に医薬品その他衛生上に関係ある物品の」を「及び長野県諏訪湖環境研究センターにおいて行う」に改める。

	6,000円
2,000円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,000円
4,900円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,000円
8,100円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	2,800円
	4,800円
	3,600円

	6,400円
2,100円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,400円
4,400円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	6,400円
8,100円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	2,900円
	5,000円
	4,800円

4,700円
7,500円
3,300円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額
5,400円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額
15,000円
2,500円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額
8,500円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額
15,000円以上23,000円以下の範囲内で知事が定める額
33,000円
14,000円
35,000円
71,000円
9,900円
12,000円
3,600円
2,600円

別表中

5,900円
8,300円
3,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額
5,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額
17,000円
2,600円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額
9,500円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額
15,000円以上24,000円以下の範囲内で知事が定める額
38,000円
15,000円
34,000円
73,000円
9,800円
13,000円
3,500円
2,700円

を

に改める。

1,700円以上3,100円以下の範囲内で知事が定める額	3,900円
10,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
6,000円以上93,000円以下の範囲内で知事が定める額	

1,700円以上3,300円以下の範囲内で知事が定める額	3,900円
9,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,600円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
6,400円以上85,000円以下の範囲内で知事が定める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

2 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例」に改める。

第 47 号

長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案

長野県自然公園施設条例（令和3年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の表の長野県志賀高原自然保護センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 48 号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第32条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舍を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 法第52条第1項に規定する職員団体の組合費

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校職員の職務の円滑な遂行又は学校職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 49 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 | 契約金額 | 1,554万2,000円を上限とする額 |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 長野市大字安茂里3728番地2
氏名 弓場 法
資格 公認会計士 |

第 50 号

交通事故に係る損害賠償について

交通事故による損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をするものとする。

1 事故の内容

公務に使用中の千曲警察署の普通乗用自動車が、令和5年3月26日午後0時20分ごろ、千曲市の国道上において、小林椋使用の普通乗用自動車に衝突し、同人に傷害と同車に損害を与え、同車に同乗していた松本蘭に傷害を与えた。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

長野市吉田二丁目6番4号 小林 椋

中野市大字中野188番地2 松本 蘭

(2) 損害賠償者

長野 県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として次のとおり支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

小林 棕	1,984,332円
松本 蘭	1,286,549円

第 51 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定する。

- | | | |
|---|----------------|-----------------------|
| 1 | 施設の名称 | 長野県飯田創造館 |
| 2 | 指定管理者 | |
| | (1) 名称 | 一般財団法人長野県文化振興事業団 |
| | (2) 代表者 | 理事長 吉本光宏 |
| | (3) 主たる事務所の所在地 | 長野市若里一丁目1番3号 |
| 3 | 指定期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

第 52 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定する。

- | | | | |
|---|----------------|---|-----------------------|
| 1 | 施設の名 | 称 | 長野県佐久創造館 |
| 2 | 指定管理者 | | |
| | (1) 名 | 称 | 株式会社フードサービスシノワ |
| | (2) 代 | 表 | 代表取締役 有坂 康 躬 |
| | (3) 主たる事務所の所在地 | | 南佐久郡小海町大字千代里2392番地1 |
| 3 | 指 定 期 間 | | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

第 53 号

県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負契約の締結について

減勢工改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事
2	工 事 場 所	上田市真田町
3	変 更 契 約 金 額	7億7,658万9,000円 (変更前契約金額 4億4,657万8,000円)
4	契 約 保 証 金	7,765万8,900円 (変更前 4,465万8,000円)
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年2月14日 (変更前 令和6年3月29日)
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市県町524番地 北野建設株式会社 代表取締役 北 野 貴 裕

第 54 号

県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について

ダム取水設備更新工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 上田市真田町 |
| 3 | 変 更 契 約 金 額 | 7億5,631万6,000円 (変更前契約金額 4億2,335万7,000円) |
| 4 | 契 約 保 証 金 | 7,563万1,600円 (変更前 4,378万円) |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和8年3月31日 (変更前 令和6年3月29日) |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 東京都中央区日本橋室町四丁目2番10号坂田ビル
株式会社丸島アークシステム東京支店 支店長 渡 邊 秀 典 |

第 55 号

県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する県営土地改良事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

1 土地改良法第91条第6項の規定によるもの

事 業 名	負 担 額
県営かんがい排水事業（水門の自動化・遠隔化導入促進事業を除く。）	事業費の $\frac{25}{100}$ 以内の額
県営畑地帯総合土地改良事業	" $\frac{25}{100}$ "
経営体育成基盤整備事業	" $\frac{22.5}{100}$ "
県営農道整備事業	" $\frac{25}{100}$ "
県営中山間総合整備事業（農村生活環境整備事業及び特認事業を除く。）	" $\frac{15}{100}$ "
県営農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対応策事業を除く。）	" $\frac{21}{100}$ "

2 地方財政法第27条第1項の規定によるもの

事 業 名	負 担 額
県営かんがい排水事業（水門の自動化・遠隔化導入促進事業）	事業費の $\frac{15.5}{100}$ 以内の額
県営中山間総合整備事業（農村生活環境整備事業及び特認事業）	” $\frac{15}{100}$ ”
県営農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）	” $\frac{18}{100}$ ”

第 56 号

県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する県営林道事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

区 分	負 担 額
森 林 基 幹 道	事業費の $\frac{10}{100}$ 以内の額

第 57 号

長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する長野県防災行政無線設備更新事業
について、当該市町村及び一部事務組合の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
長野県防災行政無線設備更新事業	防災行政無線設備（基本設備）端末局整備費の $\frac{1}{2}$ 以内の額並びに 防災行政無線設備（市町村及び一部事務組合の追加設備）及び全国瞬時警 報システム設備端末局整備費の全額

第 58 号

一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山2工区上部工）請負契約の締結について

災害防除工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金災害防除工事
2	工 事 場 所	一般県道大野田梓橋停車場線 松本市 八景山2工区
3	契 約 金 額	9億3,379万円
4	契 約 保 証 金	9,337万9,000円
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月25日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地 J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 大 下 元

第 59 号

一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山2工区）変更請負契約の締結について

災害防除工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助防災・安全交付金災害防除工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 一般県道大野田梓橋停車場線 松本市 八景山2工区 |
| 3 | 変更契約金額 | 6億4,468万8,000円（変更前契約金額 6億1,553万8,000円） |
| 4 | 契約保証金 | 6,446万8,800円（変更前 6,155万3,800円） |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和6年8月30日 |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請負人住所氏名 | 長野市県町524番地 |

北野建設株式会社 代表取締役 北 野 貴 裕

第 60 号

道路上の事故に係る損害賠償について

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をするものとする。

1 事故の内容

令和5年7月10日午後2時20分ごろ、損害賠償請求者が、一般国道406号の須坂市大字仁礼地籍において小型特殊自動車を運搬中、道路法面からの倒木により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

長野市大字若槻東条517番地1 有限会社やまぐち園芸 代表取締役 山口 秀 政

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として3,953,620円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余

の請求は一切しない。

第 61 号

一般国道141号道路改築工事（平原大橋）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般国道141号 佐久市から小諸市 平原大橋
3	契 約 金 額	6億1,050万円
4	契 約 保 証 金	6,105万円
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年4月30日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字屋島515番地 株式会社角藤 代表取締役 大久保 公 雄

第 62 号

一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場1号トンネル）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助防災・安全交付金道路改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 一般県道上松南木曽線 木曽郡大桑村から南木曽町 読書ダムから戸場1号トンネル |
| 3 | 契 約 金 額 | 47億4,100万円 |
| 4 | 契 約 保 証 金 | 4億7,410万円 |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和8年10月23日 |
| 6 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 長野市大字南長野県町442番地 |

鹿島・守谷・神稲特定建設工事共同企業体

代表者 鹿島建設株式会社長野営業所 所長 豊 泉 修 二

第 63 号

主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀1工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助道路改築工事
2	工 事 場 所	主要地方道諏訪辰野線 岡谷市から諏訪市 小坂から有賀1工区
3	変更契約金額	6億4,860万4,000円（変更前契約金額 4億1,360万円）
4	契約保証金	6,486万400円（変更前 4,136万円）
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年1月31日（変更前 令和6年6月28日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請負人住所氏名	諏訪市上川二丁目2190番地1 藤森土木建設株式会社 代表取締役 藤 森 勇 希

第 64 号

主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀2工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助道路改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 主要地方道諏訪辰野線 岡谷市から諏訪市 小坂から有賀2工区 |
| 3 | 変更契約金額 | 7億1,831万1,000円（変更前契約金額 4億1,580万円） |
| 4 | 契約保証金 | 7,183万1,100円（変更前 4,158万円） |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和6年10月31日（変更前 令和6年6月28日） |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請 負 人 住 所 氏 名 | 岡谷市幸町6番6号
株式会社岡谷組 代表取締役 野 口 行 敏 |

第 65 号

主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀4工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助道路改築工事
2	工 事 場 所	主要地方道諏訪辰野線 岡谷市から諏訪市 小坂から有賀4工区
3	変更契約金額	12億2,867万8,000円（変更前契約金額 4億5,760万円）
4	契約保証金	1億2,286万7,800円（変更前 4,576万円）
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年3月28日（変更前 令和6年6月28日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請負人住所氏名	岡谷市幸町6番6号 株式会社岡谷組 代表取締役 野 口 行 敏

第 66 号

一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋2工区）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 一般県道市ノ沢山吹停車場線 下伊那郡豊丘村 新万年橋2工区 |
| 3 | 変更契約金額 | 5億7,142万8,000円（変更前契約金額 5億3,075万円） |
| 4 | 契約保証金 | 5,714万2,800円（変更前 5,307万5,000円） |
| 5 | 工 期 | 着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日
完 成 令和6年7月31日（変更前 令和6年7月1日） |
| 6 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 7 | 請負人住所氏名 | 長野市松岡二丁目6番18号
トライアン株式会社 代表取締役 松 橋 幹 生 |

第 67 号

一級河川岡田川河川改修工事（排水機場整備）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助大規模特定河川工事
2	工 事 場 所	一級河川岡田川 長野市 篠ノ井2 工区
3	変 更 契 約 金 額	6 億2,168万7,000円（変更前契約金額 6 億1,685万8,000円）
4	契 約 保 証 金	6,216万8,700円（変更前 6,168万5,800円）
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年2月21日（変更前 令和6年5月21日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中区菊井二丁目22番7号

株式会社荏原製作所中部支社 支社長 鹿 島 信 孝

第 68 号

一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助大規模特定河川工事
2	工 事 場 所	一級河川黒沢川 安曇野市 黒沢
3	変 更 契 約 金 額	19億7,489万6,000円（変更前契約金額 16億7,146万1,000円）
4	契 約 保 証 金	1億9,748万9,600円（変更前 1億6,714万6,100円）
5	工 期	着 手 令和6年2月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月31日（変更前 令和8年1月13日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	松本市大字島立635番地1 松本土建株式会社 代表取締役 大 池 太 士

第 69 号

一 級 河 川 の 指 定 に つ い て

河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定により、別表の河川を一級河川に指定することについては、異議ないものとする。

別表

信濃川水系

河 川 名	区		間
	上	流 端	
不動沢	大町市平字高瀬入国有林五百四十林班ち小班	端	下 流 端 高瀬川への合流点

第 70 号

河川隣接地の事故に係る損害賠償について

河川隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、次のとおり損害賠償をとする。

1 事故の内容

令和5年6月29日午前7時ごろ、天竜川水系境ノ沢川の下伊那郡松川町元大島地籍の河川敷地内からの倒木により、損害賠償請求者所有の果樹及び支柱等を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

下伊那郡松川町元大島4679番地3 米山敏明

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

当該事故は、河川管理者の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として1,268,101円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余

の請求は一切しない。

第 71 号

道路事業施行に伴う市町村の負担について

道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、令和6年度において施行する道路事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事 業 名	負 担 額
県 単 道 路 舗 装 事 業	事業費の $\frac{1.5}{10}$ 以内の額
県 単 道 路 改 築 事 業	” $\frac{1.5}{10}$ ”

第 72 号

急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する急傾斜地崩壊対策事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
急傾斜地崩壊対策事業	事業費の $\frac{2}{10}$ 以内の額

第 73 号

都市計画事業施行に伴う市町村の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、令和6年度において施行する都市計画事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
県単街路事業	事業費の $\frac{1.5}{10}$ 以内の額
街路事業	" $\frac{1}{10}$ "

第 74 号

令和5年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、次のとおり剰余金を処分します。

会 計 名	処 分 額	処 分 の 内 容
長野県流域下水道事業会計	53,901,060 円	土地売却額の返還 14,922,840 未処分利益剰余金への振替 38,978,220 円

第 75 号

流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和6年度において施行する流域下水道建設事業について、当該市町村の負担を次のとおりとする。

事業名	負担額
流域下水道建設事業	事業費の $\frac{1}{2}$ 以内の額
県単下水道建設事業	〃

第 76 号

高等学校の統合について

長野県中野立志館高等学校と長野県中野西高等学校を令和12年4月1日に統合したいので、高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）第3条の規定により、議会の同意を求めます。

訴 え の 提 起 に つ い て

次のとおり売買代金等請求事件に関し控訴の提起をするものとする。

1 事 件 名

売買代金等請求控訴事件（長野地方裁判所、令和3年（ワ）第149号、売買代金等請求事件判決に係る控訴）

2 当 事 者

(1) 第一審原告

松本市中央二丁目3番21号 株式会社カタセ 代表取締役 片 瀬 衛

(2) 第一審被告

長 野 県

3 第一審原告の請求の趣旨及び第一審判決要旨

(1) 請求の趣旨

原告が受注した新型コロナウイルス感染防止のための防護服の売買代金を県が支払わないので、金147,659,050円の支払いを求めらる。

(2) 判決趣旨

売買契約の成立は認められないものの、県は、契約準備段階における信義則上の義務に違反したと認められるので、損害賠償として金67,170,927円の支払いを命ずる。

4 控訴の内容

第一審判決の被告敗訴部分につき不服であるから、これを取り消す判決を求めらる。

第 78 号

令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案

令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 298 億 9,168 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 1,063 億 324 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	県 税	236,103,436	11,879,391	247,982,827
1	県 民 税	80,822,081	4,392,551	85,214,632
2	事 業 税	63,003,625	4,860,938	67,864,563
3	地 方 消 費 税	33,958,791	3,092,355	37,051,146
4	不 動 産 取 得 税	5,061,183	△215,204	4,845,979
5	県 た ば こ 税	2,249,178	△14,987	2,234,191
6	ゴ ル フ 場 利 用 税	799,973	5,191	805,164
7	軽 油 引 取 税	17,619,519	△334,243	17,285,276
8	自 動 車 税	32,529,216	91,240	32,620,456
11	狩 猟 税	13,424	53	13,477
12	旧 法 に よ る 税	43,934	1,497	45,431
2	地 方 消 費 税 清 算 金	111,842,000	△4,471,215	107,370,785

1	地方消費税清算金	111,842,000	△4,471,215	107,370,785
4	地方特例交付金	1,240,000	40,894	1,280,894
5	地方交付税	212,003,241	5,158,162	217,161,403
7	分担金及び負担金	2,392,238	△226,042	2,166,196
8	使用料及び手数料	14,419,693	△181,315	14,238,378
9	国庫支出金	186,111,401	△17,245,256	168,866,145
1	地方特例交付金	1,240,000	40,894	1,280,894
1	地方交付税	212,003,241	5,158,162	217,161,403
1	分担金	169,564	6,675	176,239
2	負担金	2,222,674	△232,717	1,989,957
1	使用料	11,384,459	△147,454	11,237,005
2	手数料	68,357	△2,024	66,333
3	証紙収入	2,966,877	△31,837	2,935,040
1	国庫負担金	66,915,931	△2,382,180	64,533,751
2	国庫補助金	117,721,959	△14,552,760	103,169,199
3	委託金	1,473,511	△310,316	1,163,195

10	財 産 收 入	1,340,005	4,602	1,344,607
	1 財 産 運 用 收 入	986,960	3,843	990,803
	2 財 産 売 払 收 入	353,045	759	353,804
11	寄 付 金	1,089,409	95,066	1,184,475
	1 寄 付 金	1,089,409	95,066	1,184,475
12	繰 入 金	20,553,464	△1,752,012	18,801,452
	1 特 別 会 計 繰 入 金	47,516	26,071	73,587
	2 基 金 繰 入 金	20,345,392	△1,767,052	18,578,340
	3 企 業 特 別 会 計 繰 入 金	160,556	△11,031	149,525
13	繰 越 金	1,899,789	3,070,917	4,970,706
	1 繰 越 金	1,899,789	3,070,917	4,970,706
14	諸 收 入	199,004,247	△20,791,874	178,212,373
	3 貸 付 金 元 利 收 入	184,663,964	△19,474,720	165,189,244
	4 受 託 事 業 收 入	3,359,118	△1,696,438	1,662,680
	5 収 益 事 業 收 入	4,209,118	△27,073	4,182,045
	7 雑 入	6,538,034	406,357	6,944,391

15	県	債	108,159,000	△5,473,000	102,686,000					
	1	県	債	△5,473,000	102,686,000					
		歳入合計	1,136,194,924	△29,891,682	1,106,303,242					
		歳出								
		款								
		項								
		補正前の額	千円	補正額	千円					
1	議	会	費	1,468,858	△20,106	1,448,752				
	1	議	会	費	△20,106	1,448,752				
2	総	務	費	46,152,568	9,234,595	55,387,163				
	1	総	務	管	理	費	24,442,354	9,335,504	33,777,858	
	2	企	画	費	6,459,970	24,158	6,484,128			
	3	徴	税	費	5,771,159	369,617	6,140,776			
	4	市	町	村	振	興	費	1,941,091	△65,764	1,875,327
	5	選	挙	費	1,054,754	△471,143	583,611			
	6	防	災	費	2,034,132	△159,105	1,875,027			

7	災 害 救 助 費	17,885	35,137	53,022
8	統 計 調 査 費	391,586	△17,622	373,964
9	生 活 文 化 費	3,581,210	189,812	3,771,022
10	外 事 費	217,474	△3,242	214,232
11	人 事 委 員 会 費	98,428	3,728	102,156
12	監 査 委 員 費	142,525	△6,485	136,040
3	民 生 費	140,085,017	705,207	140,790,224
1	社 会 福 祉 費	97,188,797	542,788	97,731,585
2	児 童 福 祉 費	21,816,572	△727,141	21,089,431
3	障 が い 福 祉 費	18,657,678	856,534	19,514,212
4	生 活 保 護 費	2,421,970	33,026	2,454,996
4	衛 生 費	52,712,903	△8,563,533	44,149,370
1	医 務 費	8,932,529	△742,162	8,190,367
2	保 健 所 費	2,678,669	△350,455	2,328,214
4	公 衆 衛 生 費	34,973,235	△7,467,863	27,505,372
5	環 境 衛 生 費	363,238	△3,053	360,185

5	労働費		2,981,048	△263,404	2,717,644
		2	職業能力開発費	△261,603	1,892,388
		4	労働委員会費	△1,801	65,722
6	環境費		7,673,955	△901,979	6,771,976
		1	環境管理費	△233,732	2,746,059
		2	水環境費	△378,112	3,670,807
		3	環境自然保護費	△290,135	355,110
7	農林水産業費		50,478,024	△5,729,456	44,748,568
		1	農業費	△2,550,092	11,070,975
		2	畜産業費	215,094	2,918,625
		3	農地費	△2,275,976	15,467,208
		4	林業費	△1,118,994	15,004,834
		5	水産業費	512	286,926
8	商工費		204,590,202	△20,066,786	184,523,416
		1	商工費	△20,065,639	183,462,233
		2	観光費	△1,147	1,061,183

5	高等学 校	費	40,290,210	△1,388,079	38,902,131
6	大 学	費	1,864,115	7,691	1,871,806
7	社 会 教 育	費	938,169	△32,527	905,642
8	保 健 体 育	費	7,772,728	△211,472	7,561,256
12	災 害 復 旧 費		9,348,622	△1,838,869	7,509,753
1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		2,079,634	△889,835	1,189,799
2	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		6,265,381	△865,105	5,400,276
3	果 単 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		1,003,607	△83,929	919,678
13	公 債 費		119,939,726	2,554,094	122,493,820
1	公 債 費		119,939,726	2,554,094	122,493,820
14	諸 支 出 金		102,655,267	1,744,084	104,399,351
1	地 方 消 費 税 清 算 金		33,295,938	2,750,758	36,046,696
2	利 子 割 交 付 金		91,099	4,608	95,707
3	配 当 割 交 付 金		1,335,631	327,718	1,663,349
4	株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金		964,463	615,813	1,580,276
5	法 人 事 業 税 交 付 金		4,607,421	300,493	4,907,914

6	地方消費税交付金	56,248,737	△2,247,436	54,001,301
7	ゴルフ場利用税交付金	587,980	△18,844	569,136
8	環境性能割交付金	926,021	△17,292	908,729
10	個人県民税徴収取扱費交付金	3,485,850	57,088	3,542,938
12	市町村振興宝くじ交付金	1,088,703	△28,822	1,059,881
	歳出合計	1,136,194,924	△29,891,682	1,106,303,242

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
2	総務費1	総務管理費 中長期修繕・改修事業費	-	251,888	251,888
2	総務費2	企画費 鉄道振興対策費	26,001	64,583	90,584
2	総務費2	企画費 バス等振興対策費	-	19,998	19,998
2	総務費6	防災費 防災行政無線管理費	-	170,522	170,522
3	民生費1	社会福祉費 介護サービス質向上推進事業費	-	730,479	730,479
3	民生費1	社会福祉費 地域医療介護総合確保基金事業費	-	459,252	459,252
3	民生費1	社会福祉費 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費	-	57,742	57,742
3	民生費2	児童福祉費 安心こども基金事業費	-	55,380	55,380
3	民生費3	障がい福祉費 障がい者スポーツ振興事業費	-	19,977	19,977
3	民生費3	障がい福祉費 施設訓練等自立支援給付事業費	14,400	345,386	359,786
3	民生費3	障がい福祉費 障がい者福祉センター運営費	-	14,750	14,750
3	民生費3	障がい福祉費 西駒郷運営費	-	373,464	373,464
4	衛生費1	医療費 医療対策費	42,519	514,683	557,202
4	衛生費1	医療費 へき地医療対策費	-	14,672	14,672

4	衛生	費	1	医	務	費	看護専門学校費	-	158,000	158,000
4	衛生	費	4	公衆衛生	費	感染症対策費	感染症対策費	-	1,097,129	1,097,129
4	衛生	費	4	公衆衛生	費	がん対策費	がん対策費	-	11,000	11,000
6	環境	費	1	環境管理	費	再生可能エネルギー普及推進事業費	再生可能エネルギー普及推進事業費	132,992	93,313	226,305
6	環境	費	2	水環境	費	水道施設整備促進費	水道施設整備促進費	288,637	577,732	866,369
6	環境	費	3	環境自然保護	費	自然公園施設整備事業費	自然公園施設整備事業費	26,442	58,292	84,734
7	農林水産	業費	1	農業	費	野生鳥獣被害総合対策事業費	野生鳥獣被害総合対策事業費	-	20,909	20,909
7	農林水産	業費	1	農業	費	新規就農者支援事業費	新規就農者支援事業費	-	1,135	1,135
7	農林水産	業費	1	農業	費	農業大学校費	農業大学校費	-	1,518	1,518
7	農林水産	業費	1	農業	費	特産物振興対策事業費	特産物振興対策事業費	385,063	64,000	449,063
7	農林水産	業費	1	農業	費	次世代を担う農業経営体応援事業費	次世代を担う農業経営体応援事業費	-	159,827	159,827
7	農林水産	業費	1	農業	費	地籍調査事業費	地籍調査事業費	58,260	91,082	149,342
7	農林水産	業費	2	畜産	費	地域畜産対策事業費	地域畜産対策事業費	406,162	553,029	959,191
7	農林水産	業費	2	畜産	費	食肉流通対策事業費	食肉流通対策事業費	-	24,000	24,000
7	農林水産	業費	3	農地	費	県営かんがい排水事業費	県営かんがい排水事業費	300,965	1,075,532	1,376,497
7	農林水産	業費	3	農地	費	県営畑地帯総合土地改良事業費	県営畑地帯総合土地改良事業費	715,570	158,547	874,117
7	農林水産	業費	3	農地	費	経営体育成基盤整備事業費	経営体育成基盤整備事業費	670,544	399,826	1,070,370

7	農林水産業費	3	農	地	費	県営中山間総合整備事業費	572,546	247,050	819,596
7	農林水産業費	3	農	地	費	団体営土地改良事業費	34,698	443,500	478,198
7	農林水産業費	3	農	地	費	地すべり対策事業費	116,310	252,660	368,970
7	農林水産業費	3	農	地	費	県営農村地域防災減災事業費	1,635,127	2,373,429	4,008,556
7	農林水産業費	3	農	地	費	団体営農村地域防災減災事業費	572,707	106,835	679,542
7	農林水産業費	3	農	地	費	県単農業農村整備事業費	-	5,725	5,725
7	農林水産業費	3	農	地	費	県単緊急農地防災事業費	-	114,901	114,901
7	農林水産業費	3	農	地	費	県単農地地すべり対策事業費	-	139,121	139,121
7	農林水産業費	3	農	地	費	農業集落排水事業費	-	121,165	121,165
7	農林水産業費	4	林	業	費	高性能林業機械導入推進事業費	48,651	14,819	63,470
7	農林水産業費	4	林	業	費	森林整備に直結する作業道整備事業費	9,000	15,010	24,010
7	農林水産業費	4	林	業	費	森林サービス産業総合対策事業費	-	1,740	1,740
7	農林水産業費	4	林	業	費	あたりまえに木のある暮らし推進事業費	1,000	3,372	4,372
7	農林水産業費	4	林	業	費	木材産業循環成長対策事業費	251,816	68,609	320,425
7	農林水産業費	4	林	業	費	公共林道事業費	175,512	126,968	302,480
7	農林水産業費	4	林	業	費	公共治山事業費	1,163,288	945,957	2,109,245
7	農林水産業費	4	林	業	費	県単治山事業費	-	406,294	406,294

7	農林水産業	4	林業	費	信州の森林づくり事業費	333,910	617,098	951,008
8	商工	1	商工	費	新型コロナウイルス感染症経営支援事業費	454,388	351,848	806,236
8	商工	1	商工	費	エネルギーコスト削減促進事業費	647,003	645,005	1,292,008
8	商工	1	商工	費	生活産業総合振興対策事業費	-	759,933	759,933
8	商工	1	商工	費	信州首都圏総合活動拠点運営事業費	-	101,096	101,096
9	土木	1	土木管理	費	建設事務所等運営費	-	4,511	4,511
9	土木	2	道路橋梁	費	災害防除道路費	4,627,131	95,000	4,722,131
9	土木	2	道路橋梁	費	交通安全施設費	2,704,102	23,024	2,727,126
9	土木	2	道路橋梁	費	道路改築費	28,642,406	1,100	28,643,506
9	土木	2	道路橋梁	費	道路橋梁維持修繕費	13,471	2,146,889	2,160,360
9	土木	2	道路橋梁	費	県単道路舗装費	-	93,400	93,400
9	土木	2	道路橋梁	費	県単交通安全対策費	-	296,086	296,086
9	土木	2	道路橋梁	費	県単道路防災費	-	546,556	546,556
9	土木	2	道路橋梁	費	県単道路改築費	-	3,014,336	3,014,336
9	土木	2	道路橋梁	費	道路維持受託費	-	148,694	148,694
9	土木	2	道路橋梁	費	道路建設受託事業費	-	49,321	49,321
9	土木	3	河川	費	河川調査費	-	71,400	71,400

9	土	木	費	3	河	川	費	水防管理費	-	4,061	4,061
9	土	木	費	3	河	川	費	令和元年河川災害復旧助成費	-	1,644,540	1,644,540
9	土	木	費	3	河	川	費	県単河川維持費	-	1,553,981	1,553,981
9	土	木	費	3	河	川	費	県単河川改修費	-	1,813,950	1,813,950
9	土	木	費	3	河	川	費	県単河川環境改善費	-	89,397	89,397
9	土	木	費	3	河	川	費	河川受託事業費	-	497,943	497,943
9	土	木	費	4	砂	防	費	砂防等調査費	-	132,500	132,500
9	土	木	費	4	砂	防	費	通常砂防費	9,249,392	57,500	9,306,892
9	土	木	費	4	砂	防	費	災害関連緊急砂防費	294,000	471,000	765,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	地すべり対策費	4,218,750	2,000	4,220,750
9	土	木	費	4	砂	防	費	急傾斜地崩壊対策費	3,937,204	2,000	3,939,204
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単砂防維持修繕費	-	104,531	104,531
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単砂防費	-	379,407	379,407
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単地すべり対策費	-	306,800	306,800
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単急傾斜地維持修繕費	-	16,000	16,000
9	土	木	費	4	砂	防	費	県単急傾斜地崩壊対策費	-	440,021	440,021
9	土	木	費	5	都	市	費	流域下水道事業会計繰出金	-	35,621	35,621

9	土	木	費	5	都	市	計	画	費	県単街路費	-	172,817	172,817						
9	土	木	費	5	都	市	計	画	費	県単公園事業費	-	107,359	107,359						
9	土	木	費	5	都	市	計	画	費	街路受託事業費	-	715	715						
9	土	木	費	6	住	宅		費	費	県営住宅居住環境改善事業費	842,419	640,068	1,482,487						
9	土	木	費	6	住	宅		費	費	県営住宅等管理費	-	42,449	42,449						
9	土	木	費	6	住	宅		費	費	県営住宅建替事業費	557,408	163,652	721,060						
10	警	察	費	1	警	察	管	理	費	警察施設整備事業費	-	83,893	83,893						
11	教	育	費	4	特	別	支	援	学	校	整	備	事	業	費	32,285	498,701	530,986	
11	教	育	費	4	特	別	支	援	学	校	運	營	費		12,221	36,340	48,561		
11	教	育	費	7	社	会	教	育	費	文化財総合対策費	3,441	7,088	10,529						
11	教	育	費	8	保	健	体	育	費	社会体育振興費	-	14,399	14,399						
12	災	害	復	旧	費	農	林	水	産	施	設	災	害	復	旧	費	-	554,249	554,249
12	災	害	復	旧	費	農	林	水	産	施	設	災	害	復	旧	費	-	343,685	343,685
12	災	害	復	旧	費	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費	-	812,000	812,000
12	災	害	復	旧	費	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費	-	716,959	716,959
12	災	害	復	旧	費	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費	-	795	795
12	災	害	復	旧	費	公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費	-	3,487,707	3,487,707

12	災害復旧費	3	県単土木施設災害復旧費	令和5年県単災害復旧費	-	61,000	61,000
	繰越明許費		合計		106,691,598	37,285,227	143,976,825

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前 の額 千円	補正 額 千円	補正後 の額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線整備事業費	563,000	△ 156,000	407,000	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
地域鉄道整備事業費	292,000	△ 3,000	289,000			
空港整備事業費	224,000	△ 14,000	210,000			
県有施設整備事業費	1,911,000	△ 356,000	1,555,000			
庁舎整備事業費	664,000	△ 227,000	437,000			
文化施設整備事業費	248,000	△ 53,000	195,000			
社会福祉施設整備事業費	1,161,000	△ 210,000	951,000			
障がい者福祉センター整 備事業費	127,000	△ 3,000	124,000			
旧木曾看護専門学校除却 事業費	194,000	△ 52,000	142,000			
技術専門校整備事業費	60,000	△ 15,000	45,000			
環境研究施設整備事業費	1,509,000	△ 182,000	1,327,000			
農業農村整備事業費	4,086,000	△ 536,000	3,550,000			

林業総合センター整備事業費	61,000	△ 22,000	39,000
治山事業費	2,735,000	△ 60,000	2,675,000
林道事業費	106,000	△ 3,000	103,000
河川事業費	12,875,000	△ 1,273,000	11,602,000
砂防事業費	11,522,000	△ 63,000	11,459,000
都市計画事業費	4,207,000	△ 290,000	3,917,000
道路事業費	28,551,000	27,000	28,578,000
公営住宅建設事業費	1,471,000	△ 31,000	1,440,000
直轄事業費	19,143,000	385,000	19,528,000
警察施設整備事業費	699,000	△ 7,000	692,000
交通安全施設整備事業費	1,090,000	△ 99,000	991,000
高等学校整備事業費	1,268,000	△ 54,000	1,214,000
特別支援学校整備事業費	943,000	△ 75,000	868,000
総合教育センター整備事業費	241,000	△ 55,000	186,000
県立歴史館整備事業費	180,000	△ 24,000	156,000

体育施設事業費	12,000	4,000	16,000
過年災害復旧費	583,000	76,000	659,000
現年災害復旧費	2,751,000	△ 395,000	2,356,000
臨時財政対策債	8,408,000	△ 1,707,000	6,701,000
合 計	108,159,000	△ 5,473,000	102,686,000

第 79 号

令和 5 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億9,896万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,510億6,797万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

	歳 入		補正額	計
	款	項		
1 財 産 収 入	787,460		46,380	833,840
1 財 産 運 用 収 入	787,460		46,380	833,840
2 繰 入 金	160,581,554		2,552,585	163,134,139

1	一般会計繰入金	119,616,875	2,554,094	122,170,969
2	基金繰入金	40,964,679	△1,509	40,963,170
	歳入合計	248,469,014	2,598,965	251,067,979

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	248,469,014	2,598,965	251,067,979
	1	公債費	2,598,965	251,067,979
	歳出合計	248,469,014	2,598,965	251,067,979

第 80 号

令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,250万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	歳	項	入	歳入歳出予算補正		計
				補正前の額	補正額	
				千円	千円	千円
2 諸	収	入	入	248,636	△3,760	244,876
			1 雑	248,636	△3,760	244,876
3 掛	金	収	入	46,906	△3,000	43,906
			1 掛	46,906	△3,000	43,906

5	繰入金	92,403	△240	92,163
	2 基金繰入金	240	△240	0
	歳入合計	469,500	△7,000	462,500
	歳出			
	1 心身障害者扶養共済事業費			
	1 心身障害者扶養共済事業費	469,500	△7,000	462,500
	歳出合計	469,500	△7,000	462,500
	補正前額	千円	千円	千円
	補正額			
	計			

第 81 号

令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,031 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,844 億 3,216 万 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	歳	項	入	補正前の額		補正額	計
				千円	千円		
1	分担金及び負担金			50,631,761	△1,042,077	49,589,684	千円
		1	負担金	50,631,761	△1,042,077	49,589,684	
2	国庫支出金			51,490,488	△411	51,490,077	

5	財産収入	2	国庫補助金	14,217,296	△411	14,216,885
				97	1,720	1,817
		1	財産運用収入	97	1,720	1,817
6	繰入金			12,411,340	△110,595	12,300,745
		1	一般会計繰入金	11,865,329	△88,220	11,777,109
		2	基金繰入金	546,011	△22,375	523,636
7	繰越金			5,280,394	1,092,403	6,372,797
		1	繰越金	5,280,394	1,092,403	6,372,797
8	諸収入			3,726	28,641	32,367
		1	雑収入	3,726	28,641	32,367
	歳入合計			184,462,481	△30,319	184,432,162

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険事業費	184,462,481	△30,319	184,432,162
1	国民健康保険運営事業費	183,469,276	△7,533	183,461,743

歲	出	合	計	3	保	健	事	業	費	177, 110	△22, 786	154, 324
										184, 462, 481	△30, 319	184, 432, 162

第 82 号

令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,136万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,691万3千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	歳		項	入		計
	歳入	歳出		歳入	歳出	
2 繰越金			繰越金	10,184	3,001	13,185
3 繰越金			繰越金	10,184	3,001	13,185
3 諸収入			諸収入	323,777	△244,361	79,416

1	貸付金元利収入	323,776	△244,361	79,415
	合計	338,273	△241,360	96,913

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	小規模企業者等設備導入資金	338,273	△241,360	96,913
1	小規模企業者等設備導入資金	338,273	△241,360	96,913
	合計	338,273	△241,360	96,913

第 83 号

令和5年度長野県営林経営特別会計補正予算（第2号）案

令和5年度長野県営林経営特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億994万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,983万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	歳入	項	補正前の額	補正額	計
1	国庫支出金		20,707	△10,407	10,300
		1 国庫負担金	20,707	△10,407	10,300
2	財産収入		59,897	△46,399	13,498
		1 財産運用収入	1	21	22
		2 財産売却収入	59,896	△46,420	13,476
3	繰入金		214,890	△10,000	204,890
		1 一般会計繰入金	206,820	△4,000	202,820
		2 基金繰入金	8,070	△6,000	2,070
4	繰越金		14,983	△214	14,769
		1 繰越金	14,983	△214	14,769
5	諸収入		24,300	△2,922	21,378
		1 雑収入	24,300	△2,922	21,378

6	県	債	45,000	△40,000	5,000
	1	県	45,000	△40,000	5,000
		債			
	歳	入	379,777	△109,942	269,835
		合			
		計			
		出			
		歳			
		出			
		款			
		項			
		額			
		補			
		正			
		額			
		計			
		千			
		円			
1	県	営	379,777	△109,942	269,835
		林			
		経			
		営			
		費			
	1	管	42,231	△1,000	41,231
		理			
		費			
	2	財	22,829	△14,979	7,850
		産			
		費			
	3	造	296,065	△88,463	207,602
		林			
		費			
	4	施	18,652	△5,500	13,152
		設			
		費			
	歳	出	379,777	△109,942	269,835
		合			
		計			

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前年度の額 千円	補正額 千円	補正後年度の額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造林事業費	45,000	△ 40,000	5,000	株式会社日本政策金融公庫 資金	7.0% 以内	株式会社日本政策金融公庫 法(平成19年法律第57号) に定めるところによる。

第 84 号

令和5年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）案

令和5年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,951万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,039万9千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	入		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
1	貸付勘定収入	49,000	△19,510	29,490
	1 諸収入	39,340	△19,510	19,830
	歳入合計	49,909	△19,510	30,399

款	項	出		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
1	林業改善資金	40,909	△19,510	21,399
	貸付金	40,000	△19,510	20,490
	歳出合計	49,909	△19,510	30,399

第 85 号

令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,928万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,667万4千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

款	項	入		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
2	諸 入	59,157	△19,283	39,874
	1 貸付金元利収入	59,157	△19,283	39,874
	歳 入 合 計	65,957	△19,283	46,674

歳出		歳入		補正額		計	
款	項	補正前の額	補正額	補正前の額	補正額	計	計
		千円	千円	千円	千円		千円
1	貸付金	58,164		58,164	△19,283	38,881	38,881
	1 貸付金	58,164		58,164	△19,283	38,881	38,881
	合計	65,957		65,957	△19,283	46,674	46,674

第 86 号

令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）案

（総 則）

第1条 令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 リハビリテーション事業収益	2,150,724	△ 261,037	1,889,687
第1項 運 営 事 業 収 益	1,115,666	△ 370,881	744,785
第2項 運 営 事 業 外 収 益	1,035,058	109,844	1,144,902
	支 出		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 リハビリテーション事業費用	2,079,236	△ 189,549	1,889,687
第1項 運 営 事 業 費 用	1,997,215	△ 200,012	1,797,203
第2項 運 営 事 業 外 費 用	462	△ 114	348
第3項 特 別 損 失	81,559	10,577	92,136

(特例的収入及び支出)

第3条 予算第4条の2中「543万3千円及び7,692万1千円」を「7,612万7千円及び4,904万2千円」に改める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予算第6条中「消費税及び地方消費税」を「消費税及び地方消費税、控除対象外消費税」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 予算第7条中「職員給与費 11億4,778万4千円」を「職員給与費 11億995万9千円」に改める。

第 87 号

令和5年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第2号）案

（総 則）

第1条 令和5年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度長野県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 下水道事業収益	12,630,065	30,635	12,660,700 千円
第2項 営業外収益	6,221,630	30,635	6,252,265
	支 出		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 下水道事業費用	12,431,065	69,614	12,500,679 千円
第1項 営業費用	11,937,546	15,180	11,952,726
第2項 営業外費用	493,519	15,455	508,974
第3項 特別損失	-	38,979	38,979

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 資本的収入	8,392,613	14,923	8,407,536
第1項 企業債	1,604,180	△ 3,000	1,601,180
第2項 補助金	5,110,728	3,000	5,113,728
第4項 固定資産売却代金	-	14,923	14,923

支 出

科 目	支 出		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 資本的支出	8,392,613	14,923	8,407,536
第4項 固定資産売却額返還金	-	14,923	14,923

(企業債)

第4条 予算第6条中「限度額 16億418万円」を「限度額 16億118万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「19億6,462万1千円」を「19億6,762万1千円」に改める。

第 88 号

令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度長野県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 1 号中

「年間販売電力量 2 億 3, 224 万 3 千キロワットアワー」

を

「年間販売電力量 2 億 1, 004 万 4 千キロワットアワー」

に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第 1 款 電 気 事 業 収 益	5, 495, 761 千円	1, 693, 098 千円	7, 188, 859 千円
第 1 項 営 業 収 益	3, 922, 453	1, 402, 164	5, 324, 617
第 2 項 営 業 外 収 益	1, 573, 308	290, 934	1, 864, 242

科 目	支 出	補正予定額	計
	既決予定額	千円	千円
第1款 電気事業費用	4,499,778	22,955	4,522,733
第2項 営業外費用	66,087	22,955	89,042

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文かっこ書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35億7,369万2千円は、過年度分損益勘定留保資金12億4,568万9千円、退職給付引当金5,100万円、減債積立金6億2,066万円、こどもの未来支援積立金4,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16億1,634万3千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42億1,699万円は、過年度分損益勘定留保資金14億7,550万5千円、退職給付引当金5,100万円、減債積立金6億2,066万円、こどもの未来支援積立金4,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20億2,982万5千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入	補正予定額	計
	既決予定額	千円	千円
第1款 資本的収入	15,521,416	50,000	15,571,416
第3項 寄付金	-	50,000	50,000

第 89 号

令和5年度長野県水道事業会計補正予算（第2号）案

（総 則）

第1条 令和5年度長野県水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度長野県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	
第1款 水道事業収益	5,752,226	61,153	5,813,379 千円
第2項 営業外収益	534,360	61,153	595,513
支 出			
科 目	補正予定額 千円		計
	既決予定額 千円	△	
第1款 水道事業費用	5,475,596	43,302	5,432,294 千円
第1項 営業費用	5,149,223	19,263	5,168,486
第2項 営業外費用	326,373	△ 62,565	263,808

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条中「(1) 職員給与費 6億1,148万3千円」を「(1) 職員給与費 6億3,074万6千円」に改める。

第 90 号

教育委員会教育長の選任について

教育委員会教育長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

上伊那郡南箕輪村8304番地341

武田育夫

第 91 号

監査委員の選任について

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

南佐久郡南相木村3543番地

依田明善

報 第 1 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月16日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の東信県税事務所の軽乗用自動車が、令和5年10月26日午前11時ごろ、上田市の県道上において、損害賠償請求者所有の普通貨物自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

塩尻市大字堀ノ内167番地1 合同会社TRIDE 代表社員 村 山 武 道

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として9,924円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 2 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月23日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

別表のとおり

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求者		損害賠償金
<p>公務に使用中の松本警察署の普通乗用自動車が、令和5年7月11日午後1時20分ごろ、松本市の市道上において、損害賠償請求者所有のガードパイプに衝突し、損害を与えた。</p>	<p>松本市井川城二丁目6番15号</p>	<p>横山 諭</p>	<p>54,450円</p>
<p>公務に使用中の岡谷警察署の原動機付自転車が、令和5年9月22日午後2時30分ごろ、岡谷市の駐車場内において、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。</p>	<p>岡谷市湊五丁目16番16号</p>	<p>田村 みどり</p>	<p>184,580円</p>
<p>公務に使用中の松本警察署の普通乗用自動車が、令和5年11月10日午後4時20分ごろ、松本市の駐車場内において、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。</p>	<p>松本市大字岡田下岡田1416番地3</p>	<p>逸見 秀明</p>	<p>239,118円</p>

報 第 3 号

試験場管理中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

試験場管理中の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月23日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年9月19日午後1時18分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、須坂市道村山日野支所線の須坂市大字八重森地籍を走行中、農業試験場ほ場内の草刈り作業中に跳ねた石により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

長野市大字長野東後町26番地1 グランドハイツ表参道番館602 山 岸 功 樹

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として237,070円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 4 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月23日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

公務に使用中の佐久地域振興局林務課の普通乗用自動車が、令和5年10月6日午前11時55分ごろ、佐久市の駐車場内において、損害賠償請求者運転の軽貨物自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

北佐久郡軽井沢町大字追分777番地2 両川 正

(2) 損害賠償者

長野 県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として124,641円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 5 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月29日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

別表のとおり

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求者		損害賠償金
<p>公務に使用中の伊那建設事務所の小型貨物自動車、令和5年5月30日午後4時ごろ、伊那市の民地内において、損害賠償請求者所有の車庫に衝突し、損害を与えた。</p>	<p>伊那市高遠町藤沢3425番地</p> <p>有限会社保科建設 代表取締役 保科清司</p>		<p>480,826円</p>
<p>公務に使用中の長野建設事務所<small>の</small>小型特種自動車、令和5年8月3日午後2時55分ごろ、上水内郡信濃町の町道上において、損害賠償請求者所有の消火栓に衝突し、損害を与えた。</p>	<p>上水内郡信濃町大字柏原 428番地2</p> <p>信濃町長 鈴木文雄</p>		<p>616,000円</p>
<p>公務に使用中の長野建設事務所<small>の</small>小型特種自動車、令和5年8月3日午後2時55分ごろ、上水内郡信濃町の民地内において、損害賠償請求者所有の車庫に衝突し、損害を与えた。</p>	<p>上水内郡信濃町大字柏原 126番地</p> <p>中村フサ子</p>		<p>792,200円</p>

報 第 6 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和5年12月25日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

別表記載の事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求めらる。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事故の内容	損害賠償請求	損害賠償請求者	損害賠償金
令和4年4月27日午前7時30分ごろ、三澤謙一所有の小型乗用自動車、一般国道254号の上田市鹿教湯温泉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 株式会社プレス・コアソリューションは、三澤謙一との保険契約に基づき、車両牽引費用全額を支払った。	松本市寿中一丁目26番17号	三澤謙一	10,704円
	秋田県秋田市新屋島木町1番172号	株式会社プレス・コアソリューション 田P OキヤンパスJ A共済サーポートセンター マネージャ 村上仁義	11,396円
令和5年3月26日午前9時ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道坂城インターラインの埴科郡坂城町大字中之条地籍を走行中、道路上にあつたたねじにより、当該車両を損傷した。	小県郡青木村大字当郷113番地5 森団地15-1	太田綾乃	55,328円
令和5年3月26日午後6時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道塩尻鍋割穂高線の東筑摩郡山形村地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	塩尻市大字塩尻町605番地	後藤俊廣	41,113円
令和5年3月28日午後1時45分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道松川インター大鹿線の上伊那郡中川村大草地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。	飯田市鼎切石4808番地19-2 関島アパート1	岩島俊明	112,000円

<p>令和5年3月31日午前7時10分ごろ、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車、県道長野上田線の埴科郡坂城町大字上平地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。</p>	<p>上田市御嶽堂547番地1</p>	<p>高宮 沙紀</p>	<p>150,000円</p>
<p>令和5年4月16日午前10時25分ごろ、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車、県道松本環状高家線の松本市村井町南地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。</p>	<p>松本市梓川梓3088番地9</p>	<p>二ノ口 正信</p>	<p>7,168円</p>
<p>令和5年5月3日午後2時ごろ、朝倉寛之所有の軽乗用自動車、一般国道254号の松本市三才山地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。</p>	<p>埴科郡坂城町大字上五明925番地1</p>	<p>朝倉 寛之</p>	<p>842,908円</p>
<p>令和5年5月3日午後2時ごろ、朝倉寛之所有の軽乗用自動車、一般国道254号の松本市三才山地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。</p>	<p>上田市天神一丁目8番1号 上田駅前ビル パレオ6階</p>	<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社長野サービスセンター 上田駅前上田ステーション長瀬服部</p>	<p>42,030円</p>
<p>令和5年5月8日午後1時50分ごろ、損害賠償請求者使用の軽貨物自動車、一般国道151号の下伊那郡下條村陸沢地籍を走行中、道路脇の立木から落下した枝により、当該車両を損傷した。</p>	<p>下伊那郡天龍村平岡878番地</p>	<p>天龍村長永 嶺誠一</p>	<p>93,566円</p>
<p>令和5年5月10日午前11時50分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、一般国道148号の北安曇郡小谷村大字北小谷地籍を走行中、トンネル上部から落下した金属片により、当該車両を損傷した。</p>	<p>東京都練馬区富士見台三丁目15番2-103号</p>	<p>野中 みどり</p>	<p>315,975円</p>

令和5年6月28日午後3時30分ごろ、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車、県道町村白川村井停車場線の松本市中山地籍を走行中、道路脇の草刈り作業中に跳ねた石により、当該車両を損傷した。	松本市大字松原45番地5	小林果奈	91,047円
令和5年7月1日午後3時40分ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	新潟県上越市大字高和町543番地	萩原初美	6,564円
令和5年7月2日午前1時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道岡谷下諏訪線の諏訪郡下諏訪町赤砂地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	諏訪市大字上諏訪7669番地	坂本浩一	35,563円
令和5年7月2日午前9時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松本塩尻線の松本市中山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市大字寿豊丘450番地14	古川雄二	21,662円
令和5年7月4日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の普通貨物自動車、一般国道151号の下伊那郡阿南町西條地籍を走行中、ロックシェツド出口上部から垂れ下がった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡阿智村伍和6217番地	有限会社旭建 代表取締役 園原明博	12,474円
令和5年7月4日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者使用の普通貨物自動車、一般国道151号の下伊那郡阿南町西條地籍を走行中、ロックシェツド出口上部から垂れ下がった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡阿智村伍和6217番地	有限会社旭建 代表取締役 園原明博	11,385円
令和5年7月4日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の普通貨物自動車、一般国道151号の下伊那郡阿南町西條地籍を走行中、ロックシェツド出口上部から垂れ下がった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡阿智村伍和6217番地	有限会社旭建 代表取締役 園原明博	11,385円

<p>令和5年7月10日午後2時20分ごろ、損害賠償請求者使用の普通貨物自動車が、一般国道406号の須坂市大字仁礼地籍を走行中、道路法面からの倒木により、当該車両を損傷した。</p>	<p>長野市大字屋島3420番地1</p>	<p>株式会社ニッパ ンレンタル長野 営業所 所長 野 岡 田 祐 季</p> <p>311,058円</p>
<p>令和5年7月16日午前10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道松沢茅野線の諏訪郡原村払沢地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。</p>	<p>諏訪郡原村13088番地4</p>	<p>菊池孝明</p> <p>49,517円</p>

報 第 7 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月30日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年6月23日午前0時ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、伊那市道上の原51号線の伊那市大字美簷地籍を走行中、交差する一般国道153号未供用区間への進入防止柵の破片により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

伊那市荒井4507番地1 武田雄作

(2) 損害賠償者

長野県

3 請求の趣旨

当該事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求めらる。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として321,431円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

河川隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年2月5日次のおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年10月21日午前11時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車が、松本市道5267号線の松本市笹賀地籍を走行中、隣接する信濃川水系奈良井川の河川敷地内からの倒木により、当該車両を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

伊那市山寺3192番地 田 中 章

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、河川管理者の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として483,170円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 9 号

急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月18日次のおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

令和5年10月11日午後3時ごろ、急傾斜地崩壊危険区域手長丘下の区域内の立ち木から落下した枝により、隣接地に駐車中の損害賠償請求者使用の軽乗用自動車を損傷した。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

茅野市玉川8899番地3 河 西 まゆみ

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

当該事故は、急傾斜地崩壊防止施設管理者の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として47,740円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 10 号

自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年1月17日次のおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

令和5年9月27日、中部北陸自然歩道の木曽郡大桑村大字須原地籍に設置していた案内標識が倒れたことにより、隣接地に駐車中の損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に損傷した。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

木曽郡大桑村大字野尻1020番地11 花 川 年 和

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求めらる。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として36,960円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

鳥獣被害防止対策の更なる充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、広域にわたり移動するシカやイノシシ等の野生鳥獣による被害を防ぐため、捕獲や侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備等の対策について、市町村や都道府県が連携し、地域ぐるみで取り組めるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金等による支援を実施しているが、農林業被害は依然として高止まりしている。

地球温暖化に伴う生息域の拡大等により被害の増加が懸念される中、去年はクマによる人身被害が多発するなどの深刻な事態も生じており、被害防止対策の更なる徹底が求められるが、狩猟者の高齢化や捕獲から処理・利活用に係る費用の負担等の課題により、従来の取組の維持が困難であるとの声もある。

鳥獣被害の防止に当たっては、一部の地域での取組の遅れが被害の拡大につながることから、里山における緩衝帯の更なる整備を進めるなど、被害防止対策の徹底とその継続に向けた財源の確保に加え、狩猟者の確保等、捕獲の強化に対する支援や、積極的な対策による捕獲鳥獣の増加を見据えた食肉への利活用の促進が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、鳥獣被害防止対策の更なる充実を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 野生鳥獣による農林業被害や人身被害等の拡大を防ぐため、地域ぐるみの一体的な対策が不足なく行えるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金等については十分な財源を確保すること。
- 2 野生鳥獣の捕獲に係る担い手を確保・育成するため、狩猟免許の取得・更新に向けた研修等や捕獲活動に関する支援を拡充すること。
- 3 捕獲鳥獣をジビエとして活用するため、食肉処理加工施設の整備・運営に対する支援や食肉利用の普及に向けた取組を拡充するとともに、埋設処分等に係る支援を強化すること。

若者世代への結婚支援の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在の我が国の少子化対策においては、子育て支援や子どもへの支援が重視される中、結婚前の20代を中心とした若者世代に対する結婚支援を含めた支援策が少ないだけでなく、学校を通じて行政に声が届きやすい高校生までと比べて、高校卒業後の若者からの声は行政に届きにくい環境にある。

若者からの政策への要望が十分に反映されない現状は、若者の実態と行政が行う支援策との乖離を生じさせるだけでなく、人生を歩んでいく上で大きな分岐点となる就職、恋愛、結婚等のライフイベントが集中する若者世代が抱える悩みや課題の解決に向けた情報提供や支援の不足につながりかねない。

こうした中、若者世代への結婚支援については、結婚を希望する若者に必要な情報や支援が不足することで結婚に踏み出せないことがないよう、若者の実態を的確に捉え、国・地方自治体が総力を挙げて取り組むとともに、子育て環境等でも男女共同参画を進め、未婚化・少子化問題を解決する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者世代への結婚支援を拡充し、結婚を望む若者の希望が叶う社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 若者世代をはじめ各世代の実情を把握し、効果的な結婚支援を行うこと。
- 2 若者が将来のライフイベントの際に自ら主体的に希望を実現できるよう、金融知識も含めたライフプランニング教育等の若者が悩みや不安を解消し、前向きになるための支援を強化すること。
- 3 若者の自己肯定感の向上を目的としたアドバイザーによる支援や、職業スキル・コミュニケーションスキルの向上や自分磨きを目的としたセミナー等の若者がなりたい自分になるための支援を強化すること。
- 4 大学・職場でのイベントや共通の趣味・興味を持つ若者の交流会の開催等の若者が望む自然な交流支援等の出会いの創出を促進すること。
- 5 地方自治体が行う若者の結婚支援の取組への財政措置等を拡充すること。

医療的ケア児等への支援の充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

人工呼吸器の使用や喀痰吸引等の医療行為が日常的に必要な児童である医療的ケア児は、近年、医療技術の進歩に伴い増加傾向にあり、全国で約2万人に上ると推計されているが、24時間体制で、在宅で医療的ケアを行う家族の精神的・身体的負担は大きく、家族の離職や社会的な孤立も生じやすく、その実情や課題等を正確に把握することが困難とも言われている。

医療的ケア児の家族には、看護師や保育士等が配置された病院等に医療的ケア児を預ける医療型短期入所サービスが提供され、家族が一時的に休息（レスパイト）することができるが、家族の希望に対して全国的に施設が不足しており、長期的な医療的ケアやリハビリテーション等を行う医療型障害児入所施設が極めて少ない地域もあり、受けられるサービスに地域格差が生じている。

医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で希望するサービスを受けられるようにするためには、施設が不足する地域への新たな事業者の参入促進に向けた環境づくりや地域格差の実態を踏まえたきめ細かな対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる社会の実現に向けて支援の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療型短期入所事業所や医療型障害児入所施設の新規参入を促すため、施設や医療機器等の初期投資に係る費用や安定的な施設運営に向けた支援の拡充を行うこと。
- 2 専門的な知識や技術を有する看護師や保育士等の人材を確保するため、基本報酬や処遇改善加算の拡充を行うなど、更なる処遇改善を図ること。
- 3 国において、医療的ケア児等の実態や医療的ケアを行う施設に係る全国的な調査や検証を行い、地域間格差の積極的な解消を図ること。

議 第 4 号

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に
必要な措置を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政治団体の政治資金の収支報告に関して、政治資金規正法は、20万円を超える政治資金パーティーの会費の支払者の氏名等を記載した政治資金収支報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務づけている。

今般の派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治資金収支報告書の記載に関し、会計責任者及び共謀が認められた国会議員が政治資金規正法違反で有罪となっている。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請する。

災害への対応力の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在、令和6年能登半島地震からの復旧・復興が最優先課題であり、国・自治体・事業者等が総力を挙げて取り組んでいるが、被災地においては、水道施設の耐震化率が低い中での被災による長期間の断水に加え、電柱の倒壊や電線の切断が停電を引き起こすとともに、電気・水道等の復旧に必要な車両等の通行の妨げにもなり、インフラ全体の復旧の更なる長期化を招いている。

また、被災地では、避難者の体調悪化を防ぐために必要となる清潔なトイレや温かい食事、簡易ベッド等の物資・設備が地震発生前に十分確保されていない避難所もあり、快適な環境を速やかに提供できない事態も発生した。

こうした中、地方の災害への対応力向上を図るためには、水道施設の耐震化や道路上の電線類の地中化を行う無電柱化等の災害に強いインフラ整備の更なる推進とともに、災害発生時における快適な避難生活に向けた環境整備への支援の拡充が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国全体の災害への対応力を強化するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 給水の維持確保に向けた水道施設の耐震化を推進するため、自治体等の水道事業者への財政支援を拡充すること。
- 2 電力供給や道路の通行の維持確保に向けた無電柱化を推進するため、整備費用を負担する自治体への財政支援を拡充するとともに、低コスト手法の普及拡大等の取組を進めること。
- 3 被災者に対して、良好なTKB（トイレ・キッチン・ベッド）環境を提供するため、避難所で必要となる物資等の備蓄の推進に向けた自治体への財政支援や備蓄品の普及・保管促進策について検討を進めること。

若者の市販薬の過剰摂取防止対策の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 あ て
こ ども 家 庭 庁 長 官
孤 独 ・ 孤 立 対 策 担 当 大 臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。
記

近年、処方箋がなくても薬局等で購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつあり、市販薬の過剰摂取による薬物依存患者が急増し、令和4年度に公表された依存症に関する調査研究事業では、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生は約60人に1人に上ると報告されている。

市販薬の過剰摂取は、不安や葛藤を抱える若者が社会的孤立にある中、現実逃避や精神的苦痛の緩和を目的に行う場合が多いが、疲労感や不快感が一時的に解消されることもあり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで肝機能障害や重篤な意識障害等を引き起こし、死亡事例も発生している。

市販薬は、過剰摂取による健康被害が深刻になる場合があるものの、違法薬物と異なり所持が罪とならず、複数の薬局等で購入し大量に所持することもできるなど容易に入手できる環境にあることから、若者に市販薬を適正に販売するための取組を推進するとともに、過剰摂取の背景にある若者の社会的孤立や生きづらさの解消も求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者の市販薬の過剰摂取防止対策の強化により、薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 濫用等のおそれのある医薬品に指定された6成分を含む市販薬の若者への販売は、含有成分に応じて販売容量を制限するとともに対面又はオンライン通話に限定するほか、販売記録等を活用した購入対策を検討すること。
- 2 6成分を含む市販薬は、若者への販売時に氏名・年齢等の確認や副作用等の説明の徹底を図り、必要な相談窓口等を紹介する体制を整備すること。
- 3 濫用等のおそれのある医薬品の指定は、実態を把握し的確に進めること。
- 4 若者の市販薬の過剰摂取を孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

被災者生活再建支援法に基づく支援制度の
拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、被災者の生活の再建を通じた被災地の復興を目的に被災者生活再建支援法に基づく支援制度を設けており、地震等の自然災害で住宅の被害認定が全壊や大規模半壊、中規模半壊となった被災世帯等に対して被災者生活再建支援金を最大で300万円支給し、住宅の建設・購入や補修等を支援している。

現在の制度では、住宅の建設等に対して十分な支給額ではないことや半壊や準半壊、一部損壊の被災世帯は支給対象外であることが課題とされており、被災した住民の住宅の建替え・補修費用を補助するなど、独自の支援を行う自治体もあるが、今回の令和6年能登半島地震の対応として、政府も住宅の再建のための新たな措置を設けることで、早期復旧を目指している。

自治体独自の支援や国の新たな措置については、被災者の生活の再建をより一層促進するものであり、全国各地で発生する地震等に伴う住宅の被害に対しても、住宅の再建を願う被災者の声を踏まえた支援制度の充実が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興のため、被災者生活再建支援金の支給額を引き上げるとともに、支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大するなど、被災者生活再建支援法に基づく支援制度を拡充するよう強く要請する。

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 辞職及び資格決定（第111条—第117条）」を「第8章 辞職及び資格決定（第111条—第117条の2）」に、

「第117条（資格決定の審査）」を
「第117条（資格決定の審査）」に、
第117条の2（資格決定書の交付）」

「第14章 補 則

第141条（配布に代わる措置）を
第142条（会議規則の疑義）」

「第14章 補則（第141条—第143条）

第141条（電子情報処理組織による通知等）に改める。
第142条（電磁的記録による作成等）
第143条（会議規則の疑義）」

第35条に次の1項を加える。

3 法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第108条中「内容が請願に適合するものは、議長は、」を「議長が必要があると認めるものは、」に改める。

第113条中「、押印」を削る。

第117条の次に次の1項を加える。

（資格決定書の交付）

第117条の2 法第127条第3項において準用する法第118条第6項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第119条中「外とう、えり巻、つえ、かさの類及び録音機、写真機、携帯ラジオ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を受けたときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第141条を次のように改める。

（電子情報処理組織による通知等）

第141条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文

書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第23条第3項、第25条第2項、第43条第3項、第81条第2項、第84条第4項、第102条第3項、第105条第1項、第106条第1項及び第137条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等に

については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第142条を第143条とし、第141条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第142条 この規則の規定（第31条第1項を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

会議規則に規定する手続について電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが可能となるよう、必要な事項を定めるとともに、現在の社会情勢に照らした用語の改正を行うほか、所要の改正を行う。

委 第 2 号

長野県議会委員会条例の一部を改正する 条例（案）

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号のうち「観光部」を「観光スポーツ部」に改める。

第3条第3項中「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期））第2項」を「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期））第3項」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたもの

とみなす。

(提案理由)

委員会条例に規定する手続について電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが可能となるよう、必要な事項を定めるとともに、知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行うほか、所要の改正を行う。

全 議 員 様

長野県議会議長 佐々木 祥 二

令和6年2月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企画振興部長	清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(2月20日から2月29日までの会議)	
総 務 部 長	玉 井 直
県 民 文 化 部 長	山 田 明 子
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(2月20日から2月29日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	福 田 雄 一
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監	渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長	合 津 俊 雄
(2月20日から2月29日までの会議)	
観 光 部 長	金 井 伸 樹
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	斎 藤 政 一 郎
(2月20日から2月29日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	宮 原 茂
公 営 企 業 管 理 者 取 扱 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 部 長	内 堀 繁 利
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	小 山 巖
警 務 部 長	小 野 田 博 通
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

5 危第226号
令和6年(2024年)1月4日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県国民保護計画の変更について（報告）

長野県国民保護計画について、統計数値、組織名称などの変更等に伴い、下記のとおり長野県国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第6項の規定により、報告します。

記

- 1 変更の理由
統計、組織名、各種規程の変更等に伴い、所要の変更を行う。
- 2 主な変更の概要
 - (1) 人口について、令和5年10月1日時点の統計に変更
 - (2) 資料編の長野県国民保護協議会運営規程、長野県国民保護対策本部規程等について、組織改正等による規程改正に伴う更新
 - (3) 国民保護関係機関一覧、救急告示医療機関一覧等について、組織改正等に伴う更新
- 3 変更年月日
令和6年1月4日

(別冊は掲載を省略する)

(写)

5 監査第62号
令和6年(2024年)2月13日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志
同 青 木 孝 子
同 柄 澤 千 恵 子
同 山 岸 喜 昭

令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、長野県道路
公社以下23団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、そ
の結果に関する報告を別添のとおり提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

5 監査第 4 - 10号
令和 6 年(2024年) 1 月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 5 年12月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 5 年11月30日現在の令和 5 年度11月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で 885, 000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 5 年11月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 5 年11月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 5 年11月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

5 監査第 4 - 11 号
令和 6 年(2024年) 2 月 6 日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 1 月 29 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の令和 5 年度 12 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 5 年 12 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

5人委第210号
令和6年(2024年)2月15日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和6年2月14日付け5議議第117号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第20号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第48号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(写)

令和6年3月7日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

包括外部監査人 弓 場 法

令和5年度包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定による監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

5 監査第 4 - 12号
令和 6 年(2024年) 3 月 4 日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 2 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の令和 5 年度 1 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885, 000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 1 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

危機管理部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、危機管理部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

危機管理部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計22億4,684万8千円であります。

近年、災害が激甚化、頻発化する中、元日に発生した令和6年能登半島地震は、マグニチュード7.6、最大震度は7で、北陸地方、とりわけ石川県内において、極めて甚大な被害をもたらしました。

長野市、信濃町、栄村では震度5弱を観測し、県では直ちに警戒連絡会議を設置して被害状況の確認を進めました。人的被害はなかったものの、長野市と小谷村において住家の一部破損があわせて12棟確認されました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。なお、当初発生した断水や漏水はすべて翌日の夜には復旧することができ、一時不通となった鉄道や道路等の交通網にも大きな損傷はなかったところです。

一方、石川県への支援について、県では、市町村や関係団体の皆様も構成員として参加いただき、県を挙げて被災地の支援を行う組織として、「能登半島地震復興支援県民本部」を設置し、輪島市・羽咋市に対する人的・物的支援を継続しています。避難生活を余儀なくされている方々に対しては、関係団体の皆様にも御協力をいただきながら、段ボールベッドの活用による生活環境の改善や、県としては初めてとなるキッチンカーによる温かい食事の提供など現場のニーズに応じた支援に努めるとともに、二次避難に対応するため公営住宅等での受入れも積極的に進めてきたところです。ほかにも、珠洲市へ県内13消防本部から編成した緊急消防援助隊長野県大隊を派遣するなど、県全体で幅広い活動を行ってまいりました。引き続き、息の長い支援に努めてまいります。

今回のような大規模地震の発生は、多くの活断層を有する本県にとって、決して他人事ではありません。災害はいつ起こるか分からない、このことを肝に銘じるとともに、能登半島と同様に中山間地域や過疎地域が多く存在する本県の実状を踏まえ、集落の孤立化や避難生活の長期化への対応等も含めた地震防災対策について、今一度振り返る必要があると考えます。このため、県民の生命と安全の確保に向け、長野県地域防災計画を見直すとともに、更なる防災対策の強化と推進に取り組んでまいります。

これらを踏まえて、以下、令和6年度の主な事業について、順次、御説明申し上げます。

まず、令和6年能登半島地震を踏まえた地震防災対策の抜本的な強化について申し上げます。

県ではこれまで、平成27年3月に策定した「第3次長野県地震被害想定」に基づき地震防災対策を推進してまいりましたが、今回の地震では、住宅の全半壊が多数発生するとともに、孤立集落の解消や二次避難の実施に相当の日数を要するなど、新たな課題も顕在化しました。こうした状況を受け、緊急対策として、現在の県及び市町村の地域防災力や危機対応力を総合的に評価・分析し、市町村への必要な助言等も行いながら、県全体での底上げを図る「『危機管理能力』向上事業」に取り組めます。あわせて、県民の皆様に物資の備蓄や家具の転倒防止、地震保険への加入等の自主的な防災対策を行っていただくよう集中的な呼び掛けを行います。

これらの緊急対策のほか、関係部局とも連携して、二次避難所の確保や、物資輸送や被災状況確認といった災害時のドローン活用などの重要な課題についても検討を進め、必要な事業は補正予算も視野に入れて、対策の強化を図って

まいります。

次に、「逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進」について申し上げます。

本年は、令和元年東日本台風災害から5年の節目を迎えます。県内に甚大な被害をもたらしたこの災害の経験を後世に引き継ぎ、住民主体の防災対策等を県民の皆様に広く発信するシンポジウムを開催します。また、浸水等の疑似体験を通じて一人ひとりが災害を自分事として考えていただけるよう、新たにAR（拡張現実）を活用した研修や防災訓練の実施を促進してまいります。地域防災人材の育成及び地域防災力の強化を推進するため、信州大学等と連携して今年度を実施した避難行動や避難所開設の対策は、避難支援や避難所運営を行う段階にステップアップするとともに、他地域への横展開も図ってまいります。

避難所TKB（トイレ・キッチン・ベッド）については、キッチンカーによる食事提供の実動訓練を行うほか、避難所環境を向上させる県内製品を紹介するための展示会を開催したり、男女共同参画の視点に配慮した避難所の設置・運営の研修を行うなど、引き続き、環境改善に係る取組を進めます。

次に、「火山防災対策の推進」について申し上げます。

昨年9月には制定後初となる「信州 火山防災の日」を迎え、様々な取組を通じて県民の火山防災に対する意識の向上を図ってまいりました。今年度は平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害から10年の節目を迎えます。これに当たり開催されるNPO法人日本火山学会による火山防災シンポジウムを支援するとともに、小諸市において「信州 火山防災の日」関連イベントを開催し、県全体の火山に対する更なる防災意識の向上に努めてまいります。また、全国有数の火山県として、火山に関する最新の知見や研究者、研究機関との情報共有を一層進めて火山防災体制を強化するため、新たに、火山対策総合アドバイザーを

配置します。

次に、「危機管理防災体制の強化」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への約4年にわたる対応から得た教訓を踏まえて今後の感染症危機に備えるため、これまでの県の対応の成果と課題を取りまとめた記録集を作成した上で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の行動計画を改定します。

なお、令和6年能登半島地震の被災地への支援対応を優先するため、先月に飯田市内での実施を予定していた国民保護実動訓練は中止としたところであり、来年度の実施を検討してまいります。

次に、「消防体制の充実・強化」について申し上げます。

令和3年4月の運航再開から約3年を経過した消防防災ヘリコプターについては、安全を最優先とした緊急運航を継続しており、若手隊員の育成も順調に進んでいるところです。引き続き、安全運航を確保するため、民間航空会社に赴いて遭難救助を想定した緊急操作訓練を行い、隊員の技術の向上に努めてまいります。

地域防災力の担い手となる消防団の活動に係る支援については、消防団の充実強化と消防団員の確保につなげるため、アンケート調査により県内の消防団員の実態を把握するとともに、信州消防団員応援ショップの利便性の向上に向けて、団員カードの電子化を進めて団員確保を促進します。このほか、消防団活動協力事業所に対する事業税の軽減措置を拡大します。

次に、「防災情報基盤の整備」について申し上げます。

災害時に迅速かつ確実な情報の収集及び伝達を行うため、衛星系防災行政無

線の更新を行い、機能の高度化を図ります。

なお、衛星系防災行政無線設備の更新は2か年にまたがることから、令和7年度までを期間とし、債務負担行為44億6,793万7千円を設定いたしました。

以上、令和6年度の主な事業について、御説明申し上げます。

条例案は、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案」の1件です。

改正の内容は、消防団が活動しやすい環境を整備し、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を令和8年度まで延長するとともに、当該事業所等における消防団員の人数に応じて減税限度額を100万円まで引き上げるものであります。

事件案は、2件であります。

このうち、「長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について」は、衛星系の防災行政無線設備の更新に伴い、市町村及び消防本部等に設置する無線設備に要する経費の一部を当該市町村及び一部事務組合が負担するものであります。

「訴えの提起について」は、今月9日に言い渡しのあった新型コロナウイルス感染症の感染防止のための防護服の売買代金等請求事件に係る判決に対し控訴するものであります。

以上、危機管理部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、企画振興部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

3年以上にわたり厳しい闘いを余儀なくされた新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会経済活動の正常化が進む一方、物価高騰とそれに伴う家計の実質所得の低下など厳しい経済情勢や、ウクライナや中東をはじめとする不安定な国際情勢など、国の内外で不透明な環境が継続しています。また、地域に目を向けると、急速な少子化・人口減少の進展により、産業の担い手不足が深刻な状況となって顕在化しています。

このように本県を取り巻く環境が急激に変化する中、県政においては、新たな総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」を策定し、基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」ための取組がスタートしました。

来年度は、この計画を着実に推進するため、企画振興部が総合調整機能をより一層発揮して、部局間・政策間を繋ぎ、県組織の外とも十分に連携・協力しながら、具体的な施策を実行に移してまいります。

特に、女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクトをはじめとした「新時代創造プロジェクト」については、全庁を挙げて施策を構築・推進するよう努め、新しい時代に向けた社会の大きな変革に挑戦してまいります。

以下、企画振興部の主な施策につきまして、プラン 3.0 の「政策の柱」に沿って、順次御説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

(公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上)

公共交通は、住民の日常生活や観光客の移動に欠かせないものであり、官民連携により地域公共交通の確保を図っていく必要があります。これまで燃料価格高騰により厳しい環境下においても安定的に運行が行われるよう継続的に支援してきたほか、「人材確保・物流 2024 年問題等への対応」として、就職相談窓口の設置、事業者向けセミナーや求職者向けのマッチングイベントの開催等に取り組んでまいりました。

地域公共交通の維持に不可欠な担い手を確保するため、引き続き就職相談窓口の設置等に取り組むとともに、県外から移住し県内バス会社に就職する運転手を対象とした支援金を創設するほか、女性やシニア層の潜在的な労働力の更なる掘り起こしなどに取り組んでまいります。

持続可能な社会を支える地域公共交通ネットワークを確保するため、県有民営方式によるバス車両の導入台数を拡大し県内バス路線の基盤強化を図るとともに、長野・飯田間の主要な都市間を結び基幹的な移動軸として重要な路線である「みすずハイウェイバス」の運行継続に必要な経費を支援してまいります。

地域鉄道については、緊急対策として実施するコンクリート製マクラギへの更新等の安全性確保やバリアフリー化に必要な設備整備を支援するほか、JR大糸線や小海線をはじめ、沿線関係者が一体となった在来線の利用促進の取組を進め、地域鉄道の活性化に取り組んでまいります。

交通空白地における輸送を確保するため、自家用有償旅客運送を行うNPO等が事業開始に必要な経費を支援するほか、タクシーの供給力確保に向けていわゆる「日本版ライドシェア」を含め、県タクシー協会と連携して取り組んでまいります。

このほか、利用しやすい地域公共交通を実現するため、公共交通機関のキャッシュレス決済の導入や公共交通情報のオープンデータ化の取組を支援してまいり

ます。

長野県公共交通活性化協議会で策定を進めている長野県地域公共交通計画では、特に自家用車に頼ることのできない高齢者・高校生・観光客を対象として、全県統一で最低限保証すべき移動やその品質を示してまいります。これらを踏まえ、10 広域圏ごとに行政や交通事業者等の関係者が路線やダイヤ・便数の最適化に向けた検討を行い、実効性ある取組につなげてまいります。

(信州まつもと空港の利便性向上と更なる活性化の推進)

信州まつもと空港は、本年7月にジェット化開港30周年の大きな節目を迎えます。今後も、更なる発展に向けて、市町村や地域の皆様の御理解・御協力をいただきながら、既存発着路線の利用促進に努めるとともに、路線拡充に取り組んでまいります。また、国際チャーター便については、早期の再開に向けて、国内外の航空会社、旅行会社へのセールス等の取組を強化してまいります。

さらに、航空利用者や地域住民にとって親しみやすい空港とするため、ジェット化開港30周年を契機としたイベントの開催や空港の魅力を伝えるフォトスポットを制作・設置してまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

(デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現)

人口減少による担い手不足が深刻化する中、デジタル技術の活用はこれからの時代に不可欠です。特に中山間地域が多い本県にとって、時間・距離の制約を克服するデジタル技術は、地域の課題解決に大変有効なツールです。県民の皆様がデジタル化の恩恵を実感できるよう、暮らし、産業、行政などあらゆる分野でDXを推進するため、次期DX戦略を策定し、全県的な取組を県がリードしてまいります。

県・市町村が足並みをそろえて地域社会のDXに取り組むため、県職員と外部

デジタル人材によるアドバイザーチームを組成した上で、市町村におけるDX推進状況の把握や、共通する課題の解決に向けた助言等の伴走支援を実施してまいります。

多様なDX人材の育成・誘致に当たっては、セミナーやコンテスト等の開催により、DX人材候補が相互に刺激し合い、成長できる機会を創出するとともに、その取組を全国に発信してまいります。

また、庁内におけるDX推進を加速させるため、「かえるプロジェクト」の提案を踏まえ、各部局においてDX推進のリーダー役となる人材の育成を強化するとともに、マネジメント層への意識改革を行い、トップダウン・ボトムアップ両面からのDX推進を図ってまいります。

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについては、様々なサービスにおける利活用を推進するため、スマートフォン上にマイナンバーカードに紐づくデジタル会員証を作成する仕組みを試験導入し、今後の利活用に向けた知見の蓄積や、利用サービスの創出を検討してまいります。

ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティについては、昨年9月に設立した「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」を活用し、官民連携のもと社会実装に向けた環境を整備するとともに、県民の皆様の理解促進を図り、長野県が空域活用の先進地となることを目指してまいります。

このほか、デジタル活用に不安のある高齢者の皆様などにデジタルを身近に感じていただけるよう、スマートフォンの基本的な扱い方や、スマートフォンを使用した行政手続等に関する助言等を行う講習を実施してまいります。

(地域活力の維持・発展)

本県の発展は、個性豊かな77市町村が自治の力を発揮し輝き続けることによって成り立ちます。

人口減少下にあっても地域の活力を維持・向上していくためには、地域がそ

それぞれの強みや特性を活かしながら、地域課題を自主的・主体的に解決する取組を進めることが必要です。「地域発 元気づくり支援金」により多様な主体による持続的な地域づくりの取組を支援するとともに、「地域振興推進費」を活用し、地域振興局長がリーダーシップを発揮して、地域の関係者が一体となった取組を推進してまいります。県民参加型予算のうち、県民の皆様が事業提案や選定に関わっていただく「提案・選定型」については、新たに6つの地域振興局において実施しました。34件の事業提案をいただき、高校生や大学生を含む幅広い年代の公募委員による評価を踏まえて6つの事業を選定し、関係する部局の予算案に計上いたしました。

地域おこし協力隊員の確保・定着に向けては、新たに県協力隊員を配置し市町村協力隊員の活動事例の情報発信や隊員同士のつながりの強化に取り組むとともに、中間支援組織と連携し市町村の受入体制の充実に取り組んでまいります。また、人口の急減に直面している地域の担い手を確保するため、マルチワーカーの派遣を行う特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に向けて、コーディネーターを設置し組合設立段階から運営相談まで一貫した支援を実施します。

さらに、豊かな自然や原風景、歴史、文化、特産品など、地域特有の資源の魅力を最大限活用することにより、新しい価値を複合的に生み出す「輝く農山村地域」の創造を目指すため、飯綱町の「りんご」や根羽村の「森林」を核とした地域づくりの取組の加速化に向けて、人的・技術的支援や財政支援を行うなど様々な政策を集中投下してまいります。

小規模町村が多く存在する本県において、それぞれの市町村が最適な行政サービスを提供し続けていけるよう、行財政基盤の安定・確保と、自治体同士の連携を強化する取組を進めてまいります。定住自立圏などの国の支援制度が適用されない木曾地域及び北アルプス地域においては、引き続き市町村が取り組む連携事業について県独自に支援します。

加えて、県域を越えた様々な主体との連携・協力も重要です。県外企業と地方

創生に取り組む本県とを繋ぐ、企業版ふるさと納税制度を活用し、包括連携協定企業や本県と所縁のある企業に対して寄附や人材派遣を呼びかけてまいります。

(移住・交流・多様なかかわりの展開)

長野県は、田舎暮らしに関する情報誌の「移住したい都道府県」ランキングで18年連続の1位となりました。コロナ禍を契機とした都市部住民の地方回帰の流れを受け、本県への移住者数も近年増加傾向にあります。この流れをより確かなものとし、本県が女性や若者、子育て世帯からも移住先として選ばれるためには、仕事と暮らしをセットにした移住の取組が重要です。

そこで、地域の暮らしの情報を提供する市町村等に加え、県内企業とも連携した移住セミナーや相談会を首都圏等で開催するなど、移住検討者へのワンストップでの支援を強化してまいります。

また、移住者の住まいの確保が課題となっている中山間地域において、地域の空き家を資源ととらえ、その掘り起こしを進める専門人材を育成するための事業を新たに実施します。このほか、地域住民や都市部の者が空き家のDIYイベントを通じて交流する場を設けることで地域と多様に関わる「つながり人口」の創出・拡大を図り、地域のファンを増やす取組も合わせて推進してまいります。

沖縄県との交流連携については、昨年3月に締結した協定を踏まえ、チャーター便の運航や「長野沖縄交流アドバイザー」の委嘱をはじめ、観光や物産振興など様々な分野で交流を進めてきました。来年度も引き続き、関係部局と調整しながら、本県と対極となる強みや魅力を有する沖縄県との交流連携をより一層深化してまいります。

(世界との積極的なつながり・交流の推進)

今年度においては、中国河北省との友好提携40周年を契機に河北省や北京市等を訪問したほか、韓国江原特別自治道や米国ミズーリ州など友好都市との交流を

行いました。また、8年ぶりに欧州を知事が訪問し、産業や環境面での連携強化、インバウンドや県産品のトップセールスを行うなど、コロナ禍を経て海外との連携・交流を活発に行いました。

来年度は在ブラジル長野県人会が創立65周年を迎えることから、ブラジル・サンパウロ市を訪問し、現地の方々と交流するとともに、本県からの移住者が入植して100周年を迎えるブラジル・アリアンサ地区を訪問し、記念式典を行います。

今後とも友好都市等との青少年交流や経済交流等を一層進めるとともに、インバウンド誘致や県産品輸出促進等のため、関係部局と連携し、海外との交流を積極的に進めてまいります。

【総合的な施策の企画・調整】

(少子化・人口減少への対応)

少子化・人口減少により、産業の担い手不足の加速化や、経済活動における生産・消費の縮小など、地域社会に深刻な問題を引き起こすことが懸念されることから、県政の最優先課題と位置づけて、部局横断的に取り組んでいます。

昨年8月に立ち上げた「少子化・人口減少対策戦略検討会議」では、県民の希望をかなえる少子化対策と今後の人口減少を前提とした社会づくりについて議論を進めているところです。こうした議論を踏まえ、取組をさらに深化・加速させていくための「少子化・人口減少対策戦略方針」を今年度内に策定します。

この戦略方針に基づき、女性・若者をはじめとする県民の皆様や産業界との意見交換を実施し、本年秋頃を目途に県、市町村、産業界などが一丸となって主体的に取り組む「少子化・人口減少対策戦略」を取りまとめまいります。

(県民との対話と共創の推進)

県政を推進するうえでの基本姿勢として、「県民との対話と共創」を掲げています。ますます複雑・多様化する県政課題には、民間企業など多様な主体とともに

にお互いの強みを結集して立ち向かうことが必要です。そのため、共創推進パートナー制度による民間人材の活用や、共創を有効に進めるための共創推進指針の試行などを通じて、共創の組織風土の醸成と職員の共創マインドの定着を図ってまいります。また、これまで県民対話集会を県内全市町村で開催してまいりましたが、来年度はオンラインも活用しながら、テーマを絞った形での実施を検討します。

県民参加型予算のうち、提案者と対話を重ねながら事業構築を進める「提案・共創型」については、4つの事業を関係する部局の予算案に計上しました。学生や若者をはじめ現場の声や発想を取り込むなど、これまでになかった視点での事業構築が図られたことから、来年度の実施に向けて取組を進めてまいります。また、県政ティーミーティングや県政に関するアンケートなど、広聴事業の内容をさらに充実してまいります。

併せて、情報発信については、県民の皆様が知りたい情報がきめ細かく伝わるよう、広報紙やテレビ、ラジオ、SNSなどを組み合わせた効果的な発信に努めるとともに、受け手のニーズに応じて情報を届けることができる「LINE」を広報媒体として新たに導入し、県民とのコミュニケーションを強化します。

(データ等を活用した政策形成の推進)

県の施策を一層効果的、効率的に実施するためには、「客観的な根拠（データ）に基づく政策立案（EBPM）」が重要です。このため、データを活用した政策立案の手法や、データに基づく政策立案に資する分析モデルを構築する「EBPMモデル構築事業」に取り組んでおります。今年度は、観光部及び長野県立大学と連携して、観光客の属性・周遊の把握等をテーマに、人流データの分析や考察を行い、ターゲットを絞った効果的なプロモーション設計をする際の根拠となるデータを導き出すことができました。そのプロセスと成果を今後の政策立案に活かしてまいります。来年度においても、引き続き大学等の研究機関の協力を仰ぎ、

テーマ及び分析手法を変えながらノウハウの更なる蓄積に努めるとともに、基幹統計調査など統計データ等の利活用に取り組み、職員のEBPMの一層の実践に努めてまいります。

(地方分権・規制改革)

人口減少・少子化や相次ぐ災害への対応など、地方自治体が抱える諸課題を的確に解決していくためには、地方が自らの判断と責任で、地域の実情に応じた施策を実施できるよう地方分権改革を強力に推進することが必要です。地方自治体の事務事業に関する義務付け・枠付けの緩和や更なる事務・権限及び税財源の移譲・充実等の提案・要望を、国に対して行ってまいります。

また、地域経済の活性化等を図るためには、不断の規制改革が必要です。社会情勢が目まぐるしく変化している状況下で、経済社会の発展を阻害するような規制・制度について、県自らが見直しを行うとともに、国に対しても提案・要望を行ってまいります。

以上、御説明いたしました企画振興部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計106億9,063万8千円であります。

また、債務負担行為として、高速情報通信ネットワーク整備事業828万4千円、投開票集計システム再構築事業1,714万4千円、しなの鉄道の設備投資等借入金に対する損失補償9億7千万円、空港管理事業14億3,143万円の4件を設定いたしました。

【条例案】

条例案は、「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案」など2件です。

以上、企画振興部関係の議案につきまして、その概要を申し上げました。
よろしく御審議の程お願い申し上げます。

総務部長議案説明要旨

令和5年度の財政状況と令和6年度の歳入を中心とする県財政の見直しについて御説明申し上げ、あわせて、今回提出いたしました予算案等のうち総務部関係の概要について申し上げます。

まず、令和5年度の財政状況について申し上げます。

本県の令和5年度当初予算は、新たな長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けて、確かな一步を着実に踏み出すことができるよう、プランに掲げる5つの政策の柱に沿って編成いたしました。

その後、長期化するエネルギー・食料価格高騰に対応するため、「物価高克服・経済構造転換のための総合対策」を策定し、県民や事業者への切れ目のない支援と強靱で健全な経済構造への転換の両面から、各種施策を講じてまいりました。また、大雨災害からの復旧や凍霜害被害への対応、道路インフラを集中的に修繕する道路リフレッシュプランの推進、児童生徒の増加に対応するための特別支援学校の校舎改築などといった課題にも対応してきました。これに加え、昨年末に成立した国の総合経済対策関連の補正予算を最大限活用し、県民生活への支援や県内経済の活性化に取り組むため、「『ゆたかな社会』の実現を加速するための長野県総合経済対策」を策定し、物価高への対応を拡充したほか、喫緊の課題である人材確保や教育環境の整備、防災・減災対策の推進などに取り組むための補正予算を編成したところです。これらを含めた一般会計の現計予算額は1兆1,361億9,492万4千円となります。今後は、子育て負担軽減に継続的・安定的に取り組むための「長野県こどもの未来支援基金」への積立て

のほか、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴う予算の補正が見込まれるところでは、

歳入について申し上げますと、県税収入は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化により、法人関係税や個人県民税などが増加していることから、当初予算額を 118 億円余上回る一方、地方消費税清算金収入は、輸入の減少などにより 44 億円余下回るものと見込んでいます。地方交付税については、普通交付税が国の補正予算による追加措置もあり、当初予算額を 87 億円余上回る 2,146 億円余となる見込みです。県債については、補正予算における「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を活用した事業の追加などにより、当初予算額を上回る見込みです。

なお、令和 5 年度の一般会計は、当初予算段階で財政調整のための基金を 113 億円取崩して対応しているところであり、引き続き、事業の効率的な実施や経費の節減に努め、収支の改善を図ってまいります。

次に、令和 6 年度の国の地方財政計画について申し上げます。

地方財政計画の通常収支分については、歳出面において、こども・子育て政策の強化として、国の「こども・子育て支援加速化プラン」の推進に必要な地方財源の確保や、地方団体が地域独自の施策を実施するための一般行政経費の増額が図られたほか、引き続き、「地域デジタル社会推進費」や「脱炭素化推進事業費」が同額確保されたことなどにより、地方財政計画の規模は 93 兆 6,388 億円で前年度と比べて 1.7 パーセントの増加、公債費等を除く地方一般歳出は 78 兆 4,568 億円で 2.6 パーセントの増加となっております。

歳入面では、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで 62 兆 7,180 億円で前年度と比べて 0.9 パーセントの増となっております。その主な内訳は、地方税が 42 兆 7,329 億円で、個人住民税の定額減税の影響により前年

度と比べて 0.3 パーセント減少する一方、これによる減収を全額国費で補填するための地方特例交付金が計上されています。また、地方交付税が 18 兆 6,671 億円で前年度と比べて 1.7 パーセント増加したほか、臨時財政対策債が 4,544 億円で 54.3 パーセントの減少となり、前年度に比べて大幅に発行が抑制されています。

続いて、本県の令和 6 年度当初予算案の概要について申し上げます。

この予算案は、本年度からスタートした「しあわせ信州創造プラン 3.0」の本格展開を図るための予算として編成いたしました。「長野県少子化・人口減少対策戦略方針案」を策定し、中でも、子育て支援に関しては、「子育て家庭応援プラン」による手厚い支援策を展開するとともに、8つの新時代創造プロジェクトの具体化に向けた予算を計上いたしました。また、本年元日に発生した能登半島地震も踏まえ、地震防災対策の抜本的強化に速やかに着手するとともに、県民のために真に役立ち、職員にとってもあるべき県組織を目指し、県の組織風土改革「かえるプロジェクト」を推進してまいります。

当初予算案の規模は、一般会計で 9,991 億 1,254 万 7 千円と、前年度当初予算額と比べて 464 億円余、率にして 4.4 パーセントの減少となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対応予算が前年度より約 555 億円減少していることなどによるものです。

以下、歳入の概要について申し上げます。

県税については、今年度の税収見通しと最近の経済情勢を踏まえ、前年度当初予算額と比べて 1.7 パーセント増の 2,402 億 1,320 万 1 千円を計上しました。主な税目別では、県民税 790 億 4,167 万 6 千円、事業税 678 億 5,650 万 9 千円、地方消費税 358 億 8,489 万 7 千円、自動車税 324 億 1,691 万 8 千円、軽油引取税 170 億 7,826 万 8 千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度当初予算額と比べて0.7パーセント増の2,098億1,200万円を、地方譲与税については、4.7パーセント増の412億8,900万円を、地方消費税清算金については、7.8パーセント減の1,031億174万9千円を、地方財政計画等を踏まえ計上しました。また、地方特例交付金については、定額減税による減収補填を含む74億9,600万円を計上しました。

県債については、新規事業箇所の厳選により通常債の発行抑制に努めたほか、臨時財政対策債が地方財政計画により大幅に減少することから、前年度当初予算額と比べて78億円余の減となる680億100万円を計上しました。これにより、来年度の県債残高は減少する見通しです。また、通常債について後年度に交付税措置のある県債を最大限活用することにより、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、引き続き健全な水準を維持する見通しです。

国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応事業が減少することなどから、前年度当初予算額と比べて184億円余の減となる1,156億555万7千円を計上しました。

このほか、諸収入1,655億6,306万6千円、繰入金284億2,772万8千円、使用料及び手数料145億474万4千円などを計上しました。

なお、財源不足額は、前年度当初予算時と比べて3億円減の110億円となっており、財政調整基金60億円及び減債基金50億円を取り崩して対応することとしています。

今後の県財政については、高齢化による社会保障関係費の増加や金利上昇に加え、防災・減災対策の強化等による通常債残高の増加など、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが懸念されます。このため、長野県行政・財政改革実行本部において、徹底した事業見直しや投資的経費の重点化、業務の集約化やデジタル化を含め、財政改革に全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、総務部関係の予算案及び条例案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総務部関係の令和6年度当初予算案は、一般会計2,423億7,581万9千円、公債費特別会計2,684億4,558万7千円をそれぞれ計上しました。

県庁舎について、建築から100年以上の使用を目指す長寿命化と、2050ゼロカーボン達成のためのZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を実現するため、照明設備のLED工事と空調設備の省エネルギー改修に向けた設計を実施します。加えて、公用車の電動化を推進するため、県合同庁舎の充電設備を拡充するための設計及び工事を実施します。また、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有施設の長寿命化等を図る工事を計画的に進めます。さらに、県庁周辺の県有地等の有効活用と県庁の執務環境の改善を図るため、警察本部庁舎の整備を含めた「県庁周辺の整備方針」を策定してまいります。

長野県の組織風土改革を進める「かえるプロジェクト」における検討を踏まえ、職員一人ひとりがやりがいを持って、その能力を最大限発揮し、活躍できるような環境づくりを進めます。職員研修を強化し、若手職員のやりがいの醸成や職場の心理的安全性を高める研修を新たに実施するほか、管理監督職員のマネジメント力の向上に取り組みます。また、テレワークなど新しい働き方を実現するためのデジタルツールの活用を一層推進するとともに、場所や時間にとらわれない働き方を支える職場環境の実現に向けたオフィス改革に着手し、職員間のコミュニケーションの活性化としごとの生産性の向上に繋げてまいります。

一方、歳入の確保に向けては、引き続き、県税の納期内納付の促進に一層努めるほか、クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「がちなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入などの取組を強化してまいります。

条例案は、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の1件で、公共交通機関の利用促進のため、通勤において、自家用車から公共交通機関への乗り継ぎ等のために駐車場を利用している職員に対し、駐車料金に係る通勤手当を支給するほか、所要の改正を行うものです。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」1件であります。

以上、概要について御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、県民文化部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

県民文化部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計392億6,206万円、特別会計5億1,773万6千円であります。

県民文化部は、県民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、県民生活に密接に関連する施策を展開しております。

新年度は、しあわせ信州創造プラン3.0の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、女性・若者から選ばれる県づくりをはじめ、文化芸術の振興、県民生活の安全確保、人権の尊重、男女共同参画や多文化共生社会の実現、学びの県づくりの推進、子ども・子育て支援など、多種多様な施策を総合的に推進してまいります。

また、教育委員会から文化財行政を移管し、芸術文化振興施策と一体的に推進するため、新たに「文化振興課」を設置するとともに、多文化共生・パスポート室の所管する多文化共生業務を文化政策課に移管し、「県民政策課」に改称します。

【女性・若者から選ばれる県づくり】

しあわせ信州創造プラン3.0における8つの新時代創造プロジェクトのうち、「女性・若者から選ばれる県づくり」プロジェクトでは、女性や若者の希望を実現することにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある長野県とするため、「子育てしやすい環境づくり」、「女性・若者が働きやすい職場づくり」、「若者とのつながりづくり」の3つの観点から重点的に取り組んでまいります。

「子育てしやすい環境づくり」については、「子育て家庭応援プラン」として

多子世帯や所得が低い世帯に重点を置いて、市町村と共同しながら、保育や教育など子育てに係る経済的負担を軽減するための支援を拡充してまいります。

3歳未満児の保育料について、国の多子世帯への軽減要件である同時入所にかかわらず、第3子以降を無償化、第2子を半額とするほか、低所得世帯への支援を充実するとともに、「子ども・子育て応援市町村交付金」を創設し、一時預かり保育の利用者負担金や予防接種の自己負担金の軽減など、未就学児を育てている家庭に対して市町村が地域の実情に応じて実施する独自の負担軽減策への支援に取り組みます。教育に係る保護者負担を軽減するため、私立高等学校等の授業料について、年収目安590万円以上の世帯のうち、750万円未満の世帯と、910万円未満で子どもが2人以上いる世帯は、国の就学支援金とあわせて半額程度になるよう支援するほか、県立高等教育機関等における多子世帯の授業料減免についても令和7年度の実施に向けて検討を進めてまいります。

また、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備するため、引き続き、0歳と1歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等への支援を行います。

保育ニーズの更なる増加や国における保育士配置基準の改善などを見据えた保育士確保策として、保育士人材バンクを「保育士・保育所支援センター」に改組し、潜在保育士への復職支援や保育士の魅力発信、県外保育士の就職活動や移住への支援などの取組を強化してまいります。

信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した信州型自然保育認定制度「信州やまほいく」は、引き続き更なる認定園の拡大を目指してまいります。保育の質を向上させるためのフィールド整備への支援や自然保育に関する研修の実施、認可外の認定園に対する環境整備や保育料の負担軽減に取り組んでまいります。

「女性・若者が働きやすい職場づくり」については、女性の職業生活における活躍の推進に向けて、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じて、働く女性の声を聞きながら、リーダーの意識改革を促し、女性が

自分らしく働ける環境づくりに向けた取組を推進してまいります。

「若者とのつながりづくり」については、将来を担う県内外の大学生・若手社会人等が自ら企画に参画したミーティングを県内・東京で開催するなど、若者が主体となった新たな時代の交流を促進してまいります。

これらのプロジェクトの取組は、「長野県少子化・人口減少対策戦略方針(案)」にも掲げ、人口減少スピードの緩和対策として取り組んでまいります。

次に、しあわせ信州創造プラン 3.0 の施策の総合的展開に沿って、県民文化部が取り組む主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

【県民生活の安全を確保する】

安全で安心な県民生活を確保するため、交通事故防止対策や消費者被害防止に向けた取組を関係団体等と連携して推進してまいります。

昨年の交通事故死者に占める高齢者の割合は約 6 割と依然として高く、高齢ドライバーによる交通事故の割合も増加していることから、季別の交通安全運動等において高齢者の交通事故防止に重点的に取り組んでまいります。

安全な自転車利用に向けては、乗用時のヘルメット着用を促進するため、市町村の行うヘルメット購入支援事業に対する助成に加え、高齢者や高校生を対象とした啓発活動などを実施してまいります。

近年増加する「電話でお金詐欺」は、県警、民間企業等と連携して幅広い世代に対する啓発活動にも取り組みます。また、県民が自ら安全に消費生活を営むことができるよう、市町村の消費生活相談員の資質向上に向けた研修会を開催するとともに、学校・地域での消費者教育を進めてまいります。

【人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する】

◇循環経済への転換の挑戦

持続可能な社会の実現に向けては、消費者が環境や地域などに配慮した商品

等を選択するエシカル消費について、理解し実践していくことが大切です。

新年度は、テレビ、WEB等のメディアを活用した啓発を強化し、エシカル消費への理解を広げるとともに、地元の商品の購入などの実践に繋がるよう取り組んでまいります。

【文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する】

◇文化芸術の振興と文化芸術の力の様々な分野への活用

文化芸術の振興は、県民の皆様に心の豊かさと潤いをもたらします。新年度は、新たに設置する「文化振興課」を中心に、文化財の地域振興への活用はもとより、福祉や教育、観光などのあらゆる分野に文化芸術が根つき生かされるよう取組を強化してまいります。

設立から2年が経過する「信州アーツカウンスル」では、文化芸術活動への助成や専門スタッフによる相談・助言に加え、社会包摂や民俗芸能などをテーマに「信州アーツカウンスル 2024 パレード」を開催し、これまでの成果をPRするとともに、地域への理解を一層促進してまいります。

「アートの手法を活用した学び」では、演劇などの身体表現や美術作品の対話型鑑賞が教育現場により一層取り入れられるよう、人材育成や学校との連携など持続可能な仕組みづくりを教育委員会とともに検討してまいります。

ホクト文化ホール、伊那文化会館、キッセイ文化ホールは、新年度から新たな5年間の指定管理が始まります。広域的な文化芸術振興を担う拠点として、県民の皆様の鑑賞や発表の機会が充実できるよう、指定管理者である一般財団法人長野県文化振興事業団と連携しながら、多様な自主事業の展開に努めてまいります。ホクト文化ホールとウィーン楽友協会との姉妹提携協定締結40周年を記念する公演を開催し、多くの皆様に世界水準の音楽文化に触れていただくとともに、同協会との友好協力関係を更に発展させてまいります。

県立美術館は開館から3周年を迎えます。これまでに220万人を超える来館者にお越しいただき、誰もが気軽に訪れることのできる“開かれた美術館”と

して県内外の皆様親しんでいただいております。新年度は、「ダリ版画展」や京都市「細見美術館の名品展」などを開催し、更に多くの皆様に足を運んでいただくとともに、誰もが美術作品を鑑賞し、学びを深めることができるよう取り組んでまいります。

大町市において開催される「北アルプス国際芸術祭 2024」では、多くの皆様にアーティストが滞在制作で創り上げた様々な作品を鑑賞いただき、地域の活性化や観光誘客にも繋がるよう、県として支援してまいります。

飯田創造館の閉館方針に伴い、南信州広域連合が行う南信州広域連合会館（仮称）の改修等に対して助成し、同会館が地域の新たな文化芸術の拠点としてスタートできるよう、県として必要な支援を行ってまいります。

【子どもや若者の幸福追求を最大限支援する】

◇若者の結婚・出産・子育ての希望実現

結婚、妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を進めてまいります。

若者に広域的な出会い・交流の場を提供するため、メタバースを活用した地域・業種を越えたイベント等を開催し、結婚の希望をかなえることのできる機会の確保を図ります。

また、社会全体で子どもの育ちを支え、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談と経済的支援を一体的に行う市町村の取組を支援してまいります。

◇子ども・若者が夢を持てる社会の創造

子ども・若者が健やかに育つことができ、支援を必要とする子ども・若者を支えることができる環境を整備していくことが求められています。

子どもが置かれた環境で自らの希望をあきらめることがないよう、今年度創設した給付型奨学金制度により、将来有望な若者の大学等への進学希望を応援

するとともに、奨学生同士の交流を図り、意見交換や長野県への政策提案などを実施してまいります。

本来、大人が担うことが想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーについて、早期に発見・把握し、必要な支援に結び付けることが必要です。専用相談窓口の設置、市町村との連携調整や支援体制の構築を後押しするコーディネーターの配置、本人や家族のための通訳の派遣など、県におけるヤングケアラー支援体制を整備してまいります。

ひとり親家庭の就業・自立に向けて、生活・子育て支援、就業・相談支援などに取り組みます。児童扶養手当の支給、職業能力開発に係る受講料助成や訓練期間中の生活費支援、弁護士による専門法律相談や公正証書の作成支援などを総合的に実施してまいります。また、子どもの進学段階における貧困を防ぐため、経済的課題を抱える家庭に対して模擬試験費用及び大学等の受験料を支援してまいります。

依然として増加傾向にある児童虐待への対応は喫緊の課題であるとともに、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全体で支えていく取組を推進していく必要があります。

社会的養護が必要な児童の養育環境の改善を図るため、子どもアドボカシーとして、社会的養護下にある子どもの声を第三者が聴き、その声適切に対応するための新たな仕組みを導入するほか、妊娠期から出産後において悩みや困難を抱える妊産婦等への相談支援や入所等による生活支援を実施してまいります。

【年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる】

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮できる公正な社会を実現していく必要があります。

本年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に合わせて検討している「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」については、現在実施しているパブリックコメントを経て、今年度中に策定する予定です。今後、この計画に基づき、困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知、信頼関係構築に向けた相談支援の質の向上、一時保護機能を含めた支援の多様化などの施策を強化してまいります。

性的マイノリティの生活上の障壁を取り除くための長野県パートナーシップ届出制度の周知のほか、犯罪被害者等に対する見舞金の給付及び長野県弁護士会と連携した無料法律相談などによる支援等、様々な人権に関する課題の解消に向け取り組んでまいります。

外国人と共に学び共に活躍できる社会を目指し、長野県多文化共生相談センターによる情報発信のほか、日本語教師の資格を持っている方に新たに研修を受講いただき、地域の日本語教室等で教えることができる人材として養成してまいります。また、外国人県民が地域で安心して暮らしていけるよう、医療機関受診時における多言語での電話通訳を導入してまいります。

【一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する】

変化が激しく先行不透明な時代にあって、これまでの一律一様の学びから児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達特性に応じた「個別最適な学びへの転換」が求められております。

昨年9月に立ち上げた「信州学び円卓会議」においては、「長野県の子どもたちにとって最適な学びのあり方」をテーマに議論を開始し、その後、児童・生徒、教員、フリースクール関係者等様々な主体との意見交換を行ってきました。先日開催された第2回会議ではこれまでの議論や意見を踏まえ、子どもや教員がチャレンジしやすい学校づくりの仕組みのあり方や、中山間地域における小規模校での学びの実現等について議論を行いました。委員からは、「学校での自由な学びの実現のためには仕組みや制度の大きな変革や学校のみならず県民の

理解を深めることが必要」、「多様性のある小規模校を地域と連携してつくっていくことが重要」などの意見が出されたところです。今後は具体的な方策の検討を行うとともに、中山間地域の学びのあり方について地域住民が自ら考える対話・検討の場の開催を支援してまいります。

【一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる】

不登校児童生徒が増加する中、一人ひとりに合った「学びの場」を確保することが重要です。

このためフリースクール等民間施設を対象とした「信州型フリースクール認証制度」を創設し、その運営経費等を支援するとともに、支援力向上のための研修の実施や、総合的な情報を発信するポータルサイトの構築のほか、不登校児童生徒の支援機関相互の連携等を促進するサポート人材を配置し、学校以外の学びの場の確保・充実を図ってまいります。

夏休みなどを活用し、子どもたちが、様々な分野の最前線で活躍する社会人や国内外の大学生など多様な先輩と関わりながら、国境や地域、世代を超えて学び合う「信州サマー・ウインタースクール」を民間団体等と連携して推進することにより、多様な学びの機会を県内各地で創出します。

また、県内外の高校生に長野県の高等教育機関で学ぶ魅力を発信するとともに、子育て世代に向けて長野県で学ぶことの魅力を併せて発信してまいります。

私立学校は、独自の建学精神に基づき、特色ある教育の実践を通じ、公立学校とともに公教育の一翼を担っています。長野県の子どもたちの多様な学びを支えるため、引き続き私立学校への運営支援を行うとともに、私立幼稚園が実施する長期預かり保育などの特色ある取組の充実に向けた支援を行ってまいります。

【高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する】

長野県立大学は、新年度から第2期中期目標の期間が始まります。大学がそ

の理念や使命を果たすため、開学以来の着実な歩みを基盤として、飛躍を遂げられるよう、取組を進めてまいります。

新年度は、デジタル化やグローバル化など変化する社会に対応できる人材の育成や、地域の特性を踏まえた研究の推進等に力を入れることとして運営費交付金を拡充し、大学とともに取り組んでまいります。

県内大学の収容力は依然として低く、県内高校生の大学進学者の8割以上が県外に進学していることから、県内の大学進学希望者の選択肢を増やすことが必要です。地域においては、大学の立地促進を契機とした地域の活性化が期待されております。このため、今年度実施した県外大学を対象とした意向調査結果などを踏まえ、市町村と連携して県外大学へアプローチするなど、県内への立地促進活動に取り組んでまいります。

また、理工系の県外大学や県内企業と連携し、学生が企業への理解を深める機会の創出や、女子高校生のキャリア形成に向けた交流会の開催などにより、理工系人材の確保・育成に取り組めます。

以上、令和6年度一般会計当初予算案における主な施策について申し上げます。

令和6年度特別会計当初予算案につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」に5億1,773万6千円を計上し、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなど、ひとり親家庭、寡婦への福祉の充実を図ってまいります。

条例案は、県立3文化会館の利用料金等を改めるため所要の改正を行う「長野県文化会館条例の一部を改正する条例案」以下5件であります。

事件案は、指定管理者の指定に関する議案2件であります。

以上、県民文化部関係の議案につきまして、その概要を申し上げました。
何とぞ御審議の程をお願い申し上げます。

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計1,402億9,230万4千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,300万3千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計34億5,033万3千円、国民健康保険特別会計1,791億5,961万5千円、総合リハビリテーション事業会計18億1,519万2千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「第2期信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和6年度は、2年目を迎える「しあわせ信州創造プラン3.0」のほか、令和6年4月から始まる次期「信州保健医療総合計画」、「長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「自然災害や感染症などの脅威」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「社会全体での健康づくり・疾病予防の推進」、「医療人材確保・医療提供体制の強化」、「県民生活の安全確保」、「困難を抱える人々への支援」に重点的に取り組んでまいります。

なお、元日に発生した能登半島地震は、甚大な被害をもたらし、今なお多くの方が不自由な生活を余儀なくされております。犠牲になられた方々に謹んで哀

悼の意を表すとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

健康福祉部では、災害発生直後から石川県や厚生労働省、県内医療機関と連携して、医師や看護師等を被災地へ派遣し、災害医療に取り組んでまいりました。

また、長野市、松本市の保健所の協力を得て、医師や保健師等からなるチームを編成し、1.5次避難所と呼ばれる避難施設の立ち上げ支援や、避難者の健康管理・衛生管理等に当たるとともに、県社会福祉協議会と協力し、大規模災害ボランティア助成金等による災害ボランティアの支援などに取り組んでおります。

被災地では生活再建のめどが立たないなど、現在も不安が募る状況が続いております。一日も早い復興に向け、今後も被災した方々に寄り添い、効果的な支援に積極的に取り組んでまいります。

以下、令和6年度の主な施策につきまして、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合5か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「災害に強い県づくりを推進する」こと、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

(逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進)

はじめに、逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進についてでございます。

災害時の個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされておりますが、日常生活等を営むために人工呼吸器による呼吸管理などが恒常的に必要な医療的ケ

ア児等につきましては、医療専門職と連携して個別避難計画を作成することが必要であることを踏まえ、市町村が医療的ケア児等の個別避難計画を作成する際の医療専門職への謝金等を助成し、計画作成と医療的ケア児等の適切な避難行動を支援いたします。

(信州ACE (エース) プロジェクトと疾病予防の推進)

次に、信州ACE (エース) プロジェクトと疾病予防の推進についてでございます。

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ACE (エース) プロジェクト」に取り組んでまいります。

県民の生活の質の向上と、医療・介護費の適正化を念頭に置き、減塩や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開するとともに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により、市町村等の保健活動を支援するほか、ライフステージに応じた課題にも取り組んでまいります。

若い世代につきましては、食生活をテーマとした出前講座を開催し、食への関心を高めるとともに、健全な食生活が実践できるよう支援いたします。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングの実施や、健康に配慮した食事を選択できる環境づくりなどに取り組み、運動習慣の定着・食生活の改善を促します。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、要介護などの危険性が高まる転倒防止や、フレイル予防の取組を支援いたします。

また、歯科口腔保健につきましては、歯科保健指導の助言を行う歯科衛生士を市町村に派遣するとともに、歯科を設置していない病院へ歯科専門職を派遣

し、入院患者等に歯科口腔管理を実施するなど、全身の健康づくりと一体化した取組を推進してまいります。

さらに、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するHPVワクチン接種の積極的勧奨が差し控えられていたことにより、定期接種の機会を逃した方々に対する救済措置（キャッチアップ接種）が、令和7年3月末に終了することを踏まえ、対象となる方々がその機会を逸することが無いよう、ウェブ広告等を活用し広く周知を図ってまいります。

このほか、市町村国保では、被保険者の高齢化等により、一人当たり医療費の増加が避けられず、医療費増加の抑制効果が見込まれる取組の強化が重要となっていることを踏まえ、重複・多剤服薬者の抽出や、服薬指導後の改善状況を客観的に把握するツールの提供など、医薬品の適正使用に向けた取組を推進してまいります。

（医療・介護提供体制の充実）

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

人口減少や高齢化が進む中で、限られた医療資源を最大限有効に活用し、医療ニーズの変化に対応した医療提供体制の構築を図るため、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第3期信州保健医療総合計画」において、県民全体で共有する共通理念としての「グランドデザイン」を掲げ、病院を、高度・専門医療を中心に担う「広域型病院」と、地域包括ケアの要となる機能等を担う「地域型病院」に類型化し、それぞれが分担された役割の下で十分に機能を発揮できるよう、施設・設備整備や連携強化に向けた取組を支援いたします。

また、医療機関や薬局における電子処方箋管理サービスの導入を支援し、電子処方箋の普及、利活用による重複投薬の抑制や業務の効率化を促進するなど、質

の高い医療サービスの提供に向け取り組んでまいります。

さらに、急速な少子化に対応するため、子どもの通院医療費の助成について、県の補助対象を、現行の「小学校3年生まで」から、「中学校3年生まで」に拡大し、長野県で安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和6年4月以降、一部継続していた特別な対応を含め、全て通常医療による対応となることが予定されております。

今後は、新型コロナウイルス感染症への対応における経験を踏まえ、新たな感染症の発生に備えるとともに、有事の際に迅速かつ的確に対応できるよう、県と医療機関との間で医療措置協定を締結するなど、新興感染症に対する医療提供体制の整備を推進してまいります。

新型コロナワクチン接種につきましては、令和6年4月以降、65歳以上の高齢者等を対象に毎年秋冬に定期接種を実施することとなります。定期接種が順調に実施できるよう、引き続き市町村と体制を整えてまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の深化・推進を令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第9期長野県高齢者プラン」の重点施策に位置付け、関係機関と連携したアクティブシニアの就労と社会参加の促進、高齢者のニーズが高い移動サービスの立ち上げ、市町村へのアドバイザーの派遣や制度相談のためのコールセンター設置に向けた支援に重点的に取り組んでまいります。

また、今年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

を踏まえ、認知症の正しい理解の促進等について、介護保険事業の実施主体である市町村と協働して推進してまいります。

さらに、85歳以上人口がピークとなり介護需要が高まると見込まれている2040年を見据え、計画的に特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスを展開するための起業セミナーの開催やアドバイザーの派遣、有料老人ホーム等の介護保険施設以外の多様な住まいの整備と質の確保に取り組んでまいります。

(医療・福祉人材の確保)

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与等により、即戦力となる医師の確保に取り組むほか、信州大学医学部地域枠の増員や、修学資金を貸与する医学生に対するキャリア形成支援の充実等により、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、医師の負担軽減に向けた勤務環境改善に対する支援や、専門知識を有するアドバイザーによる相談・助言等により、医師の働き方改革を着実に推進してまいります。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所への運営費補助や、看護学生への修学資金の貸与等により、新規養成に向けた支援に取り組むほか、特定行為研修の受講に対する支援の充実等による資質向上、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じた再就業の促進に努めてまいります。

また、看護補助者の確保・定着促進に向けた処遇改善を図るため、賃金の引上げに対する支援に取り組んでまいります。

介護職員の確保につきましては、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸与や、外国人介護人材の受入環境の整備のほか、資格取得から入職後までの一体的な支援など、特に不足感が高い訪問介護職員の確保等に向け、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、介護サービスの質の確保や介護職員の負担軽減などに取り組む事業所に対応するワンストップ相談窓口を設置し、介護現場の環境改善や生産性向上を促進してまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者への復職・就業説明会や、中高生等を対象とした説明会を開催するほか、病院に勤務する薬剤師が特に不足している状況を踏まえ、病院薬剤師の奨学金の返還に対する助成制度を新たに創設いたします。

（食品・医薬品等の安全対策の推進）

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を行っていただくよう助言・指導を行い、県内で製造・加工される食品の安全性を高め、県民の食生活の更なる向上を推進してまいります。

また、薬局や医薬品の販売業者等への監視指導と、医薬品製造業者等に対する適切な製造・品質管理の調査・助言を行うとともに、研修会等により薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬局の機能の向上を推進してまいります。

（自殺対策の推進）

次に、自殺対策の推進についてでございます。

1月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によると、令和5年における本県の自殺者数は346名、自殺死亡率は17.1と、それぞれ前年より減少しましたが、長期化する物価高騰などにより、自殺者の増加が危惧される状況であることに変わりはありません。

このため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係部局や市町村、関係機関等と連携して、各種施策を展開してまいります。

特に、この計画の重点施策に位置付けた、環境の変化の影響を受け易いと考えられる子ども・若者への対策や、傾向として女性や若者が多い自殺のリスクを抱える未遂者への支援を強化いたします。

子どもたちの生きることに対する促進要因の向上や、自殺リスクの抑止に向け、長野県の取組が国のモデルとして全国展開されることとなった「子どもの自殺危機対応チーム」による支援のほか、自殺未遂経験者による講演会の開催や、医療機関を受診した未遂者を地域において支援するためのネットワークの構築に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

総合5か年計画は、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」ことも政策の柱の一つに据えており、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造することなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大や、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備に取り組んでまいります。

（文化芸術の力の様々な領域への拡大）

はじめに、文化芸術の力の様々な領域への拡大についてでございます。

障がいのある方が身近な地域で文化芸術に親しみ、文化芸術活動を通じて自己実現や社会参加ができる環境の整備を進めるため、「長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）」において、文化芸術活動に取り組む障がいのある方や、障害福祉サービス事業所等の相談支援対応、支援人材の育成、「ザワメキアート展」の開催など、各種施策に取り組んでまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備等）

次に、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備等についてでございます。

令和10年に本県で開催予定の「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会（信州やまなみ国スポ・全障スポ）」まで残り4年となりました。

大会に向け、競技団体に対し、選手強化費用や大会への参加経費を助成するなど競技力向上対策を推進するほか、障がい者スポーツの普及や指導員養成等に取り組んでまいります。

なお、令和6年4月から、現在教育委員会が所管するスポーツ行政と、健康福祉部が所管する障がい者スポーツ行政が、新たに設置される観光スポーツ部に移管されることを機に、信州やまなみ国スポ・全障スポの準備業務等が観光スポーツ部に一元化されることとなります。健康福祉部では、観光スポーツ部と連携し、引き続き福祉に配慮した障がい者スポーツの裾野拡大や普及促進に努めてまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

総合5か年計画は、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」ことも政策の柱の一つに据えており、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会を

つくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

(妊娠・出産の安心向上)

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

若い世代が妊娠・出産の希望を実現し、身近な地域で安心して子育てができるようにするためには、多様化するニーズに応じた、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村の母子保健事業の推進に向けた人材育成や情報発信等の支援を行い、母子保健事業の質の向上や、地域格差の是正に取り組んでまいります。

また、多様化する母子保健ニーズに対応するため、ウェブサイト「妊活ながの」による情報発信や、看護職等による専門相談を行うとともに、妊娠を望む夫婦等の経済的負担を軽減するため、妊活検診（不妊検査）費用や、保険診療と併用可能な先進医療に要する費用を助成いたします。

(困難を抱える子ども・若者や家庭の支援)

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

生活保護世帯の子どもは、一般の世帯と比べて大学等への進学率が大幅に低い状況にあります。その要因としては、進学後の経済的負担への不安のほか、十分な学習環境や機会を得られていないことが考えられることから、市と連携し、ケースワーカーを通じた経済的支援の情報提供や、進路についての相談・助言を行うとともに、高校等の卒業年度及びその前年度における学習塾費用などを助

成することにより、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援いたします。

(総合的な人権政策の推進)

次に、総合的な人権政策の推進についてでございます。

がんの治療における化学療法による脱毛や、乳房切除等をきっかけにした外見の変容は、がん患者の社会参加の妨げとなる場合もあることから、アピアランスケアの重要性が高まってきております。

このため、ウィッグや乳房パッドなど、外見の変容に対する医療用補整具等の購入費用の一部を市町村と共同で助成し、がん患者の就労や社会参加の促進等、療養生活の質の維持向上を推進してまいります。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）」や、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする新たな「長野県障がい者プラン」に基づき、障がい者の自立と社会参加を促進してまいります。

社会的障壁を発見し、その改善策を障がい当事者とともに考えるワークショップの開催や、動画等による広報・啓発により、共生社会の実現に向けた体験機会を創出するとともに、引き続き、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大や、出前講座の拡充を図ってまいります。

(生活困窮者等の援護を要する人々の支援)

次に、生活困窮者等の援護を要する人々の支援についてでございます。

物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター

(まいさぼ)」を中心に、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

生活にお困りの方のニーズに応じ、「長野県フードサポートセンター」において食料を支援するほか、「生活就労支援センター(まいさぼ)」を通じて、タオル、トイレットペーパー、LED電球等の生活必需品を支援いたします。

(シニア世代の社会参加の促進)

次に、シニア世代の社会参加の促進についてでございます。

人生 100 年時代を迎える中、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など、様々なステージでより一層活躍できる社会の実現が望まれています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心として、地域課題に関する相談支援や、活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発などを推進し、シニア世代が存分に活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学において、新たな知識・教養の習得、趣味活動等を通じた交流、地域活動に必要なノウハウの学びと実践を支援し、地域で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

以上、令和 6 年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和 6 年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給について 46 万 9 千円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案 10 件、廃止条例案 1 件の、合わせて 11 件でございます。

一部改正条例案のうち、「長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案」は、多様化する保育に対する需要に対応できる保育士の養成に資するため、長野県福祉大学校内で民間保育事業者が認可保育所を設置することに伴い、保育実習室を廃止するものでございます。

「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の基準に関する条例の一部を改正する条例案」は、近年の子どもの心身の成長を考慮し、混浴に関するトラブルを防止するため、公衆浴場において混浴を制限する年齢を7歳以上に引き下げるものでございます。

「医療法施行条例の一部を改正する条例案」ほか7件は、関係する法令や国で定める基準等の一部改正に伴い、引用している条例等について所要の改正を行うものでございます。

廃止条例案は、「旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案」ですが、健康保険法等の一部を改正する法律の規定により令和6年3月31日までなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設に係る基準がその効力を失うことに伴い、条例を廃止するものでございます。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、環境部関係について、その概要を御説明申し上げます。

環境部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計66億2,196万円、流域下水道事業会計208億7,128万3千円であります。

本県は、県土の8割を森林が占め、清らかな水や空気に恵まれているとともに、南北に長く急峻で標高差が大きい地形は四季の変化に富み、全国でも有数の豊かな自然環境や多様な生態系を育んでいます。こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、今年度が計画初年度となる「長野県総合5か年計画」及び「第五次長野県環境基本計画」、また、令和3年度に策定した「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき環境施策を総合的に進めてまいります。

以下、令和6年度の主な事業につきまして、環境部の施策体系に沿って、順次御説明いたします。

第一に、「持続可能な脱炭素社会の創出」について申し上げます。

長野県ゼロカーボン戦略では、2030年度の温室効果ガス正味排出量6割削減を目標に掲げておりますが、国及び県の全施策や人口増減等の影響を定量化したところ、現状ペースでの進捗では126万t-CO₂不足し、このままでは目標達成が困難であることが分かりました。このため、十分な効果が見込まれる施策や取組を加速する必要がある分野を明らかにした上で、施策効果の高い「重点施策」を新たに掲げるなど、削減目標を達成するためのシナリオとなる「長野

県ゼロカーボン戦略ロードマップ」を策定しました。このロードマップを多くの皆様と共有し、県民全体でゼロカーボンに取り組んでまいります。ロードマップの重点施策は、総合5か年計画の「ゼロカーボン加速化プロジェクト」に位置付けており、部局横断で取組を加速させてまいります。

省エネルギーの推進につきましては、国際的にサプライチェーンにおける脱炭素化を目指す動きが広がる中、事業者において、年3%減の省エネの継続とともに、2030年度には再生可能エネルギー利用率を現状から20%増加させる必要があります。このため、「事業活動温暖化対策計画書制度」により県内の産業・業務部門における温室効果ガスの約6割を排出する大規模事業者の排出抑制に引き続き取り組むほか、県の入札制度において、事業活動温暖化対策計画書の策定を加点の対象とすることを検討するなど、中小事業者の参画を促してまいります。また、信州省エネスペシャリスト等による省エネ診断や、国事業である省エネ最適化診断等を活用するとともに、再生可能エネルギー100パーセント電力の共同購入事業に取り組むことにより、事業者の脱炭素化を一層促してまいります。

電気自動車（EV）は、2030年度には10万台に増やすことを目標とし、EVを利用しやすい環境を構築するため、「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」に基づき未設置区間ゼロ・電池切れゼロを目指し、「電気自動車用充電インフラ整備促進事業」により、道の駅や観光地等における急速充電設備の設置を促進してまいります。公用車についても、新たに公用車23台をEVに置き換えるほか、松本合同庁舎に充電と配車を管理するシステムを導入し、公用車の効率的な運用とともに、使用電力の平準化にも取り組んでまいります。

また、建設部とともに検討する新築住宅のZEH水準への適合義務化と併せて、屋根ソーラー設置の標準化に向けた検討を行ってまいります。屋根ソーラーは居住場所などによって、発電量が異なるなどの課題もありますので、様々な面から検討を進めてまいります。

再生可能エネルギーの普及拡大につきましては、2030年度には太陽光パネルの設置を住宅屋根の3割に当たる22万件に拡大するため、「既存住宅エネルギー自立化補助金」や「共同購入事業（グループパワーチョイス）」に加え、初期費用ゼロ円モデルの構築に向けた検討を進めてまいります。さらに、太陽光発電に関する情報を一元化し発信する「屋根ソーラーポータルサイト」を開設するなどの普及啓発強化により、屋根ソーラーが当たり前の信州を目指して取り組んでまいります。

野立て太陽光発電は、4月の「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の施行に向けて、条例の実効性を確保するため、万全の体制を整えてまいります。

小水力発電は、2030年度には103.2万kWに増加させるため、県内事業者を支援する「収益納付型補助金」の補助上限を拡充するとともに、引き続き、設置の障壁となりやすい地域の合意形成に関し、他部局とも連携し、候補地選定や地域調整に積極的に関わることにより、事業の促進に取り組んでまいります。

災害時における電源確保や地域内経済循環にもつながる、マイクログリッドやVPP等も活用したエネルギー自立地域を創出するため、地域の強みを生かした再エネ活用やエネルギーの地消地産に向けた市町村等の取組を支援してまいります。

県有施設は、再生可能エネルギー100パーセント電力を令和6年度から新たに23施設に導入し合計158施設で使用するとともに、2030年度までに太陽光発電設備を設置可能な県有施設の約6割に整備することを目指してまいります。

また、県民参加型予算として北信地域振興局長から提案があった、積雪地域における太陽光発電設備導入のためのガイドブック等の作成により、積雪地における太陽光発電の普及を促進してまいります。

総合的な地球温暖化対策の推進につきましては、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」を活用して、ゼロカーボン戦略ロードマップ

で示した「県民・事業者等の皆さまに重点的に取り組んで欲しいこと」を発信し、県民一丸となった脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

生活排水処理事業で発生する汚泥の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減や地域内での資源循環を図るため、農政部と連携しながら汚泥を原料とする肥料の安全性と有効性を検証する試験を実施し、その結果を広く周知して農業関係者等の理解を促進し、下水汚泥等の肥料利用の拡大を図ってまいります。

第二に、「人と自然が共生する社会の実現」「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」について申し上げます。

県内の自然公園などで、美しい自然に多くの方々がふれ、満喫できるよう、自然環境の保護と適切な利用推進の両面から取組を進めているところです。

生物多様性・自然環境の保全の推進につきましては、本県の県鳥であるライチョウの保護対策に、昨年 11 月から募集を開始したクラウドファンディングを活用して取り組むほか、環境保全に関心のある企業等の参画を推進する「生物多様性保全パートナーシップ協定」の更なる拡大等により、官民連携で希少種等の保護と環境保全の機運醸成に取り組んでまいります。

自然を保護し、その大切さを伝えていくため、自然環境や歴史・文化を解説するガイド人材を育成するほか、本県の自然公園を旅の目的地に選んでいただくための新たな旅行商品の造成を支援するなど、自然公園の更なる利用を推進し、積極的に魅力を発信してまいります。

第三に「良好な生活環境保全の推進」について申し上げます。

諏訪湖のヒシの大量繁茂やワカサギの漁獲量減少をはじめとする水環境に関する諸課題を解決するため、水質と生態系の調査研究を一体的に行う「諏訪湖環境研究センター」を本年 4 月に新たに設置します。センターにおいて得られた科学的知見は諏訪湖創生ビジョンに生かすほか、県内の河川、湖沼にも広く

展開し、清らかな水とともに多様な生態系を育む水環境の保全に取り組んでまいります。

廃棄物の適正処理等の推進につきましては、一層の減量化、リサイクルの取組を促進するため、多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定・実施に係る指導を通して、排出抑制など自主的な取組を支援するとともに、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導により、産業廃棄物の適正な処理を推進してまいります。

また、生活環境の保全及び廃棄物処理に対する県民の不安解消と信頼確保のため、引き続き、産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対する立入検査の実施や違反に対する行政処分など厳正かつ迅速な対応を行うとともに、ドローンによる上空監視、夜間パトロールなど、県民や市町村、警察等の関係機関と連携した監視体制により、不法投棄等の抑止と早期対応に努めてまいります。

第四に、「災害に強い県づくりの推進」「社会的なインフラの維持・発展」について申し上げます。

将来に向けて水道事業を持続していくためには、広域化による経営基盤の強化が必要です。このため、市町村等水道事業者からご意見や考え方をお聞きし、事業者間の調整を十分図るとともに、「水道広域連携に向けたアドバイザー派遣事業」を実施するなど、広域化に向けた取組を推進してまいります。

汚水処理につきましては、本県の令和4年度末の普及率は98.3%と、全国で7番目に高い水準にあります。将来にわたりこの高い普及率を維持するには、施設の改築更新や耐震化・耐水化対策を計画的に実施するほか、広域化・共同化による事業運営の効率化や、人口減少に対応した汚水処理方式の最適化を図る必要があるため、昨年3月に県と市町村が一体となって策定した「長野県生活排水処理構想（2022改定版）」に基づき、引き続き、広域化等の取組を推進してまいります。

このうち流域下水道事業につきましては、企業会計への移行に合わせて策定

した「長野県流域下水道事業経営戦略」について、策定後に発生した令和元年東日本台風災害を踏まえた投資計画の見直しのほか、エネルギー価格の高騰、下水汚泥の肥料としての利用などの新たな課題に対応するため、現在、改定作業を進めております。改定案においては、令和元年東日本台風で浸水したクリーンピア千曲をはじめとする終末処理場の100年に一度の降雨に備えた耐水化、ストックマネジメント計画の見直しによる事業の平準化及び脱炭素化への更なる取組などにより、効率的で安定的・持続的なサービスを提供してまいります。

また、今回の能登半島地震では、社会インフラが大きな被害を受け、特に住民の生活に欠くことのできない上下水道は被害が大きく、その復旧が急務となっております。この現状を踏まえ、上下水道施設の耐震化を加速化させるとともに、ソフト面においても災害発生時における体制を改めて確認し、必要な見直しを行ってまいります。来年度からは水道事業を水大気環境課から生活排水課へ移管し、「水道・生活排水課」に改称いたします。これにより広域連携の推進や施設整備における市町村への支援等、水道と生活排水処理に係る業務を一体的に行い、上下水道の基盤強化や強靱化等に取り組んでまいります。

第五に、「循環経済への転換の挑戦」について申し上げます。

昨年公表された令和3年度の1人1日当たりの一般廃棄物排出量が800gとなったことを機に「“チャレンジ800”ごみ減量推進事業」を「信州エコスタイルごみ減量推進事業」に名称変更し、消費者のエコスタイル（環境負荷の小さい生活様式）を創り出すため、信州プラスチックスマート運動や食品ロス削減を推進してまいります。さらに、家庭ごみの約6割を占める容器包装廃棄物の処理が課題となっていることから、消費者の皆様に簡易包装商品を選択していただくためのプロモーションを行うとともに、製造事業者や小売事業者における簡易包装への転換を促進してまいります。

以上、令和6年度当初予算案の主な事業について申し上げます。

次に、債務負担行為としましては、一般会計で再生可能エネルギー発電施設の建設等に係る経費に補助する「再生可能エネルギー普及総合支援事業」について1億8,000万円を設定し、流域下水道事業会計で千曲川流域下水道事務所の運転管理業務委託等、71億72万9千円を設定いたしました。

条例案につきましては、諏訪湖環境研究センターの設置に伴う「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案」及び、志賀高原自然保護センターの山ノ内町移管に伴う「長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案」の2件であります。

事件案につきましては、「令和5年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分について」及び、「流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について」の2件であります。

専決処分報告につきましては、「自然歩道隣接地の事故に係る損害賠償」の1件であります。

以上、環境部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、産業労働部関係について、その概要を御説明申し上げます。

産業労働部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計1,653億1,689万8千円、小規模企業者等設備導入資金特別会計3億3,273万4千円であります。

【令和6年度の取組方針】

産業労働部では、今年度、足元の物価高への対策として、特別高圧受電事業者やLPガス利用者の負担軽減、県内中小企業のエネルギーコスト削減のための設備導入支援などを行うとともに、新たな総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の実現に向け、様々な施策を展開してまいりました。

労働生産性の向上や担い手不足の解消、物価高の克服や持続的な賃上げの実現は、待ったなしの課題です。令和6年度は、「人口減少社会に対応した産業構造への転換」、「世界から選ばれる「稼ぐ」産業の創出」、「喫緊の課題への対応」の3つの柱を掲げ、新たな施策も含め、あらゆる施策を総動員し、課題解決に向け全力で取り組んでまいります。

【新年度に注力する取組】

以下、3つの柱に沿って、令和6年度当初予算案に計上した主要事業について、順次御説明申し上げます。

第一に、「人口減少社会に対応した産業構造への転換」について申し上げます。

(女性・若者から選ばれる産業づくり)

まず、女性・若者から選ばれる産業づくりを進めるため、女性・若者が働き

やすい職場の環境整備、日本一創業しやすい県づくり、賑わいのある街づくりに取り組みます。

出産・育児を契機とする女性のキャリアロス解消を実現するため、男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業に奨励金を支給するとともに、コンサルタントを派遣するなど体制整備を伴走支援します。奨学金返還支援の制度を設ける企業に対し、負担額の助成を行う「奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金」について、新たに「長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金」を創設するとともに、市町村による支援制度との併用を可能とするなど要件緩和を行うことにより、導入企業の拡大を図ります。さらに、昨年11月補正で予算化した「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」を広く活用いただくことにより、若年層の実質賃金の上昇、県内企業の魅力向上を図るとともに、「長野県産業投資応援助成金」により、女性・若者から選ばれる企業等の集積を促進するなど、女性・若者の県内企業への就職と定着を進めます。

松本市と長野市に開設している創業支援拠点「信州スタートアップステーション」を中核とし、官民連携ファンド「信州スタートアップ・承継支援ファンド」や産学官金の連携により、スタートアップ・エコシステムの機能強化を図ります。新たに、県内企業や支援機関等とスタートアップ企業との交流の場を設けるとともに、短期間の集中的支援を行う「アクセラレーションプログラム」において、県内企業等と連携する可能性のあるスタートアップ企業を積極的に採択するなど、協業による事業成長を促進します。事業承継については、引き続き地域振興局・市町村・商工会による合同チームを編成し、サポートが行き届いていない郡部事業者への個別支援を実施することに加え、長野県産業振興機構に設置されている事業承継・引継ぎ支援センターに松本サテライトオフィスを開設し、中南信地域の支援体制を強化します。

郊外大型店やネット通販等の普及により厳しい経営環境に置かれている商店街は、地域住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える場として再生していくことが必要です。各地域で意欲的に地域活性化に取り組む女性・若者

等への活動支援や、商店街における課題解決を目的とするソーシャル・ビジネスの創業支援を通じて、商店街の魅力向上・活力創出に取り組みます。

(人材確保とシェアリングの推進)

人口減少による労働供給が制約される社会の到来を見据え、多様な人材の労働参加を促進するとともに、本県の特徴を活かした人材の呼び込み、若者の県内定着に取り組みます。

子育て中の女性や障がい者、高齢者など短時間での就業を希望する方や、副業・兼業人材などスポット的に働く外部人材等の就労を促進するため、短時間正社員やジョブ型雇用など企業のショートタイムワーク求人の創出を支援します。「外国人材受入企業サポートセンター」の取組に加え、新たに「長野県外国人材マッチング支援デスク」を設置し、県内企業と登録支援機関・人材紹介会社等のマッチングを行うなど、県内企業による外国人材の活用に向けた支援を拡充します。

本県へ人材を呼び込むため、これまでのU I Jターンによる就業・創業に伴う移住支援金に加え、県内企業へ就職しようとする県外の大学生等に対して、就職活動にかかる交通費の一部を補助します。また、県内外の若者から本県の仕事や暮らしの魅力への共感を得るため、ブランド発信においても企業との連携を強化します。コンセプトブックの作成、シンポジウムの開催等により、認識共有と機運醸成を図り、統一性ある情報発信を行います。

未来を担う子どもたちに地域の産業や企業の魅力を伝えるため、信州ものづくりマイスターや企業等と連携した県内小中学生への職業体験の場の提供に加え、新たに児童・生徒の地域産業イベントへの参加を促す取組や、高校生を対象とした県内IT企業へのデジタルインターンシップを実施します。さらに、このような信州と若者をつなぐ取組が、地域において主体的に進められるよう意識醸成を図るとともに、産学官の関係者と連携し、充実に向けた検討を進めます。

（産業DXの推進）

あらゆる分野で担い手が不足し、地域の活力低下が懸念される中であっても、本県産業を持続的に発展させていくことができるよう、デジタル技術の活用による生産性向上、IT人材・企業の誘致の取組を加速します。

デジタル化の機運醸成から現状把握、導入支援に至るまで一貫した支援体制を整備します。各種業界団体等との連携や、ウェブ上でのプラットフォームの構築により、顧客管理システムやPOSレジなどデジタル機器等に関する情報やデジタル化に関する支援情報を提供します。導入に際しては、専門家を派遣するほか、中小企業融資制度資金や補助金による資金的な支援を行います。また、企業内でDX（デジタルトランスフォーメーション）をリードできる人材を育成するため、経営者や現場リーダーを対象として、実践演習などの講座を開催します。

IT人材の獲得競争が激しさを増している中、国内での獲得も進めつつ、海外にも視野を広げて取り組んでまいります。国内では、新たに北陸新幹線延伸や大阪・関西万博の開催を控える関西圏に着目し、関西IT人材と本県人材の交流機会を創出するなど、IT人材・企業の誘致に向けたPRを実施します。海外人材の確保に向けては、国策で若く優秀なIT人材を数多く輩出する国があることから、県内企業における海外IT人材活用の需要の掘り起こし、海外とのネットワーク構築、先行事例の研究などを行います。

第二に、「世界から選ばれる「稼ぐ」産業の創出」について申し上げます。

（世界での競争に勝てる企業の創出）

県内製造業の付加価値額は平成12年の2.7兆円をピークに減少傾向が続いています。GX（グリーントランスフォーメーション）、LX（ライフ・サービス・トランスフォーメーション）といった動きに対応した市場競争力のある製品・サービスの開発支援、海外市場への展開を強化します。

「長野県ゼロカーボン基金」を活用して企業の技術開発プロジェクトを支援するなど、脱炭素化に資するプロダクトイノベーションを促進します。世界的なEVシフトの潮流やスマートモビリティ社会の到来を見据え、EVの構造研究や分解調査を実施して関連部品の開発を促進するとともに、EV関係展示会への出展支援を行うなど県内企業の海外販路拡大を促進します。コロナ禍から脱却し回復局面に入りつつある航空機産業については、新たな技術開発や展示会出展による販路開拓、人材育成等を一層支援します。資源の効率的・循環的な利用を図る「サーキュラーエコノミー」の普及のため、県内製造業を中心として、事例研究や企業間交流を行う場を設けるとともに、企業が持つ技術と未利用資源を活かした製品開発を促進します。食品ロス等環境負荷問題の解決に向け、食品残さの有効活用を図るため、産学官連携によるフードテックを活用した商品開発を支援します。

本県の強みである材料・精密加工技術などを活かし、県内企業の参入が期待される医療機器産業については、県内企業と県内外の企業の連携による医療機器開発プロジェクトの組成や、医療系ベンチャー・スタートアップの創出支援に新たに取り組めます。信州地酒産業の振興のため、醸造技術者の技術向上支援を継続するとともに、GI長野及び長野県原産地呼称管理制度のブランド化や認知度向上に向けた取組を進めます。全国的にもトップクラスの出荷額を誇る発酵食品について、人材の育成や新商品開発等を支援するとともに、酒蔵・ワイナリーや味噌蔵などを旅行プランに組み込む「発酵・健康食ツーリズム」の実証実験を行うなど、発酵食品のブランド価値の向上に取り組めます。伝統的工芸品産業については、産地が抱える個別の状況に応じたより細やかな支援を行うため、産地実態調査を実施します。また、県民参加型予算事業として、木曾くらしの工芸館における伝統的工芸品とクラフト作品の魅力を発信する常設展示や、木曾平沢地区におけるワークショップやイベントの開催などを行い、新たなファン・消費者の拡大を図ります。

(世界のスタンダードへの対応)

近年、気候変動対策が企業にとって経営上の重要課題となり、脱炭素化やESG経営への転換の動きが加速しています。県内企業の温室効果ガス削減やSDGs達成のための取組を後押しし、世界から選ばれる企業を創出します。

サプライチェーン全体のカーボン排出量の削減を図るため、カーボン排出量の可視化や排出削減計画の策定サポートに引き続き取り組みます。金融機関等と連携し、導入設備ごとのコスト削減効果等を試算できる「エネルギーコスト削減促進ツール」の普及を図るとともに、ツール利用事業者に対してゼロカーボン向けの中小企業融資制度資金に係る信用保証料の補助率を引き上げるなど、事業者の自主的な省エネ設備の導入を促します。県内企業の水素利活用に向け、既存設備を水素関連機器に更新した場合の水素の潜在需要量やカーボン排出削減量等について調査・分析を行うとともに、産学官連携による「長野県水素利活用プロジェクトチーム」を立ち上げ、課題の洗い出しと解決策の検討に着手します。

「長野県SDGs推進企業登録制度」については、先月末現在で2,229者が登録しており、企業経営にSDGsの理念を取り入れる動きが着実に広がっています。こうした企業の具体的な取組を共有し、次のアクションにつなげられるよう、登録企業間の交流を促進するとともに、先進的な事例を学ぶ機会を提供します。

最後に、「喫緊の課題への対応」について申し上げます。

(物価高、「物流2024年問題」への対応)

長期化する物価高や「物流2024年問題」に対応するため、昨年11月に策定した『「ゆたかな社会」の実現を加速するための長野県総合経済対策』に基づき、事業者の事業継続を支援するとともに、強靱で健全な経済構造への転換に向け、適正な価格転嫁の促進、産業の生産性向上、地域内経済循環の確立に取り組み

ます。

まず、中小企業融資制度資金において、厳しい経営環境におかれている中小企業者等への資金繰り支援の継続に加え、抜本的な経営改善・事業再生への支援を強化するとともに、事業転換や新分野進出等の前向きな取組を後押しします。具体的には、経営健全化支援資金について、ゼロゼロ融資等の借換需要への対応や、物価高の影響を受ける中小企業者等の資金繰り支援を継続します。また、抜本的な経営改善・事業再生支援として、経営改善サポート資金を拡充し、信用保証付き融資全般からの借換を可能とするとともに、信州創生推進資金（事業展開・物流革新向け）の貸付利率の引下げを継続することで、生産性向上などを目的とした前向きな設備投資等を支援します。

適正な価格転嫁を促進するため、下請企業との望ましい取引慣行の遵守等を宣言する「パートナーシップ構築宣言」について、昨年10月から長野県SDGs推進企業登録制度の登録要件に追加するなど同宣言の啓発強化に取り組むとともに、長野県産業振興機構に設置されている「価格転嫁サポート窓口」及び「下請かけこみ寺」と連携して適正な下請取引の実現を支援します。

先ほど申し上げた「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」や、商工団体等と連携した中小企業のデジタル技術の活用による省力化・生産性向上支援、さらには、中小企業の業務効率化に資する補助金等の制度周知や助言を行う「業務改善支援員」の設置により、生産性向上に向けた取組を促進します。

地域内経済循環の確立に向けては、「しあわせバイ信州運動」を強化します。企業等の皆様に「しあわせバイ信州運動パートナー」への登録を広く呼び掛け、登録事業所数の拡大を目指します。全県統一キャンペーンの実施や、メディアと連携したポータルサイトによるパートナーの取組事例の発信、スーパー、コンビニエンスストア等での「バイ信州コーナー」の設置、中高生による県産品PR動画コンテンツ作成など、機運醸成に向けた取組を本格展開します。加えて、金融機関やソフト開発会社との連携により、デジタル地域通貨の普及・拡

大にも取り組みます。

【債務負担行為の設定等】

令和6年度当初予算案における債務負担行為は、「ものづくり産業応援助成」など3事業、総額17億1千万円を設定いたしました。

条例案につきましては、「長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案」、「資金積立基金条例の一部を改正する条例案」の2件です。

「長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案」は、雇用の確保、地域経済の発展を図るため、産業投資応援地域において、製造業、情報サービス業等を営む法人等が家屋等を取得した場合における不動産取得税の課税免除及び補助の対象期間を令和8年度まで延長するものでございます。

「資金積立基金条例の一部を改正する条例案」は、法人等が行う奨学金返還支援に対し助成することにより、若手人材の確保及び定着を図るため、「長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金」を新設するものでございます。

以上、産業労働部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。
何卒よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、観光部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

観光部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計7億9,394万4千円です。

(観光を巡る状況)

全国の宿泊旅行の動向については、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、昨年1年間の各月の延べ宿泊者数速報値の累計は5億9,351万人、前年の同期間と比べ31.8パーセントの増加となっています。

このうち、外国人延べ宿泊者数は1億1,417万6千人で、前年の同期間と比べ約7倍と大幅な増加となり、コロナ禍前とほぼ同程度まで回復してきたところです。

県内の動向を見ますと、同調査における昨年1月から11月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は1,576万4千人で、前年の同期間と比べ21.5パーセントの増加となっています。

このうち、外国人延べ宿泊者数は124万5千人で、前年と比べ13倍と大幅な増加となっています。

昨年の統計の推移を見ますと、経済活動の回復により、延べ宿泊者数は前年を上回り、コロナ禍前の9割以上まで回復することが見込まれる一方、諸物価の高騰や人手不足など、観光関連産業を取り巻く環境は不透明な状況が続いております。

(「しあわせ信州創造プラン3.0」における観光振興施策の方向性)

本年度が初年度となる長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」における観光施策については、コロナ禍で停滞した観光交流が回復し、観光産業の活性化や地域課題の解決が図られ、暮らす人も訪れる人も楽しむ姿を目指し、「観光地域づくりの推進」、「長野県観光」のプロモーションの展開、「イ

ンバウンドの推進」を柱に位置付け、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進することとしております。各施策を進めるに当たっては、「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱を横軸とし、具体的には、今後、長野県観光戦略推進本部においてとりまとめる観光振興アクションプランにより、関係部局と連携し取り組んでまいります。

以下、令和6年度の主な施策について、順次御説明申し上げます。

(観光地域づくりの推進)

県では、地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、長野県観光機構とも連携し、DMOの形成・経営支援に取り組んでまいりました。今後も引き続き、マーケティングやデジタル化への対応など経営上の課題に対し支援を行ってまいります。

また、世界の潮流であるSDGsの視点を取り入れた持続可能な観光「サステナブルツーリズム」への意識が高まる中、本県においても、白馬村や小布施町において国際的な表彰や認証を取得する地域が現れております。県としても、持続可能な観光地認証である「GSTC認証」を取得しようとする意欲のある地域の取組支援を本年度から開始いたしました。現在、選定した7地区とともに取組を進め、まずは、支援地域における「世界の持続可能な観光地TOP100」への選出を目指してまいります。

長野県の冬季誘客の重要なコンテンツであるスノーリゾートは、県内の一部地域ではインバウンド需要の高まりが見られるものの、県内スキー場利用者数は減少傾向にあり、索道施設の老朽化等もあって厳しい経営状況が続いていることから、知事と県民の皆様との対話集会においても、地域の方から心配の声が寄せられたところです。

こうした声を踏まえ、昨年開催した「スキー場の将来を考える懇談会」において、有識者や索道事業者から御意見をお聞きしたところです。その中では、「地域における存廃を含めた議論を促すためにも『スキー場が地域経済に与える影響』について客観的な評価が必要」との意見が多くを占めるとともに、県

としても、中小規模のスキー場の多くが今後の課題として挙げる資金調達や今後の成長戦略策定に必要となる知見の収集や有識者による助言の機会が必要であると認識に至りました。

このため、経済波及効果の分析ツールの開発によるスノーリゾートエリアの地域経済への影響評価の支援や、スノーリゾートの再構築に向けた検討を後押しするため、アドバイザーボード（助言機関）を設置し、県内スノーリゾートエリアの再構築と持続可能なスノーリゾートの形成を支援してまいります。

世界水準の山岳高原観光地を実現するための重要なコンテンツであるサイクルツーリズムについては、昨年4月に全県一周サイクリングロード「Japan Alps Cycling Road」の公表を行い、ルートのPRや走行環境整備のほか、沿線でのサイクルラック等の設置や、サイクリストに配慮した宿泊施設等の受入環境整備への支援を進めてまいりました。今後は、国内外のサイクリストへの知名度向上とブランド化を図るため、日本を代表し世界に誇りうるサイクリングルートとして国が指定する「ナショナルサイクルルート」を目指し、官民連携の推進組織を立ち上げ、全県を挙げた機運醸成を図ってまいります。

観光産業における人材関連施策については、従来から経営者等の経営力向上のための研修会の開催等を通じ、経営人材の育成等に取り組んできたところです。現在、コロナ禍からの観光需要の回復もあって人材不足が深刻化し、一部の宿泊施設では客室稼働を制限して対応していることなどから、観光産業の人材不足解消は喫緊の課題であると認識しております。このため、本年度から新たに開始した、県内外の学生等が県内観光地で様々な観光業の就業体験ができるパッケージ型のインターンシップ事業を引き続き実施するほか、去る11月議会において予算をお認めいただいた、宿泊施設における業務の細分化・見直しから求人・採用まで伴走支援するモデル事業の実施により、地域内の新たな担い手の参画による人材確保や業務効率化の効果を地域内外へ波及させ、人手不足の解消の一助となるよう取り組んでまいります。

（「長野県観光」のプロモーションの展開）

本県では、コロナ期に実施してきた旅行代金の割引などの需要喚起策からの切れ目ない誘客施策として、本県の多彩な「アウトドアカルチャー」をテーマに、「G o N a t u r e . G o N a g a n o .」をキャッチフレーズとした戦略的なプロモーションを展開してまいりました。現在は、県公式観光サイト「G o N A G A N O」閲覧者の利便性向上や季節に応じた特集記事の発信のほか、県内各地で観光振興にチャレンジする人やグループにフォーカスしたプロモーションに取り組んでいるところです。

今後はこれらの取組に加え、T i k T o kやI n s t a g r a mなどのSNSを活用した動画発信の強化やp o d c a s tといった音声メディアの活用、県内で開催予定の、世界レベルのアウトドアブランドが一堂に会するイベントとのタイアップによるマスメディアでの露出拡大などにより情報発信を強化し、若年層を中心として多くの方に「アウトドアと言えば長野県」と想起していただく機会を増やし、新たな顧客獲得を図ってまいります。

（インバウンドの推進）

現在、インバウンドは急激に回復が図られており、こうした需要を取り込めるよう、従来の中国、台湾や東南アジア向けの取組のほか、現地の観光コーディネーターの新規設置やトップセールスによりアメリカ、オーストラリアやヨーロッパ等の高付加価値旅行市場の開拓に取り組んでいるところです。

一方で、開拓すべき市場における「NAGANO」の認知度はまだまだ低いことから、コーディネーターによる現地旅行会社に対する売り込みや、旅行博をはじめとしたイベントへの出展に加え、雑誌やW e bサイトへの広告掲載等を通じた認知度向上に引き続き取り組んでまいります。

また、プロモーションにより生じた本県への観光需要を確実な送客につなげるため、高付加価値旅行商品の企画から造成、販売までの一貫した体制を備えた「N a g a n o O p e r a t i o n C e n t e r（仮称）」を長野県観光機構に設置し、高付加価値旅行市場からの誘客と観光消費額の一層の拡大につなげてまいります。

これらに加え、本県の強みである自然・アウトドア・文化体験コンテンツを活かした「アドベンチャーツーリズム」をPRする海外商談会への出展や、アメリカでの観光セミナーの開催など、あらゆる機会を通じ、積極的なインバウンド誘致のプロモーションを展開してまいります。

(観光スポーツ部の発足とスポーツツーリズムの振興)

昨年の11月議会でお認めいただきました「知事の事務部局の組織に関する条例」の改正により、本年4月から新たに「観光スポーツ部」が発足することとなりました。競技団体との連携を強化したスポーツ合宿等の誘致促進に加え、長野県公式観光サイト「Go NAGANO」等によるスポーツ関連情報の発信や、プロスポーツ団体との連携による誘客強化のほか、一般スポーツの指導者活用による障がい者スポーツの競技力向上など、一般スポーツと障がい者スポーツの一体的推進を図り、県民生活の充実と地域活性化の好循環を生み出せるよう取り組んでまいります。

(条例案)

条例案につきましては、諸経費の増減や受益者負担の適正化等を図るため各種手数料の見直し等を行う、「信州登山案内人条例の一部を改正する条例案」でございます。

コロナ禍も明け、観光をめぐる状況も好転してまいりました。今後も、引き続き観光消費額の最大化に向け、ターゲットを明確にした国内外の観光プロモーションをはじめ、受入環境整備や人材確保などの持続可能な観光地域づくりを推進することにより、観光産業の持続的発展と地域の活性化に県組織一体となって取り組んでまいります。あわせて、今後の取組を一層推進するために必要となる観光振興財源の検討も丁寧に進めてまいります。

以上、観光部関係の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

農政部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、農政部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、最近の農業を巡る情勢について申し上げます。

【自然災害への対応】

昨年は、4月の凍霜害により、松本地域をはじめ県内全域の果樹を中心に23億3千2百万円余の被害が発生した他、6月1日から3日にかけて南信州地域などで発生した大雨や、7月から8月にかけての降雹、12月16日に白馬村で発生した大雨による土砂災害などにより、果樹、野菜等の農作物で26億3千万円余、農地・農業用施設で15億9千7百万円の被害が発生いたしました。

また、3月上旬から9月下旬までは気温が高く、7月半ばからは降水量が少ない傾向であったことから、水稻については胴割粒・白未熟粒などの発生、果樹についてはりんごの日焼け果の発生等による品質の低下が問題になるなど、多くの自然災害に見舞われた年となりました。

さらに、本年1月1日には令和6年能登半島地震が発生し、県内では、長野市や小布施町、中野市、飯山市のきのこ栽培施設で栽培ビンの落下や生育棚の倒壊、機械の破損等の被害が発生いたしました。

被害に遭われました皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。

県では、被害を受けられた農業者の経営への影響が最小限となるよう、農業農村支援センターによる農作物の栽培管理に関する技術指導を行うとともに、凍霜害の被害を受けた果実の有利販売に向けた流通・販売対策を令和5年9月補正予算で措置しました。また、被害を受けた農地・農業用施設については、復旧工事の早期完了に向け、市町村への支援を行っております。

併せて、令和6年能登半島地震により被災したきのこ栽培施設の復旧・整備や生産資材の導入については、国庫事業を活用し支援してまいります。

なお、気象庁の予報によると、今月から向こう3か月の東日本の気温は高い見通しであることから、本年も農作物の凍霜害の発生が危惧されます。県では、JA等関係機関と連携しながら、暖冬の影響に対する今後の農作物の栽培管理に関する技術対策を広く周知し、凍霜害の未然防止に努めてまいります。

【食料・農業・農村基本法の見直しへの対応】

農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が平成11年に制定されてからおよそ四半世紀が経過する中、昨今の世界情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、農業を取り巻く情勢は法制定時には想定されなかったレベルで急激に変化しております。

国は、このような状況を踏まえ、昨年からは基本法の検証に着手し、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点で見直しに向けた議論を行ってきており、本年の通常国会に改正法案を提出し、成立を目指すこととしております。

また、基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案についても、本国会への提出を目指しており、食料安全保障の強化に向けた対策を講じるための新たな法的枠組みの創設や、農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し、更には、本格的な人口減少に対応した生産性の向上のため、スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設が進められております。

県としましては、こうした基本法の見直しの方向性に加え、関連法案やその他の具体的な施策の展開方向などにも注視してまいります。

【国の令和6年度農林水産関係予算】

農林水産省は、基本法の見直しの方向を踏まえ、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に、新しい資本主義の下、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組めるような環境整備、元気で豊かな農山漁

村の次世代への継承等の実現に向けた各種対策を総合的に実施するための予算として、令和6年度当初予算案2兆2,686億円を計上しました。

主な施策としましては、水田での戦略作物の本作化や畑地化による高収益作物等の導入・定着への支援、国内肥料資源の利用拡大に向けた堆肥のペレット化による広域流通の促進や国産飼料生産組織の人材確保・育成、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地の形成の強化・拡大等があげられます。

また、地域計画の策定に向けた協議や受け皿経営体の強化等の取組への支援や、新規就農の推進、農業教育機関におけるスマート農業等の教育の充実、農地の区画拡大や汎用化・畑地化の推進等の他、環境負荷の低減と高い生産性の両立に向け、気候変動やスマート農業技術に対応した新品種・新技術の迅速な開発と、研究成果の社会実装に向けた環境整備の一体的な推進などについても重点的に措置されております。

県としましては、本県の農業・農村振興の推進に重要な施策も数多く措置されていることから最大限の活用を図ってまいります。

【令和6年度農政部関係予算案】

農政部関係の令和6年度当初予算案総額は、一般会計281億9,708万9千円、農業改良資金特別会計4,927万7千円、漁業改善資金特別会計231万2千円です。

今回提出いたしました令和6年度当初予算案は、2年目を迎える「第4期長野県食と農業農村振興計画」に位置づけた「担い手の確保・育成と農地の活用」、「日本一をめざす果樹の産地力向上」、「持続可能な農業の展開」、「輸出拡大」の対策に重点的に取り組むとともに、計画の3本柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、「魅力あふれる信州の食」に沿った事業を着実に推進できるよう編成しました。

以下、令和6年度の主要な施策につきまして、「第4期長野県食と農業農村振興計画」に沿って、順次、御説明申し上げます。

まず、1つ目の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」では、産業としての農業を振興するため、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」、「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」の3つの体系により施策を展開してまいります。

「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」では、少子高齢化による農業者の減少が進む中、農業・農村の発展と農業生産の維持を図るため、地域の女性農業者グループの事業活動等への新たな支援の他、売上額 10 億円以上を目指す大規模法人の育成を目的とした研修の実施や研修修了生に対するフォローアップなどにより、地域の営農活動や農業生産の中心となる農業リーダーの育成を進めてまいります。

また、活躍する若手農業者等の事例紹介や就農支援策等の情報発信を強化するなど、農業のイメージアップを図る取組や、新規就農時の農業機械や農業用施設の導入支援、親元就農者の経営発展等を支援する取組により新規就農を一層推進するとともに、1日農業バイトアプリの利用拡大や農福連携の取組などにより、多様な担い手の育成と人材活用を進めてまいります。

さらに、地域の協議によって将来の担い手や農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定及び計画に基づき実践する取組を支援するため、農業農村支援センターを中心とした現地支援チームによる市町村等への支援や助言等を行ってまいります。

これらに要する経費として、25億8,427万円を計上いたしました。

「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」では、ゼロカーボンの実現や持続可能な農業の展開を図るため、農業生産活動に起因する環境負荷低減の取組を促進する他、学校給食での有機農産物等の活用など市町村が主体となって取り組む有機農業の産地づくりに向けた支援や、有機農業に係る新たな認証制度の検討などを進めてまいります。また、温室効果ガス削減技術の普及推進を図るため、水田の中干し期間を延長する技術等を検証するための現地実証ほの設置や、水田の中干しが困難な地域でも実施が可能な新たな技術の検討を進めてまいります。

品目別の取組としては、果樹では、りんご高密度植栽培やぶどう「クイーンルージュ®」の導入等を促進するため、現地推進チームによる生産拡大やトップセールスによる本県オリジナル品種等の魅力発信、品質の高い果実を生産・出荷するための果樹棚や冷蔵機器等の導入支援、凍霜害に強い産地を構築するための防霜ファン等の導入支援の他、新たに農作物の盗難を抑止するための盗難防止月間の取組などにより、日本一の果樹産地を目指して、果樹生産者の稼ぐ力の向上に取り組んでまいります。

土地利用型作物では、水田農業の体質を強化するため、県産米の高品質化やコスト削減を推進するとともに、需要が高まっている麦・大豆・そばや、野菜などの高収益作物等への転換を進める他、県産小麦の品質向上のための助成などにより、農業者の経営安定を図ってまいります。

また、県内で薬草を栽培する生産者の課題解決や、生産者と県産薬草の取引をしたい県内生薬取扱企業等をつなぐ「長野県薬草振興ネットワーク」を設立し、県産薬草の振興を図ってまいります。

畜産では、地域の中核となる畜産経営体に対し、収益力の向上やコスト削減等に必要な施設整備を支援することで、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する体制の構築を推進してまいります。

特定家畜伝染病については、今年度も全国で発生が確認されている高病原性鳥インフルエンザや、依然として根絶できていない豚熱など、本県においても発生リスクが高い状態にあることから、県内のウイルス浸潤状況を随時確認するとともに、農場のバイオセキュリティレベルの向上や、万が一の発生に備えて、防疫措置体制の強化に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、効率的で生産性の高い農業の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地の区画拡大や畑地化、中山間地域の水田における用水管理の省力化など、稼ぐ農業を支える基盤整備に引き続き取り組んでまいります。

これらに要する経費として、96億1,098万3千円を計上いたしました。

「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」では、国内の市場規模が縮小する中、輸出に意欲的な生産者や事業者で構成する長野県農産物等輸出事業者協議会の取組支援や、県産ぶどうの認知度向上に向けた取組等により、輸出先国との取引の維持・拡大を図ってまいります。

また、本県の強みである「ぶどう」、「コメ」、「花き」を輸出重点品目として設定し、ぶどうはシンガポール、コメはアメリカ（ハワイ州）、花きは香港をターゲットに、輸入事業者の招へいや現地小売店等における販促活動の展開、インターネットを活用した広報などの産地PR活動を実施するなど、県産農畜産物の輸出拡大を戦略的に進めてまいります。

これらに要する経費として、1億5,770万9千円を計上いたしました。

2つ目の柱である「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」では、地方回帰の流れの中で、農ある暮らしアドバイザー、地域サポーターによる相談活動や栽培セミナー等を実施し、農ある暮らしや半農半Xを実践する者など多様な担い手による農地の有効利用を図ることで、農村地域の維持・保全を推進してまいります。

また、人口減少や高齢化等により農村コミュニティの衰退が懸念される中、地域コミュニティの維持や集落機能の再編を図り、地域で支え合う村づくりを支援するため、農業者を含む地域住民が一体となり、農用地の保全、地域資源活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進する他、農村RMOが実施する農村コミュニティ機能の維持・強化への調査、計画作成、実証事業の支援を行ってまいります。

さらに、中山間地域は平坦地域に比べて人口流出による過疎化や高齢化の進行が顕著であり、集落機能の低下や農業生産活動の衰退が懸念されることから、各地域の特性を活かした新品目の導入など、農村集落の話し合いに基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援することにより、農業・農村の持つ美しい農村景観等の多面的機能の維持や中山間地域の活性化を図ってまいります。

併せて、激甚化、頻発化する気象災害などに対応するため、引き続き排水機場の改修や防災重点農業用ため池の耐震化の他、ため池を活用した雨水貯留の取組への支援など県土強靱化を重点的に推進し、災害に強い県土づくりを進めてまいります。

これらに要する経費として、104億6,099万7千円を計上いたしました。

3つ目の柱である「魅力あふれる信州の食」では、観光協会や商工会等における地域食材を活かした観光地域づくりへの支援などにより、観光分野等における県産農畜産物の地域内での利用を促進してまいります。

また、農業体験等の広報活動の実施などにより、県民や消費者等の農業生産現場への理解を醸成し、県産農畜産物の地域内利用の拡大や、農畜産物の適正な価格形成等を促進してまいります。

さらに、国内人口の減少による米などの需要減退や国際的な飼料・肥料価格の上昇等は、県内農業にも大きな影響を及ぼしており、これまで以上に、持続的に成長し海外情勢に左右されない食料システムの確立が求められていることから、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における「世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト」において、徹底した地産地消・地産地消を推進するため、有機農産物等の学校給食や社員食堂での利用拡大などを支援することで、自立度の高い経済圏の確立を目指してまいります。

これらに要する経費として、1,137万7千円を計上いたしました。

【債務負担行為の設定等】

令和6年度当初予算案における債務負担行為の設定は、「県営農村地域防災減災事業」など15事業です。

条例案につきましては、「長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の1件です。

事件案につきましては、「県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負契約の締結について」など3件です。

専決処分報告につきましては、「試験場管理中の事故に係る損害賠償の専決処分報告」の1件です。

【組織改正】

最後に、令和6年4月の農政部関係の組織改正について申し上げます。

所属の体制を強化するための全庁的な小規模課室の見直しにより、家畜防疫対策室を園芸畜産課へ統合し、新たに畜産支援・防疫対策担当課長を配置します。

以上、農政部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

令和6年2月県議会
定例会における 林務部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、林務部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

林務部関係の令和6年度当初予算案の総額は、一般会計150億7,002万3千円、県営林経営費特別会計3億8,379万6千円、林業改善資金特別会計3,944万3千円であります。

県土の約8割を占める本県の森林については、民有林人工林のうち約8割が50年生を超えるなど、カラマツをはじめとした森林資源の多くが利用期を迎えており、「伐って、使って、植える」という森林の循環利用を進めていく段階に入っています。

一方で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などから森林への関心が低下している状況にあり、主伐・再造林による森林の若返りや間伐などの森林整備の推進、それを支える担い手の確保・育成の取組が益々重要になっています。

こうしたことから、昨年度、本県の森林・林業を巡る現状と課題を整理し、概ね100年先の森林のあるべき姿とその姿を実現するために取り組むべき森林づくりに関する方向性を明らかにした長野県森林づくり指針を策定しました。この指針では、森林資源の循環利用を推進する「持続的な木材供給が可能な森林づくり」、森林の空間の多面的利活用を推進する「県民が恩恵を享受できる森林づくり」、森林のもつ公益的機能の高度発揮を目指す「県民の暮らしを守る森林づくり」の3つの基本方針により、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ、豊かな暮らしにつながる社会を目指すこととしています。

以下、令和6年度の主要施策につきまして、この3つの基本方針に沿って、順次

御説明申し上げます。

【持続的な木材供給が可能な森林づくり】

2050 ゼロカーボンの実現に向け、本県の森林が CO2 吸収能力を十分に発揮できるよう若い森林への更新が必要です。そのための計画的な主伐・再造林を着実に推進するため、森林所有者の費用負担が大きい再造林とその後の下刈り等の標準的な経費の全額支援を、引き続き実施し、木材生産量の増加と森林の若返りを促進します。また、地形が急峻で森林作業道の開設が困難な地域において架線を活用した全木集材から再造林までの一貫作業や自走式下刈り機による作業の省力化、再造林後の苗木をニホンジカ等の食害から守る見まわり活動への支援などの予算を新たに計上し、令和6年度の再造林面積目標としては、今年度の360ヘクタールから160ヘクタール増やした520ヘクタールを目指します。

主伐・再造林の推進のためには、林業の生産性向上も重要です。このため、高性能林業機械の導入やICTを活用したスマート林業の取組の推進、林道や森林作業道の整備、森林境界明確化の取組支援などの効率的な木材生産につながる取組を進めてまいります。

主伐・再造林や効率的な木材生産には、林業人材の確保も欠かせません。近年、林業従事者は約1,500人で推移していますが、就業者のうち、素材生産の従事者数は、ほぼ横ばいで推移している一方で、再造林や下刈り、間伐等に従事する保育作業の従事者数は減少傾向にあります。こうしたことから、若年層や転職・移住者などの担い手の確保を促進するため、新卒者の就職や他産業からの転職者への支援金の支給、新規就業者のためのシミュレーターを活用した研修の実施、保育従事者を新規雇用した事業者への奨励金の支給等、引き続き全国トップクラスの働きやすい林業県づくりを推進してまいります。

県産材の活用については、最新の令和4年の木材生産量を見ると、製材用及び合板用の木材生産が堅調であったことから、前年比で4千立方メートル増の62万9千立方メートルとなっております。

県産材の需要拡大や木材の安定供給、流通体制の強化に向け、引き続き木材産業等に精通した「信州ウッドコーディネーター」を配置し、川上から川下までの連携体制の強化と併せ、事業者等の水平連携の構築に努めるとともに、県産材製品を扱う事業者や県産材を活用した施設等の情報発信を強化し、県産材製品を入手しやすい環境を整えてまいります。

身近な製品を木質に転換する「ウッドチェンジ」の取組については、令和4年度から22件の製品開発や販路拡大を支援してきており、来年度は県民や観光客が店頭で手軽に購入できる製品の開発などターゲットをより明確化し、県産材の利用拡大の新たな展開を図ってまいります。

「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる新時代創造プロジェクトの一つである「世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト」に関連する取組としては「徹底した地消地産・地産地消」の推進の一環として、化石燃料から薪やペレットなど木質バイオマスへのエネルギー転換を進めるため、市町村やハウスメーカー等と連携した研究会を設置するとともに、県民や企業向けの体験会・相談会を通じて、導入効果事例や補助制度等のPRを強化し、取組を促進してまいります。

また、「人口減少下における人材確保プロジェクト」に関連する取組としては、森林・林業を支え、森林資源を生かしたイノベーションを創出する人材を育成するため、市町村や人材育成機関、試験研究機関と連携して、「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」の形成を目指します。経営感覚を有する林業人材の育成や木や森に関することを幅広く学べるリカレント教育、及び森林ベンチャースクールの開設によ

り、創業支援の取組を推進し、木や森を活かす豊かな社会をつくるための知識と技術基盤が整う全国随一の地域へ形成を図ってまいります。

【県民が恩恵を享受できる森林づくり】

本県の豊かな森林資源を生かし、森林空間を健康増進や教育などの様々な分野で活用する「森林サービス産業」の振興を図るため、創業セミナーの開催や創業に必要な経費の支援、専門家による助言等の伴走支援を行うとともに、質の高いサービスを提供できる人材育成に取り組んでまいります。

一方で、地域住民による主体的な集落周辺の里山の整備や利活用の取組が、多くの県民や県外から訪れる皆様が気軽に活用できる「開かれた里山」の活動に発展し、里山の利用が広がることが重要です。その活動の前提となる森林所有者等の合意形成への支援や計画作成、研修会の開催を進めるとともに、利用の先進事例等を情報収集したホームページの開設などにより、多くの皆様が森林に親しむことができるよう推進してまいります。

【県民の暮らしを守る森林づくり】

近年、短時間で強く激しい降雨が頻発しており、それに伴う山地災害等も激甚化しています。県土の保全や森林の持つ公益的機能を発揮させるため、荒廃山地の復旧や森林整備と施設整備を一体的に実施する治山事業や土砂災害防止等の森林の多面的機能の維持・増進を図る造林事業を着実に進め、災害に強い森林づくりに取り組んでまいります。

国民の4割が罹患していると言われる花粉症の対策として昨年5月に「花粉症に関する関係閣僚会議」において、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の3本柱が決定されました。国の補正予算を活用して、スギの多い南信、北信地域を中心に

伐採や植替えとともにスギ材利用を進めてまいります。

昨年 11 月に「長野県ツキノワグマ対策あり方検討会」を設置し、クマの捕獲許可権限や、ゾーニング管理の導入、錯誤捕獲時の対応などの課題について議論を進めてまいりました。

市町村等へのアンケート調査や対策にあたる現場の声をお聴きしながら、対応策について検討し、2月13日に開催した検討会では、新たなツキノワグマ対策の方向性のたたき台が示されたところです。今後は、検討会での議論を踏まえ、効果的な防除対策と里地での人身被害防止を目指して検討を進め、今年度末までに意見集約を図ってまいります。

また、鳥獣被害対策全般では、森林づくり県民税を活用した林内の見通しを確保するための緩衝帯の整備を積極的に支援するとともに、センサーカメラ等のICT技術を用いたシカ等の捕獲事業により効果的な捕獲手法の普及を図ってまいります。

【県民参加型予算】

県民等の新たな発想や問題意識を取り入れ、共創する「県民参加型予算」の提案・選定型として二つの取組を進めます。

上伊那地域においては、地域材の地域内加工と消費促進を図るため、地域材製品の情報を入手できるアンテナショップやECサイトの開設、子ども向け木工体験も含めた青空市での展示販売等の実施により、地域材の認知度向上と発信力の強化に取り組めます。

木曽地域においては、木工の歴史と伝承が継承される木曽地域ならではの付加価値の高い「新たな木製品」の開発・試作や地域住民など誰でも日常生活で使える「木質空間づくりDIYキット」の開発・活用実践に取り組めます。

以上、令和6年度当初予算案における主な施策について申し上げます。

【信州F・POWERプロジェクト】

信州F・POWERプロジェクトについては、事業主体の一つである征矢野建材株式会社が民事再生手続を進めており、2月22日には同社の再生計画案について決議する債権者集会が開催される見込みです。県としては、部局横断の「事業継続支援チーム」において、補助事業が円滑に継続され所期の目的が達成されるよう支援してまいります。こうした取組に加え9月補正予算や11月補正予算による木材の有効活用やサプライチェーンの構築に向けた取組の支援や主伐・再造林の推進、林業の担い手の確保などにより県内全体の原木の安定供給を図ってまいります。

債務負担行為といたしましては、長野県林業公社の造林資金借入金に対する損失補償ほか2事業で総額8億3,087万円を設定いたしました。

事件案につきましては、「県営林道事業施行に伴う市町村の負担について」の1件、報告案件としましては「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」1件でございます。

令和6年4月の林務部関係の組織改正について申し上げます。

課題への対応力の強化を図る観点からの全庁的な小規模課室の見直しにより、鳥獣対策室を森林づくり推進課へ統合し、鳥獣対策担当課長を配置します。また、保安林解除や林地開発許可業務等を一部の地域振興局に集約し、専任職員の配置による迅速かつ適正な事務処理を推進してまいります。

以上、林務部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

令和6年2月県議会
定例会における 建設部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、建設部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本年1月1日、最大震度7の「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県を中心に甚大な被害が発生しました。犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

長野県内においても長野市、信濃町、栄村で震度5弱の大きな揺れを観測し、幸いにも人的被害はなかったものの、長野市や小谷村では家屋の一部が損壊する被害が発生しました。

令和6年能登半島地震のような大規模な地震は、糸魚川－静岡構造線断層帯をはじめ多くの活断層を抱える本県でも今後発生することが予測され、平成27年3月に作成された「長野県地震被害想定調査報告書」では、今回の地震を超える人的・物的被害が想定されております。

そのため、建設部としましては、地震から県民の命を守る喫緊の対策として、住宅の耐震化をより一層推進してまいります。

併せて、今回の地震による被害も踏まえ、「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる「持続可能で安定した暮らしを守る」ため、緊急輸送道路の整備、迂回機能の強化、法面对策など災害時における道路ネットワークの強化や、流域治水対策、土砂災害対策、インフラ老朽化対策などによる県土の強靱化を着実に進めるとともに、防災教育などのソフト対策も推進することにより、ハード・ソフト両面から災害に強い県づくりに取り組んでまいります。

このほか、同プランに掲げる「創造的で強靱な産業の発展を支援する」、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」につきましても、関係部局をはじめ、地域振興局や市町村、地域の皆様など様々な主体と連携・協働して施策を進めてまいります。

これらを踏まえた建設部関係の令和6年度当初予算案の総額は、1,151億2,003万4千円であります。

令和5年度11月補正予算と一体的に切れ目なく執行し、事業効果の早期発現を図るとともに、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた施策を展開してまいります。

以下、主な事業の概要につきまして、「しあわせ信州創造プラン3.0」の柱に沿って申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

住宅等の省エネルギー化、グリーンインフラの推進などによる地球環境への貢献や、インフラ整備等による県土の強靱化、インフラ老朽化対策、交通安全対策の推進による生命・生活リスクの軽減に取り組めます。

(持続可能な脱炭素社会の創出)

住宅分野における2050ゼロカーボンを実現するため、地域の工務店と協働して、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を生かした快適で健康な住まいづくりを推進します。昨年11月に策定した「ゼロカーボン戦略ロードマップ」において、住宅部門では、国の計画を前倒し、2025年度以降できるだけ早い時期に全

ての新築住宅をZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化することを目標としました。その目標達成のため、信州健康ゼロエネ住宅助成金について、「新築」では、再生可能エネルギー関連設備の助成対象を拡充するとともに、「リフォーム」では、ZEH基準を超える省エネリフォームに対する助成額の増額や、天井や床の部分断熱改修も助成対象とするなど制度を拡充し、より省エネ性能が高い住宅への誘導を図ってまいります。併せて、本年度に作成したZEHの標準的な仕様書を用いた設計・施工の研修会を開催し、住宅供給の主力である県内工務店の技術力のボトムアップを図りながら、「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する高断熱・高性能な住宅の普及を推進してまいります。

県営住宅については、^{おおがや}大萱団地と^{ときわかみいち}常盤上一団地において、ZEH水準に加え太陽光発電システムを導入した建替工事を行うほか、^{やしろ}社団地においては外壁や窓などの高断熱化を図るゼロエネ・リフォーム工事の2棟目に着手するなど、既設県営住宅の更なる省エネルギー化も進めてまいります。

「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、令和4年度に策定した長野、松本、上田及び飯田の4市による「エリアビジョン」の実現に向け、まちなか緑地の整備や保全事業を実施することにより、緑あふれる空間を創出してまいります。

（災害に強い県づくりの推進）

国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、災害に強いインフラ整備による県土の強靱化を推進してまいります。

流域治水対策としましては、堤防・護岸等の河川施設の整備による「流す」取

組、県有施設への雨水貯留浸透施設の設置など雨水を貯留・浸透させる「留める」取組、浸水想定区域図の作成などによる「備える」取組を、「流域治水プロジェクト」や「長野県流域治水推進計画」に基づき着実に進めます。併せて、本年度作成した学習用模型や動画を活用し、児童生徒を起点にした県民全体への「流域治水対策」の更なる普及啓発を図ってまいります。

土砂災害対策としましては、土石流や流木対策に加え、再度災害防止のための緊急対策や除石等による既存堰堤の機能増進などによる「流域を保全する土砂災害対策」を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等に立地する要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、砂防堰堤等の整備を計画的に進めてまいります。併せて、住民の実践的な避難行動につなげるため、小学校の防災教育や各地で実施される防災訓練に土砂災害に関する豊富な知識を有する講師を派遣し、訓練計画の作成や訓練への助言等の支援を実施しながら地域防災力の向上を図るとともに、地区防災マップの作成など、住民の自主的な防災活動を促進してまいります。

災害時における道路ネットワークの確保については、これまでも重点的に取り組んでまいりましたが、今回の地震における道路の被災状況を踏まえ、更に予算を重点配分して取り組んでまいります。

道路の防災・減災対策では、緊急輸送道路の法面对策について、要対策箇所の半数以上を令和7年度までに完了するとともに、可能な限り早期に全ての対策を完了するよう事業の進捗を図ってまいります。また、災害時に発生する道路の長期の通行止めは県民生活に多大な影響を及ぼすことから、緊急車両の通行確保や道路利用者への影響を最小限にするため、緊急輸送道路の整備を重点的に実施するとともに、迂回機能の強化も図ってまいります。

加えて、災害発生時の孤立解消や物流の確保には、被害状況を迅速に確認した

上で、最も効果的なルートを選定して集中的な対策を講じる必要があることから、災害時の道路の被害状況を迅速に把握するためのドローンの活用や、平常時から関係機関等と情報を共有するための災害情報共有システムの運用方法について検討を行ってまいります。

冬期交通の確保にあたっては、国、NEXCO等との連携強化に努め、大雪警報が発令されるなど同時通行止めの可能性があるときは、WEB会議等により道路及び降雪状況の情報共有を行いながら、相互で必要に応じた対応を行うことにより、大雪時の安全で円滑な交通を確保してまいります。引き続き、堆雪帯の整備や融雪施設の更新などのハード整備を進めるほか、現在、44工区で実施しているJV（共同企業体）による除雪業務の更なる拡大を図るとともに、除雪機械を効果的に配備することにより、除雪業務の効率化も図ってまいります。

能登半島地震では、犠牲者の多くが家屋の倒壊によるものであったことから、住宅の耐震化は急務です。これまで、震災時の膨大な復旧費用の軽減を図るため、「長野県耐震改修促進計画（第三期）」に基づき、市町村と協調して耐震改修を促進してまいりましたが、改修を躊躇する主な理由として、令和元年に国土交通省が行ったアンケート調査では「費用負担が大きい」ことが挙げられております。そのため、コストを抑えた耐震工法の普及を図るとともに、耐震改修に対する補助の上限額を増額し、最大150万円までの耐震改修には自己負担が生じないよう制度を拡充することにより、耐震化の一層の加速化を図ってまいります。併せて、耐震改修の効果と必要性を、住宅の所有者はもとより所有者と離れて暮らす御家族にも届くよう、様々な媒体を活用して周知してまいります。

昨年5月、土砂等の盛土の崩落による災害から国民の生命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」が施行されました。本県におい

ても、盛土の崩落等により人家等に被害を及ぼす可能性のある区域を規制区域として指定するため、引き続き基礎調査を進めるなど、令和7年度の規制開始を目指して取り組んでまいります。

（社会的なインフラの維持・発展）

高度経済成長期以降に整備された多くの公共インフラの老朽化が進行しております。定期点検等により修繕等が必要とされた橋梁やトンネルなどのメンテナンスについては、新技術等を活用しながら、各施設の長寿命化計画に基づいた修繕・更新を計画的・集中的に実施するとともに、ライフサイクルコストを削減するため「事後保全型」から「予防保全型」へ早期の転換を図ってまいります。

また、交通量が多い市街地や主な観光地へのアクセス道路のうち、特に損傷が進んでいる約170キロメートルの区間について、「道路リフレッシュプラン」として集中的な修繕等を実施します。舗装の修繕のほか、歩行の支障となる除草や景観を悪化させる支障木の伐採、視認性が悪く安全な走行に支障をきたしている区画線の引き直しを行いながら、道路の適切な維持・管理に努めてまいります。

（県民生活の安全確保）

児童・生徒を交通事故から守るため、「通学路の安全確保に関する方針」に基づき通学路等の安全対策を進めており、一部暫定的な対応を含め、今年度末までに全箇所対策を完了する予定です。今後は、用地買収等を伴う歩道の整備が必要な箇所について引き続き事業の進捗を図り、可能な限り早期の対策完了を目指してまいります。

【創造的で強靱な産業の発展を支援する】

地域の安全・安心を支える建設産業が、将来にわたって持続的に発展していくため、次世代を担う人材の確保・育成、生産性向上と労働環境の改善に取り組みます。

（地域の建設業等における担い手の確保の推進）

人材の確保については、産・学・官が連携し、これまで実施していた高校生等を対象にした就労促進事業や中学生への職場体験学習などに加え、首都圏で学ぶ大学生等への合同企業説明会や小学生を対象とした現場見学会の開催など、建設産業の魅力を伝え入職を促す様々な取組を広く展開してまいります。

（建設産業の振興）

建設産業の生産性向上と労働環境の改善を図るため、建設工事におけるICTを活用した遠隔地からのリアルタイム現場確認や、AIやドローンを活用した道路・河川パトロールなどにより業務の効率化を図るとともに、建設関連企業を対象としたBIM/CIM講習会による人材の育成を行い、建設DXを推進してまいります。

また、実際の現場で働く女性や若手の技術者の意見を踏まえ、本年度から、清潔で広く快適なトイレや、広い休憩室を設置するモデル工事を実施しており、今後は、全ての現場への展開を目指してまいります。併せて、市町村と連携しながら施工時期等の平準化、週休2日工事の実施、入札関連手続きの集約化等により、入札契約制度の適正化にも取り組んでまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

快適で活力のあるまちづくりのため、「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」、「地域活力の維持・発展」、「本州中央部広域交流圏の形成」、「移住・交流・多様なかかわりの展開」、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進」、の6点に取り組みます。

(地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進)

歩きやすい歩道の整備や公共空間の利活用などによる、まちなかの賑わいづくりを推進するため、歩きやすいまちづくり実証事業（信州まち・あい空間事業）により、上田市をモデルとした社会実験のための基礎調査を実施するなど、市町村と連携した具体的な取組を行いながら、快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

景観行政を取り巻く状況変化に対応し、広域的な観点から守るべき景観の保全・育成を推進するため、「長野県景観育成計画」改定に向けた取組を進めます。景観行政団体に移行した市町村も含めた広域的な指針となる「長野県景観育成ビジョン」の策定、太陽光発電施設や宅地開発の増加などの新しい景観阻害要因に対応した基準の設定や重点的に景観誘導を行う「景観育成重点地域」の指定などにより、信州らしい美しい景観形成を推進してまいります。

松本平広域公園の更なる魅力向上を図るため、園庭整備の専門家をアドバイザーに委嘱し、「年間を通じて楽しめる公園」にするための植栽管理や園庭整備を進めるとともに、指定管理者や地元住民等を対象としたセミナー等の開催を通じてボランティア活動を中心とした地域コミュニティの活性化を図り、観光客や地域

住民に愛される美しい公園を目指してまいります。

(地域活力の維持・発展)

「信州地域デザインセンター（UDC信州）」では、多くの市町村から、多岐にわたるまちづくりの御相談をいただき、公・民・学連携による専門的かつ広域的な視点から助言や提案を行ってまいりました。本年1月には、更なる利便性の向上を図り、南信地方の市町村からの相談にも迅速に対応するため、下諏訪町にサテライトオフィスを設置したところです。今後は、エリアビジョンの策定など広域的な課題に対しては「重点支援地域」として集中的に支援するなど、より効果的・効率的な体制を構築し、快適で賑わいのあるまちづくりに向けた取組を進めてまいります。

移住者・子育て世帯向けの住宅は十分な供給がない一方で、空き家は様々な事情により市場への流通が進まない状況があることから、移住者や子育て世帯の住まいの確保に向けた取組を進めます。空き家や公共の遊休建物を有効活用し、「移住したくなる住まい」や「子育てしやすい住まい」を増やすための仕組みを検討する場を設置するとともに、有効な取組については、広く市町村で活用されるよう普及を図ってまいります。

(本州中央部広域交流圏の形成)

高規格道路につきましては、県内3路線で国による整備が進められており、県といたしましても整備促進に向けて積極的に連携・協力してまいります。

このうち、「中部横断自動車道」につきましては、唯一の未整備区間となっている^{ながさか}長坂から^{やちほ}八千穂間について、長野・山梨両県が環境影響評価と都市計画決定

の手続きを進めているところであり、引き続き、国や山梨県、関係市町村と連携し、早期事業化に向けて地域の合意形成を図ってまいります。

「三遠南信自動車道」につきましては、「飯^{いいだか}喬道路」3工区の橋梁工事や「青^{あおくずれとうげ}崩^{なげ}峠^{とうげ}道路」のトンネル工事が進められております。また、現道活用区間として県が整備する「小^{こおろし}嵐^{あらし}バイパス」につきましては、「青^{あおくずれとうげ}崩^{なげ}峠^{とうげ}道路」のトンネル発生土を活用しながら工事を着実に進めてまいります。

「中部縦貫自動車道」につきましては、「松本波田道路」の用地取得や新村地区における橋梁工事が進められております。先線の波田から中^{なか}ノ^の湯^ゆ間^まにつきましては、計画段階評価の着手に向けて、引き続き、国や松本市とともに検討を進めてまいります。

県では、「松本糸魚川連絡道路」の「安曇野道路」を令和4年度に事業化しており、早期の着工に向けて引き続き調査・設計を進めてまいります。また、大町市街地区間においては、本年1月に最適ルート帯を決定したところであり、引き続き地域の皆様へ丁寧な説明を心がけながら、計画の推進を図ってまいります。

「伊那木曾連絡道路」の「姥^{うばがみとうげ}神^{かみ}峠^{とうげ}道路延伸工区」につきましては、令和5年度補正予算を活用して工事着手に向けた手続きを進めており、早期完成をめざし事業を推進してまいります。

リニア関連道路の整備につきましては、長野県駅と中央自動車道を直結する「座^ざ光^{こう}寺^じ上^{かみ}郷^{さと}道路」や国道153号の「飯田北改良」などの整備を進めるほか、直轄権限代行として事業中の国道153号「伊^い駒^{こま}アルプスロード」の調査を国と連携して行うなど、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及できるよう、着実な事業の進捗を図ってまいります。

リニア中央新幹線の県内における工事の状況につきましては、現在トンネル7

工区において掘削工事や準備工事が行われ、天竜川橋梁や土曾川橋梁の下部工事においても着実に進捗しているところです。引き続き事業主体のJR東海に対して安全管理の強化や地域に寄り添った誠実な対応を求めてまいります。

県では、リニアを活用したまちづくりを関係市町村との共通認識のもと連携して推進するため、地域特性を踏まえた開発適地の抽出などを内容とする、リニア駅近郊の土地利用の「グランドデザイン策定」に取り組むとともに、国が設置した中間駅周辺圏域の取組を支援する「関係府省による会議」への参画等を通じ、本県の立地を生かした戦略を提言するなど、リニアバレー構想等の実現への取組を強化してまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

県民参加型予算として、御提案いただいた労働者協同組合ワーカーズコープ松本事業所及び松本大学と協働して「県営住宅の空き住戸の有効な利活用」に取り組みます。提案者や地元町会等と対話を重ねながら、県営住宅内で若者や子育て世帯、高齢者など多様な世帯がいきいきと暮らせる「ミクストコミュニティ」を形成するための交流施設を整備するとともに、活動人材の育成を支援してまいります。

（世界水準の山岳高原観光地づくりの推進）

道路の無電柱化につきましては、「長野県無電柱化推進計画」に基づき、上田市や白馬村など6箇所において事業を実施しております。引き続き計画的な事業の進捗を図り、安全で快適な通行空間はもとより、魅力ある良好な景観形成や観光振興にも資するよう取り組んでまいります。

自転車を活用した観光地域づくりやサイクリストの安全確保を図るため、県内を1周する「Japan Alps Cycling Road」の整備を進めており、その一部である諏訪湖周サイクリングロードが今年度末までに完成する予定です。引き続き関係部局や地域振興局と連携し、矢羽根型路面標示の設置など、快適で安全な自転車通行空間の整備を進めてまいります。

道の駅については、リニューアルを必要とする18駅中、16駅のトイレリニューアルを完了していることから、残る2駅のトイレの洋式化やバリアフリー化への改修を進めるとともに、来年度に開業を予定する「道の駅 八千穂高原」の工事を着実に進め、観光拠点としての利便性向上やイメージアップを図ってまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進）

令和10年に開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開閉会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場について、国に対し必要な予算の確保を強く求めながら、令和7年度の完成を目指し着実に整備を進めてまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

関係団体との連携による居住支援や、子育て世帯に配慮した県営住宅の改修などにより、子育て世帯や若者が住みやすい環境を確保します。

（子どもや若者の幸福追求を最大限支援する）

高齢化や新型コロナウイルス感染症による収入減などにより、増加する住宅確

保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、地域の基盤となる市町村居住支援協議会の設立に向け、市町村や関係団体等を対象とした勉強会等を開催し、関係者の連携強化を図ってまいります。

住宅セーフティネットの中心的な役割を担う県営住宅において、子育て世帯の優先入居を引き続き実施するとともに、古い中高層住宅をメゾネット形式により子育て世帯・ひとり親世帯向けにリノベーションするなど、子育てしやすい住戸環境を整えることにより、若者の子育てを支援してまいります。

【地域の課題を「連携」と「協働」で解決】

まちづくりや観光振興など地域課題解決に向け、地域戦略推進型公共事業では、^{おぼすて}姨捨の棚田や温泉地などを結ぶ周遊観光を進める「^{とぐらかみやまだ}戸倉上山田温泉をめぐる賑わいのあるまちづくり」や、諏訪湖の環境保全やサイクリングロード整備を一体的に進める「諏訪湖を活かしたまちづくり」など、地域の多様な主体と連携・協働したインフラ整備を引き続き推進してまいります。

【債務負担行為の設定ほか】

令和6年度当初予算案に係る債務負担行為は、建設工事の複数年度にわたる契約に要するものなど、1,057億2,133万4千円を設定いたしました。

条例案は、「長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」など一部改正条例案2件であります。

事件案は、「一般県道^{おおの だあずさばし}大野田 梓 橋停車場線災害防除工事（^{やけやま}八景山2工区上部工）

請負契約の締結について」など16件であります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など5件であります。

以上、建設部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

発言通告者一覧表（代表質問・質疑）

= 6・2定例会 =

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|----------|
| 1 | 依田明善 | 自由民主党県議団代表
(議席番号・43番) | 県政一般について |
| 2 | 小林東一郎 | 改革信州代表
(議席番号・45番) | 県政一般について |
| 3 | 小山仁志 | 新政策議員団代表
(議席番号・27番) | 県政一般について |

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 6・2定例会 =

発言順位	氏名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	清水純子	(公明党・39)	15分	県政一般について
2	和田明子	(共産党・48)	19分	県政一般について
3	共田武史	(自民党・32)	25分	県政一般について
4	小林あや	(新政団・15)	13分	県政一般について
5	続木幹夫	(改革信・36)	18分	県政一般について
6	藤岡義英	(共産党・24)	12分	県政一般について
7	大畑俊隆	(自民党・30)	22分	県政一般について
8	高島陽子	(改革信・33)	18分	県政一般について
9	宮下克彦	(自民党・29)	22分	県政一般について
10	佐藤千枝	(改革信・10)	16分	県政一般について
11	小林陽子	(改革信・2)	15分	県政一般について
12	奥村健仁	(新政団・6)	13分	県政一般について
13	勝山秀夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
14	竹村直子	(改革信・1)	14分	県政一般について
15	酒井茂	(自民党・41)	25分	県政一般について
16	丸茂岳人	(自民党・20)	21分	県政一般について
17	林和明	(改革信・3)	14分	県政一般について
18	大井岳夫	(自民党・19)	21分	県政一般について
19	山田英喜	(自民党・18)	21分	県政一般について
20	向山賢悟	(自民党・17)	22分	県政一般について
21	川上信彦	(公明党・25)	10分	県政一般について
22	加藤康治	(公明党・14)	10分	県政一般について
23	両角友成	(共産党・38)	12分	県政一般について
24	グレート無茶	(新政団・5)	13分	県政一般について
25	早川大地	(自民党・9)	22分	県政一般について
26	毛利栄子	(共産党・47)	12分	県政一般について
27	勝野智行	(公明党・13)	10分	県政一般について
28	垣内将邦	(自民党・8)	22分	県政一般について
29	丸山寿子	(改革信・11)	15分	県政一般について
30	望月義寿	(改革信・22)	12分	県政一般について
31	青木崇	(自民党・7)	22分	県政一般について
32	花岡賢一	(改革信・21)	13分	県政一般について
33	小林君男	(無所属・12)	11分	県政一般について
34	清水正康	(新政団・16)	12分	県政一般について
35	小池久長	(新政団・40)	12分	県政一般について
36	百瀬智之	(新政団・26)	12分	県政一般について

令和6年2月定例会

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 の 要 旨	陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会
陳第 222号	上信自動車道の建設促進について	上信自動車道建設促進期成同盟会 会長 小淵 優子	5. 12. 20	危機管理建設
陳第 223号	上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について	東部湯の丸インターチェンジ道路網整備促進期成同盟会 会長 花岡 利夫	5. 12. 20	危機管理建設
陳第 224号	沖縄県辺野古への基地建設中止に関する意見書提出について	小泉郡青木村村松1825 木幡 佑司	6. 2. 6	総務企画警察
陳第 225号	学校プールの整備、水泳授業の継続に係る財政支援について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	環境文教
陳第 226号	中信地域における広域的な道路ネットワークの整備促進について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	危機管理建設
陳第 227号	带状疱疹ワクチンへの公費助成制度の創設並びに定期接種化について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	県民文化健康福祉
陳第 228号	学校給食費の無償化について	長野県市議会議長会 西沢 利一 長野市議会議長	6. 2. 7	環境文教
陳第 229号	子どもの貧困とギャンブル依存症等の因果関係を解明した上で、早急にギャンブル等依存症対策推進計画の策定を求めることについて	沖縄県南城市字つきしろ1739-7 ギャンブル被害を無くす沖縄県民の会 代表 砂川 竜一	6. 2. 13	県民文化健康福祉

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年2月21日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 77 号 訴えの提起について

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 4 項 市町村振興費の一部

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 7 項 中央新幹線建設費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 43 号 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 44 号 長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

第 45 号 長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 57 号 長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について

第 58 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）請負契約の締結について

第 59 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区）変更請負契約の締結について

第 60 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 61 号 一般国道 141 号道路改築工事（平原大橋）請負契約の締結について

第 62 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）請負契約の締結について

第 63 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 1 工区）変更請負契約の締結について

第 64 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 2 工区）変更請負契約の締結について

- 第 65 号 主要地方道諏訪辰野線道路改築工事（小坂から有賀 4 工区）変更請負契約の締結について
- 第 66 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 67 号 一級河川岡田川河川改修工事（排水機場整備）変更請負契約の締結について
- 第 68 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について
- 第 69 号 一級河川の指定について
- 第 70 号 河川隣接地の事故に係る損害賠償について
- 第 71 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 72 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 73 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中
- 第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中
 - 歳 出 第 2 款 総 務 費
 - 第 6 項 防災費
 - 第 7 項 災害救助費
 - 第 9 款 土 木 費
 - 第 1 項 土木管理費
 - 第 2 項 道路橋梁費
 - 第 3 項 河川費
 - 第 4 項 砂防費
 - 第 5 項 都市計画費の一部
 - 第 6 項 住宅費
 - 第 8 項 直轄事業負担金
 - 第 12 款 災害復旧費
 - 第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部
 - 第 3 項 県単土木施設災害復旧費
- 第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 222号 上信自動車道の建設促進について
- 陳第 223号 上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について
- 陳第 226号 中信地域における広域的な道路ネットワークの整備促進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

危機管理建設委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 50号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

県民文化健康福祉委員長 続 木 幹 夫

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費の一部

第 4 項 市町村振興費の一部

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 6 項 大学費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 3 号 令和 6 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

第 4 号 令和 6 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

第 5 号 令和 6 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

第 6 号 令和 6 年度長野県国民健康保険特別会計予算案

第 13 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

第 22 号 長野県文化会館条例の一部を改正する条例案

第 23 号 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 24 号 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案

第 25 号 長野県女性相談支援センター条例案

第 26 号 県立ときわぎ寮条例案

第 27 号 医療法施行条例の一部を改正する条例案

第 28 号 貸付金免除条例の一部を改正する条例案

第 29 号 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案

第 30 号 長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案

第 31 号 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

第 32 号 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例案

第 33 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

- 第 34 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 35 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 36 号 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第 37 号 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 51 号 指定管理者の指定について
- 第 52 号 指定管理者の指定について
- 第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中
- 第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中
 - 歳 出 第 2 款 総 務 費
 - 第 9 項 生活文化費
 - 第 10 項 外事費の一部
 - 第 3 款 民 生 費
 - 第 4 款 衛 生 費
 - 第 11 款 教 育 費
 - 第 1 項 教育総務費の一部
 - 第 6 項 大学費
- 第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部
- 第 80 号 令和 5 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 81 号 令和 5 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 86 号 令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 2 号）案

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

県民文化健康福祉委員長 続 木 幹 夫

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 8号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
- 陳第 55号 市町村における福祉医療制度の安定的な維持のための乳幼児等医療給付事業の助成の拡大について
- 陳第 143号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 177号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 227号 帯状疱疹ワクチンへの公費助成制度の創設並びに定期接種化について
- 陳第 229号 子どもの貧困とギャンブル依存症等の因果関係を解明した上で、早急にギャンブル等依存症対策推進計画の策定を求めることについて

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

県民文化健康福祉委員長 続 木 幹 夫

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 6号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を新基地などの埋立てに使用しないことを求める意見書提出について
- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 34号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 144号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 178号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について

(6) 公衆衛生対策について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

環境文教委員長 両 角 友 成

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費

第 8 項 保健体育費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 12 号 令和 6 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

第 14 号 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計予算案

第 46 号 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案

第 47 号 長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案

第 48 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 74 号 令和 5 年度長野県流域下水道事業会計剰余金の処分について

第 75 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

第 76 号 高等学校の統合について

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費

第 8 項 保健体育費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

- 第 85 号 令和 5 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 87 号 令和 5 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案

環境文教委員会陳情審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

環境文教委員長 両 角 友 成

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 225号 学校プールの整備、水泳授業の継続に係る財政支援について

陳第 228号 学校給食費の無償化について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

環境文教委員長 両 角 友 成

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 52号 公立高校が魅力的で特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるための支援を求めることについて
- 陳第 63号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67号 学級編制に関することについて
- 陳第 93号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 95号 特別支援教育の支援充実について
- 陳第 96号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 97号 木曽郡の実情に合わせた魅力ある高校づくりについて
- 陳第 98号 中学校部活動の地域移行のあり方について
- 陳第 99号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 124号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 137号 教育環境の整備について
- 陳第 171号 教育環境の整備について

- 陳第 201号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 202号 特別支援教育の充実について
陳第 203号 へき地手当支給率の改善について
陳第 204号 教職員数の増員について
陳第 205号 学校における働き方改革について
陳第 208号 30人規模学級の継続について
陳第 209号 日本語指導・外国籍等児童生徒支援指導の充実について
陳第 210号 不適応・不登校児童生徒への支援充実について
陳第 211号 養護教諭に対する代替措置について
陳第 212号 教育予算の確保について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習・スポーツの振興及び文化財の保護について
- (9) 教育機関の運営について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

農政林務委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 8 号 令和 6 年度長野県農業改良資金特別会計予算案

第 9 号 令和 6 年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

第 10 号 令和 6 年度長野県県営林経営費特別会計予算案

第 11 号 令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

第 42 号 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 53 号 県営かんがい排水事業菅平地区減勢工改修工事変更請負契約の締結について

第 54 号 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について

第 55 号 県営土地改理事業施行に伴う市町村の負担について

第 56 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 83 号 令和 5 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案

第 84 号 令和 5 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

農政林務委員長 百 瀬 智 之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

産業観光企業委員会審査報告書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

産業観光企業委員長 酒 井 茂

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 7 号 令和 6 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

第 15 号 令和 6 年度長野県電気事業会計予算案

第 16 号 令和 6 年度長野県水道事業会計予算案

第 38 号 長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案

第 39 号 資金積立基金条例の一部を改正する条例案

第 40 号 信州登山案内人条例の一部を改正する条例案

第 41 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 82 号 令和 5 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1
号）案

第 88 号 令和 5 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

第 89 号 令和 5 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月8日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

産業観光企業委員長 酒 井 茂

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和6年3月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

総務企画警察委員長 共 田 武 史

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 歳入歳出予算中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費の一部

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費の一部

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 15 款 予 備 費

第 2 条 債務負担行為中の一部

第 3 条 地 方 債

第 4 条 一時借入金

第 5 条 歳出予算の流用

第 2 号 令和 6 年度長野県公債費特別会計予算案

第 17 号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

第 18 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 19 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 20 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 21 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 49 号 包括外部監査契約の締結について

第 50 号 交通事故に係る損害賠償について

第 78 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳入全部

歳出

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 市町村振興費

第5項 選挙費

第8項 統計調査費

第10項 外事費の一部

第11項 人事委員会費

第12項 監査委員費

第10款 警察費

第11款 教育費

第1項 教育総務費の一部

第13款 公債費

第14款 諸支出金

第2条 繰越明許費の補正中の一部

第3条 地方債の補正

第79号 令和5年度長野県公債費特別会計補正予算（第1号）案

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和6年3月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

総務企画警察委員長 共 田 武 史

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 224号 沖縄県辺野古への基地建設中止に関する意見書提出について

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年3月11日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

総務企画警察委員長 共 田 武 史

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について
- 陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について
- 陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について
- 陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について
- 陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿

(6・2定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委員							無所属
		自民党	改革信	新政団	公明党	共産党	無所属		
総務企画警察	10	寺萩佐風丸 沢原木間山 功祥辰栄	小荒井 林井武志	百瀬智之	清水純子	毛利栄子			
県民文化健康福祉	10	大山堀共青 井岸内田木 岳喜孝武	埋林 橋茂和 人明	小山仁志	勝野智行	藤岡義英			
産業観光企業	9	宮山早 宮山早 下本田川 彦司喜地	小高島 林島陽陽 子子	小林あや	勝山秀夫	和田明子			
農政林務	9 (欠員1)	竹小酒 内池井 美清茂	中丸 川山博寿 司子	奥村健仁		両角友成	小林君男		
危機管理建設	10	大服依垣 畑部田内 俊宏明将	竹続望 村木月 直幹義	小池久ト無茶 グレー	加藤康治				
環境文教	9	丸西向 茂沢山 人隆悟	花佐 岡藤賢千 一枝	清水正康	川上信彦	山口典久	宮澤敏文		
議会運営	11	共西酒丸垣 田沢井茂内 武正岳将	丸高花 山島岡 寿陽賢 子子一	小林あや	加藤康治	山口典久			

常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿

(6・2定例会)

委員会名	委員長	副委員長
総務企画警察	寺沢功希	百瀬智之
県民文化健康福祉	小山仁志	大井岳夫
産業観光企業	宮下克彦	小林陽子
農政林務	中川博司	竹内正美
危機管理建設	大畑俊隆	竹村直子
環境文教	花岡賢一	丸茂岳人
議会運営	共田武史	丸山寿子